

令和5年度
包括外部監査の結果に関する報告書
及びこれに添えて提出する意見

学校教育に係る財務事務の執行状況
及び事業の管理運営について

福島市包括外部監査人
公認会計士 富樫 健一

目次

第1章 総論	4
第1節 包括外部監査の概要	4
1 包括外部監査の種類	4
2 選定した特定の事件	4
3 外部監査の対象期間	4
4 外部監査の実施期間	4
5 特定の事件を選定した理由について	4
6 包括外部監査の方法	5
7 監査対象機関	5
8 外部監査の補助者	6
9 利害関係	6
第2節 包括外部監査の監査結果	7
1 監査の結果について	7
2 監査の結果及び意見の集約リスト	8
第2章 学校教育における財務事務と管理運営	12
第1節 福島市教育委員会の概要	12
1 組織、事務分掌	12
2 職員配置表	13
3 事務分掌	13
4 教育委員会制度の概要	16
5 市立学校	19
第2節 福島市教育委員会の財務状況	25
1 予算決算対比（歳入）	25
2 予算決算対比（歳出）	26
第3節 計画について	27
第4節 監査結果及び意見	32
第1項 学校教育課	32
1 語学指導を行う外国青年招致費	32
2 学校教育就学援助・就学奨励費（教育施設管理課所管の学校給食関連を含む）	33
3 働き方改革	66
第2項 教育研修課	70
1 特別支援教育推進事業	70
2 スクールソーシャルワーカー派遣事業	72
3 心のケア推進事業費	75
4 不登校児童生徒復帰支援事業費	78

5	ICT 教育関係 総論	80
6	ICT 教育フューチャービジョン推進事業費	82
6-1	令和4年度導入学習用端末 (iPad) 用 Web フィルタリングソフト購入	83
6-2	指導者用デジタル教科書ライセンス購入	84
6-3	令和4年度 Web 会議ソフト購入	85
6-4	福島市小・中・特別支援学校 ICT 支援業務委託	87
6-5	福島市公衆無線 LAN 環境運用保守業務委託	91
6-6	ふくしま支援学校無線 LAN 環境構築業務委託 (令和3年度繰越明許費)	92
6-7	福島市立小中特別支援学校学習用端末賃貸借及び福島市立小中特別支援学校学習用端末賃貸借 (追加調達分)	95
6-8	令和2年度小中学校指導用パーソナルコンピュータ等賃貸借及び令和2年度小中学校特別支援学校指導用パーソナルコンピュータ等賃貸借 (追加調達分)	97
6-9	令和元年度小中学校パーソナルコンピュータ等賃貸借	99
7	学校教育情報ネットワークシステム運用費	100
7-1	校務情報システムプリンター用消耗品購入	101
7-2	福島市校務情報システム運用業務委託	103
7-3	令和4年度福島市校務情報システム用機器賃貸借	105
8	小学校 ICT 推進事業費	108
8-1	パーソナルコンピュータ等賃貸借	108
9	中学校 ICT 推進事業費	111
第3項 教育施設管理課		112
1	福島型給食推進事業費	112
2	管理運営費 (南部学校給食センター給食運送委託契約)	126
3	学校給食費	133
4	福島市東部学校給食センター	144
5	飯坂小学校劣化度業務委託	147
6	三河台小学校耐力調査業務委託	149
7	杉妻小学校屋上防水及び北校舎等外壁改修工事	151
8	清水小学校屋上防水及び北校舎等外壁改修工事	154
9	笹谷小学校屋内運動場屋根改修工事	156
10	渡利中学校屋内運動場改築事業	158
10-1	地盤改良工事	161
10-2	建築本体工事	163
10-3	電気設備工事	166
10-4	機械設備工事	168
11	ふくしま支援学校校舎等改築事業	170

第4項	小中学校及び廃校視察結果	177
1	杉妻小学校	177
2	鎌田小学校	184
3	大森小学校	190
4	第一中学校	196
5	北信中学校	202
6	信陵中学校	210
7	廃校施設の現地視察	217
7-1	旧茂庭小学校滝野分校	217
7-2	旧大波小学校上染屋分校	218
7-3	旧茂庭中学校	219
7-4	旧大波小学校	220
7-5	旧土湯小学校	221
7-6	旧青木小学校	221
7-7	旧東湯野小学校	222
7-8	旧中野小学校	223
7-9	旧水原小学校	224
7-10	飯野町教職員住宅	225
第5項	学校施設の統廃合の状況について	226
第3章	監査の結果に関する報告に添えて提出する意見	244
1	学校給食費の公会計化について	244

第1章 総論

第1節 包括外部監査の概要

1 包括外部監査の種類

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号。以下、「法」という。）第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

福島市の学校教育に係る財務事務の執行状況、事業の管理運営について

3 外部監査の対象期間

原則として令和4年度の執行分
（必要に応じて他の年度も対象とする。）

4 外部監査の実施期間

令和5年7月25日から令和6年3月25日まで

5 特定の事件を選定した理由について

学校教育は将来の社会を担う子供たちを育成するものであるが、少子化による児童生徒数の減少、教職員の働き方改革、学習指導要領の改訂、ICTの技術革新やグローバル化の一層の進展など取り巻く環境が変化している。また、福島市は東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による影響も収束していない。更には過去に経験したことのない自然災害や新型コロナウイルス感染症への対策も求められている中でも「学びをとめない、学び続ける」対応が求められている。

福島市は、「福島市教育振興基本計画（令和3年度～令和7年度）」を教育基本法に基づく「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置

付け、令和 3 年度から令和 7 年度までの「第 6 次福島市総合計画」における教育分野と「福島市の教育の大綱」とも整合性を図りながら策定し、各年度の実施計画を策定している。

財政面では、福島市の令和 4 年度一般会計予算（当初）1,159 億円に対して、教育費の歳出が 123 億円であり歳出額に占める割合が 10.6%となっており、予算に占める重要度も高い。

以上のような背景から、学校教育等に関する現状把握に基づき、正確な課題認識を行い、その対応について財務事務の執行状況、経済性・効率性・有効性の観点から監査を行うことは有効であると判断し、特定の事件として選定した。

6 包括外部監査の方法

(1) 監査の要点

学校教育に関する事務の執行等について、地方自治法、条例及びその他の法令等に従い、迅速、適正かつ合理的に実行されているか、更に最少の経費で最大の効果をあげる原則、法第 2 条第 14 項及び第 15 項に規定する組織及び運営の合理化に努めるべき原則等の趣旨に沿って事業が行われているかどうかについて監査を実施した。

(2) 監査手続

- ① 事務執行に関する各種規程を入手し、整備状況等を検証した。
- ② 関係書類を閲覧し検証した。
- ③ 所管部局等の関係者への質問等により、事務の執行状況を検証した。
- ④ 必要に応じて関連施設等への現場視察を実施した。
- ⑤ 検出された問題点に関して、その改善策の検討を実施した。
- ⑥ その他必要とした手続きを実施した。

7 監査対象機関

福島市教育委員会事務局 教育総務課、学校教育課、教育研修課、教育施設管理課
杉妻小学校、大森小学校、鎌田小学校、福島第一中学校、北信中学校、信陵中学校
東部学校給食センター、廃校施設10施設（旧茂庭小学校滝野分校、旧大波小学校上染屋分校、旧茂庭中学校、旧大波小学校、旧土湯小学校、旧青木小学校、旧東湯野小学校、旧中野小学校、旧水原小学校、飯野町教職員住宅）

8 外部監査の補助者

公認会計士 高久 健一

公認会計士 須賀 俊一

公認会計士 渡邊 さやか

公認会計士 勝田 博之

公認会計士 中鉢 政彦

公認会計士
試験合格者 鈴木 貴也

9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は、法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

※本文中の金額の表示については、原則として表示単位で切捨て表示をしており、合計額が一致しない場合がある。

第2節 包括外部監査の監査結果

1 監査の結果について

監査の結果及び意見について、監査人は次の区分で述べている。

区分	内 容
指摘	現在の法令等に照らして違反又は不当と監査人が判断した事項 ・本文中、【指摘】と表記する。
意見	「指摘」には該当しないが、監査人が、改善を要すると判断した事項又は検討を要すると判断した事項 ・本文中、【意見】と表記する。

これらの記載区分は、監査人が判断した事項であり、かつ、現状の多様性から必ずしも厳密で統一的な区分を行えない場合があることをご承知おきいただきたい。

なお、監査の結果及び意見については、特段の断りがない場合は、令和6年1月末現在の判断に基づき記載している。

2 監査の結果及び意見の集約リスト

No	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘	意見	
学校教育課 2 学校教育就学援助・就学奨励費				
①	システム内の認定基準と実施要綱の認定基準の不一致	●		4 2
②	実施要綱の更新漏れ	●		4 3
③	生活扶助基準額の算定方法について	●		4 4
④	令和5年度の就学援助制度の見直しについて	●		6 5
⑤	所得金額の定義について		●	6 6
学校教育課 3 働き方改革				
①	時間外勤務時間の把握について		●	6 7
②	時間外勤務時間の分析・対応について		●	6 8
③	長時間の時間外勤務時間の解消に向けた取組について		●	6 9
	学校教育課小計	4	4	
教育研修課 2 スクールソーシャルワーカー派遣事業				
①	予算残額について		●	7 4
教育研修課 3 心のケア推進事業				
①	消耗品費の支出について		●	7 7
②	予算残額について		●	7 8
教育研修課 5 ICT教育関係 総論				
①	今後のICTの活用について		●	8 0
②	ICT教育における成果指標について		●	8 1
教育研修課 6-3 令和4年度Web会議ソフト購入				
①	予定価格の設計について		●	8 7
教育研修課 6-4 福島市小・中・特別支援学校ICT支援業務委託				
①	予定価格の設計について	●		8 9
②	契約保証金の扱いについて		●	9 0
教育研修課 6-6 ふくしま支援学校無線LAN環境構築業務委託（令和3年度繰越明許費）				
①	入札不調の回避について		●	9 4
教育研修課 6-7 福島市立小中特別支援学校学習用端末賃貸借及び福島市立小中特別支援学校学習用端末賃貸借（追加調達分）				
①	随意契約理由書の根拠法令について	●		9 7
教育研修課 6-8 令和2年度小中学校指導用パーソナルコンピュータ等賃貸借及び令和2年度小中特別支援学校指導用パーソナルコンピュータ等賃貸借（追加調達分）				
①	予定価格の設計について		●	9 9
教育研修課 7-2 福島市校務情報システム運用業務委託				
①	廃棄書類の記録について		●	105
教育研修課 7-3 令和4年度福島市校務情報システム用機器賃貸借				
①	予定価格の設計について		●	107
教育研修課 8-1 パーソナルコンピュータ等賃貸借				
①	利用状況の調査について		●	111
	教育研修課小計	2	12	

No	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘	意見	
教育施設管理課 1 福島型給食推進事業費				
①	補助対象事業区分と交付対象について	●		119
②	学校給食費会計の公会計化		●	121
③	補助額の算出について	●		123
教育施設管理課 2 管理運営費（南部学校給食センター給食運送委託契約）				
①	一者随意契約と予定価格の設計について		●	128
②	決裁文書（一般発議書）の記載事項の欠如について	●		130
③	仕様書の記載内容について	●		130
④	契約条項の記載漏れについて	●		132
教育施設管理課 3 学校給食費				
①	1食あたり食材費の算定検討資料と公表について	●		137
②	学校給食費の徴収・債権管理の公平性の確保について		●	140
教育施設管理課 4 福島市東部学校給食センター				
①	納品書の保管について		●	146
②	食品残さ等について		●	147
教育施設管理課 7 杉妻小学校屋上防水及び北校舎等外壁改修工事				
①	変更契約について		●	153
教育施設管理課 10-1 地盤改良工事				
①	工事契約の方式について		●	163
教育施設管理課小計		6	7	
小中学校及び廃校視察結果 1 杉妻小学校				
①	教職員の勤怠管理について		●	181
②	非常用階段の使用制限について		●	181
③	備品の管理について	●		182
④	教材備品の管理状況について	●		182
⑤	図書管理状況について	●		182
⑥	タブレット端末の管理について	●		183
⑦	管理台帳の記載漏れについて		●	183
小中学校及び廃校視察結果 2 鎌田小学校				
①	教職員の勤怠管理について		●	187
②	学校校舎の整備状況について		●	187
③	図書の管理状況について	●		188
④	学校給食費/現金出納簿の押印漏れについて	●		189
⑤	学校給食費/就学援助返納について	●		189
⑥	学校給食費/現金出納簿の記載方法について		●	189
⑦	情報システムの管理について		●	190
小中学校及び廃校視察結果 3 大森小学校				
①	教職員の勤怠管理について		●	193
②	学校校舎の整備状況について		●	193
③	図書の管理状況について	●		195
④	学用品・通学用品のレシート等提出一覧表の記載につい	●		195

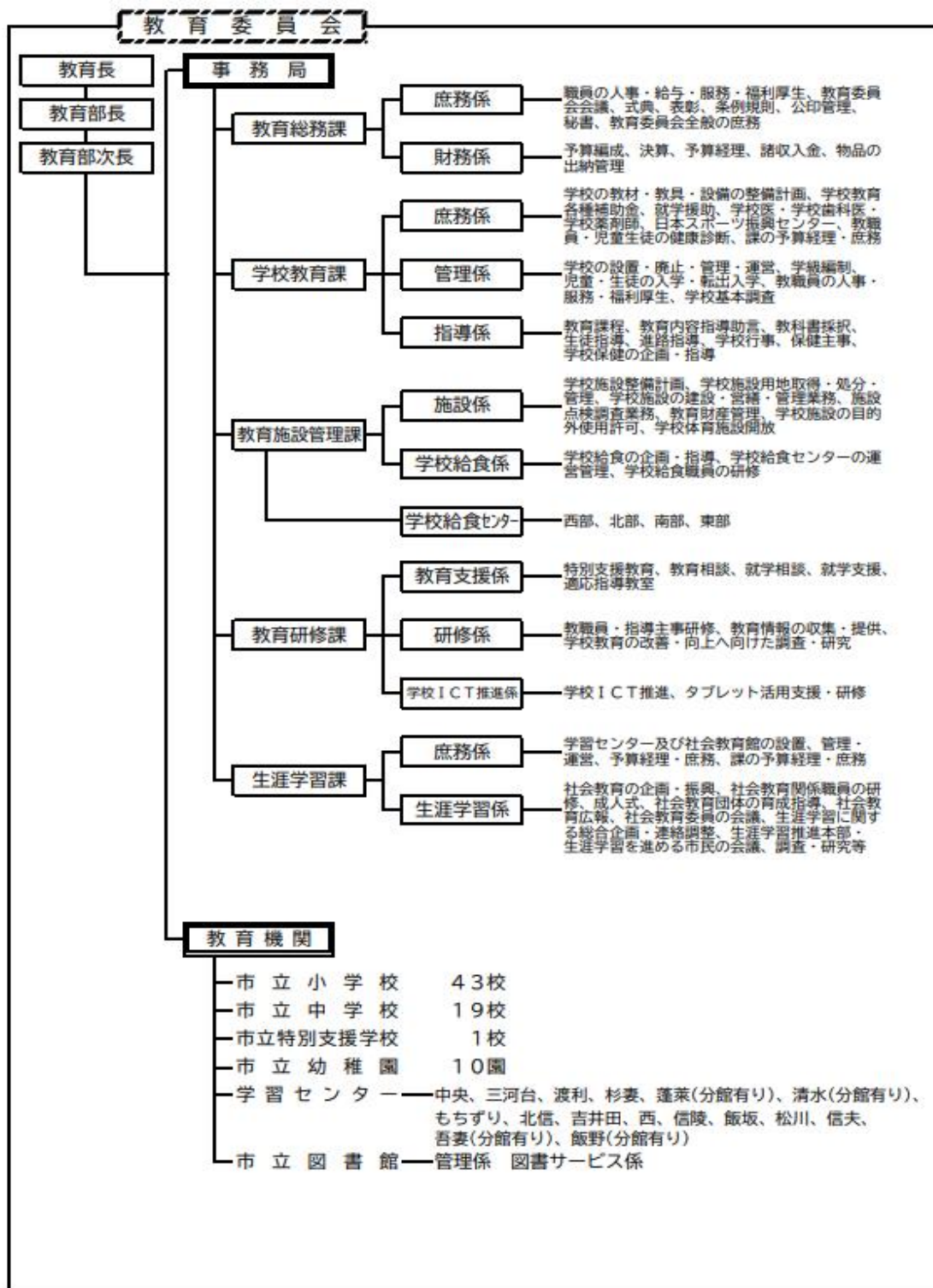
No	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘	意見	
	て			
小中学校及び廃校視察結果 4 第一中学校				
①	教職員の勤怠管理について		●	199
②	突出した超過勤務時間者の存在について		●	199
③	不稼働物品の管理状況について	●		199
④	図書管理状況について	●		200
⑤	就学援助費/領収書の記載について	●		201
⑥	特別支援教育就学奨励費/決裁文書の押印漏れについて	●		201
⑦	特別支援教育就学奨励費/個人別内訳書の修正漏れについて		●	201
⑧	委任払における普通預金の管理について		●	201
小中学校及び廃校視察結果 5 北信中学校				
①	教職員の勤怠管理について		●	205
②	校舎の老朽化について		●	206
③	敷地フェンスに設置している防砂ネットについて		●	206
④	備品への備品標識の貼付漏れについて	●		206
⑤	備品の除却申請のない除却について	●		207
⑥	教材備品台帳の登載漏れについて	●		208
⑦	不要物品の保管状況について	●		208
⑧	図書の帳簿棚卸と実地棚卸の数量乖離について		●	209
⑨	返納に関する現金出納簿について	●		209
⑩	学用品・通学用品のレシート等提出一覧表の記載漏れについて	●		209
⑪	決裁日付の漏れについて		●	210
⑫	給食費の滞納について		●	210
小中学校及び廃校視察結果 6 信陵中学校				
①	教職員の勤怠管理について		●	213
②	学校校舎の整備状況について		●	214
③	備品の管理について	●		214
④	図書の管理状況について	●		215
⑤	新入学児童生徒学用品・通学用品のレシート等提出一覧表の作成について	●		215
⑥	新入学児童生徒学用品・通学用品のレシート等提出一覧表における対象、対象外の判定について		●	216
⑦	給食費の回収管理について		●	216
⑧	教職員が使用するパソコンのパスワード管理について		●	216
小中学校及び廃校視察結果 7 廃校施設の現地視察				
7-1	旧茂庭小学校滝野分校	●		218
7-2	旧大波小学校上染屋分校	●		219
7-7	東湯野小学校		●	223
	小中学校及び廃校視察結果小計	24	25	
学校施設の統廃合の状況について				

No	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘	意見	
3. (3)	福島市の対応状況		●	241
3. (4)	廃校施設の維持管理費	●		242
	学校施設の統廃合の状況小計	1	1	
	総合計	37	49	

第2章 学校教育における財務事務と管理運営

第1節 福島市教育委員会の概要

1 組織、事務分掌



(出典：福島市の教育 令和5年度)

2 職員配置表

市教育委員会の所属別・職名別職員数

(令和5年4月1日現在)

区分	職名 所属	部長	次長	課長	館長	主幹	課長補佐	館長補佐	所長	主任主査	係長	主任	主査	技査	主任管理主事	主任指導主事	指導教諭	主任教諭	主任栄養士	作業長	主任司書	技能主査(用務職)	技能主査(調理職)	副主査	副主任教諭	副主任司書	技能副主査(調理職)	主事	指導主事	社会教育主事	技能主事(用務職)	合計		
事務局	部長	1																															1	
	次長		1																														1	
	教育総務課			(1)		1				1(2)		3												1				2					8	
	学校教育課		1		2	1				2(3)		2		1	2	1								2	1			2	6				23	
	教育施設管理課			1							2		4	2					1														10	
	西部学校給食センター								1				1																				2	
	北部学校給食センター								1					1																			2	
	南部学校給食センター									1											1			5(6)				1					8	
	東部学校給食センター								1					1																			2	
	教育研修課			1							3		2																1	7			14	
	生涯学習課			1							2		3												1				1	(1)			8	
	小学校(43)																						27	31				1					1	60
	中学校(19)																						17	5										22
特別支援学校(1)																						1	2										3	
幼稚園(10)																	6									20							26	
学習センター(16)				1	1		7(8)			(1)	8(15)	11										2		4				5	(5)			39		
図書館(1)				1			1		1	(2)		3									8					2						16		
合計		1	1	4	2	3	2	8	4	1	10	8	31	2	1	2	1	6	1	1	8	47	43	8	21	2	1	12	13	0	1	245		

※()は兼務を含めた人数

(出典：福島市教育委員会教育総務課より提供)

3 事務分掌

教育総務課

- (1) 事務局職員の任免、分限、懲戒、服務その他の人事に関する事。
- (2) 事務局職員及び教職員の給与、退職手当及び共済に関する事。
- (3) 事務局職員の福利厚生及び公務災害補償に関する事。
- (4) 事務局職員の研修に関する事。
- (5) 公印を保管する事。
- (6) 儀式、表彰及び交際に関する事。
- (7) 教育委員会の会議に関する事。
- (8) 教育委員会委員及び教育長の秘書に関する事。
- (9) 教育委員会例規の制定改廃に関する事。
- (10) 教育委員会の所掌事務の総合調整に関する事。
- (11) 教育長協議会及び教育委員会連絡協議会に関する事。
- (12) 教育委員会の重点施策及び長期総合計画に関する事。
- (13) 教育委員会の文書取扱総括管理に関する事。
- (14) 官報、公報その他諸法規の整理保存に関する事。
- (15) 教育行政に関する相談に関する事。
- (16) 予算及び決算の総括に関する事。
- (17) 予算執行の総合調整に関する事。
- (18) 学校の予算経理に関する事。
- (19) 学校の備品に関する事。
- (20) その他教育委員会の所掌事務で他の所管に属しない事項

学校教育課

- (1) 学校教育に係る教材、教具及び設備の整備に関すること。
- (2) 奨学資金に関すること。
- (3) 学校教育に係る調査統計に関すること。
- (4) 教科用図書の無償給付及び給与に関すること。
- (5) 準教科書、副読本等の給与に関すること。
- (6) 所管に係る国庫支出金及び県支出金に関すること。
- (7) 児童及び生徒の遠距離通学費に関すること。
- (8) 要保護及び準要保護児童並びに生徒の就学援助に関すること。
- (9) 学校及び幼稚園（以下「学校等」という。）の設置及び廃止に関すること。
- (10) 学校等の管理及び運営に関すること。
- (11) 学級編制に関すること。
- (12) 教育職員の任免、分限、懲戒、服務その他人事に関すること。
- (13) 教育職員の勤務評定に関すること。
- (14) 教育職員の福利厚生に関すること。
- (15) 叙位及び叙勲に関すること。
- (16) 児童及び生徒の就学に関すること。
- (17) 学校及び幼稚園の教育課程、学習指導、生徒指導、進路指導等についての指導助言に関すること。
- (18) 児童及び生徒の入学、転校及び退学に関すること。
- (19) 幼稚園教育及びへき地教育の振興に関すること。
- (20) 学校訪問に関すること。
- (21) 学校教育指導委員に関すること。
- (22) 研究学校に関すること。
- (23) 教育研究団体の育成充実に関すること。
- (24) 語学指導を行う外国青年に関すること。
- (25) 教科用図書の採択及びその他の教材の採択に関すること。
- (26) 学校における保健の企画及び指導助言に関すること。
- (27) 学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び保健主事に関すること。
- (28) 保健主事及び養護教諭の研修に関すること。
- (29) 教育職員、児童及び生徒の健康診断に関すること。
- (30) 要保護及び準要保護児童並びに生徒の医療費及び給食費に関すること。
- (31) 学校環境衛生に関すること。
- (32) 児童及び生徒の安全教育に関すること。
- (33) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。
- (34) 学校体育に関すること。

(35) 学校保健関係団体との連絡調整に関する事。

教育施設管理課

- (1) 学校教育施設の整備及び財産管理に関する事。
- (2) 学校施設開放に関する事。
- (3) 所管に係る学校教育施設の建築又は営繕工事の設計及び施工に関する事。
- (4) 所管に係る国庫支出金及び県支出金に関する事。
- (5) 所管工事の監督及び検査に関する事。
- (6) 学校等の用地取得及び造成に関する事。
- (7) 学校等の用地管理及び処分に関する事。
- (8) 学校教育施設の災害保険契約に関する事。
- (9) 所管に係る自家用電気工作物の保安に関する事。
- (10) 学校教育施設の目的外使用に関する事。
- (11) 学校林に関する事。
- (12) 教職員住宅に関する事。
- (13) 学校給食の企画及び指導助言に関する事。
- (14) 学校給食施設設備の整備に関する事。
- (15) 学校給食関係職員の研修に関する事。
- (16) 学校給食センターとの連絡調整及び運営に関する事。
- (17) 学校給食関係団体との連絡調整に関する事。
- (18) 福島市・川俣町学校給食センター協議会に関する事。

教育研修課

- (1) 総合教育センターに関する事。
- (2) 教育関係職員の研修に関する事。
- (3) 教育相談に関する事。
- (4) 特別支援教育並びに就学相談及び就学支援に関する事。
- (5) 学校教育情報に関する事。

生涯学習課

- (1) 生涯学習の普及啓発及び調査研究に関する事。
- (2) 社会教育委員及び学習センター運営審議会委員に関する事。
- (3) 青少年教育、成人教育及び家庭教育に関する事。
- (4) 成人式に関する事。
- (5) 視聴覚教育及びレクリエーションに関する事。
- (6) 青少年の奉仕活動及び体験活動に関する事。
- (7) 社会教育資料の作成、刊行及び配布に関する事。
- (8) 社会教育職員及び社会教育関係指導員の研修に関する事。
- (9) 学習センターその他社会教育機関の運営の指導助言に関する事。

- (10) 社会教育関係団体の育成に関すること。
- (11) 生涯学習施設及び情報のネットワーク推進に関すること。
- (12) 社会教育施設に関すること。
- (13) こむこむ館に関すること。
- (14) 学習センターに関すること。
- (15) その他生涯学習の推進に関すること。

4 教育委員会制度の概要

教育委員会は、都道府県及び市町村等に置かれる合議制の執行機関であり、生涯学習、教育、文化、スポーツ等の幅広い施策を展開

[教育委員会制度の意義]

①政治的中立の確保

- ◎ 個人の精神的な価値の形成を目指して行われる教育においては、その内容は、中立公正であることは極めて重要。
このため、教育行政の執行に当たっても、個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保することが必要。

②継続性、安定性の確保

- ◎ 教育は、子どもの健全な成長発達のため、学習期間を通じて一貫した方針の下、安定的に行われることが必要。
- ◎ また、教育は結果が出るまで時間がかかり、その結果も把握しにくい特性から、学校運営の方針変更などの改革・改善は漸進的なものであることが必要。

③地域住民の意向の反映

- ◎ 教育は、地域住民にとって身近で関心の高い行政分野であり、専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の意向を踏まえて行われることが必要。

[教育委員会制度の特性]

①首長からの独立性

- ◎ 行政委員会の一つとして、独立した機関を置き、教育行政を担当させることにより、首長への権限の集中を防止し、中立的・専門的な行政運営を担保。

②合議制

- ◎ 多様な属性を持った複数の委員による合議により、様々な意見や立場を集約した中立的な意思決定を行う。

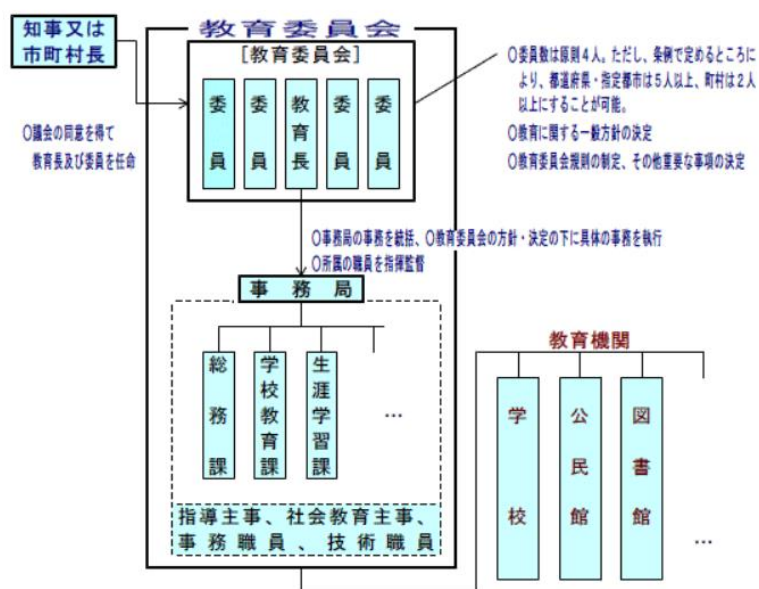
③住民による意思決定（レイマンコントロール）

- ◎ 住民が専門的な行政官で構成される事務局を指揮監督する、いわゆるレイマンコントロールの仕組みにより、専門家の判断のみによらない、広く地域住民の意向を反映した教育行政を実現。

[教育委員会制度の仕組み]

- 教育委員会は、地域の学校教育、社会教育、文化、スポーツ等に関する事務を担当する機関として、全ての都道府県及び市町村等に設置。
- 首長から独立した行政委員会としての位置付け。
- 教育委員会は、教育行政における重要事項や基本方針を決定し、それに基づいて教育長が具体の事務を執行。
- 月 1～2 回の定例会のほか、臨時会や非公式の協議会を開催。
- 教育長及び教育委員は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命、任期は教育長 3 年、教育委員は 4 年で、再任可。

《教育委員会の組織のイメージ》



(出典：文部科学省ホームページより)

福島市教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき設置された教育長と 4 人の委員で組織する合議制の執行機関であり、会議は定例会及び臨時会があり、定例会は原則として毎月 1 回開かれ、教育行政に関する様々なことを審議決定している。

教育長は、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て任命し、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表するとともに、教育委員会の方針を受けて教育委員会に属するすべての事務をつかさどり、教育長の任期は 3 年となっている。

委員は、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て任命し、委員の任期は 4 年となっている。

教育委員会の権限に属する事務を処理するため、教育長の統括の下に事務局が置かれており、5 課により運営されている。このほか、学校、学習センター、図書館などの教育機関が

置かれている。

平成 31 年 4 月 1 日より、文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に併せ、福島市では、条例制定により市長がスポーツ及び文化に関する事務を管理執行することとなった。オリンピック開催を契機に、福島市をあげてスポーツのまちづくりに向けた取り組みを強化するとともに、市民文化振興の取り組みや文化財保護行政をこれまで以上に多様な分野との連携を深め、市長により強力なリーダーシップのもと、施策をより効率的・効果的に推進していくと宣言されている。

福島市教育委員会の構成員

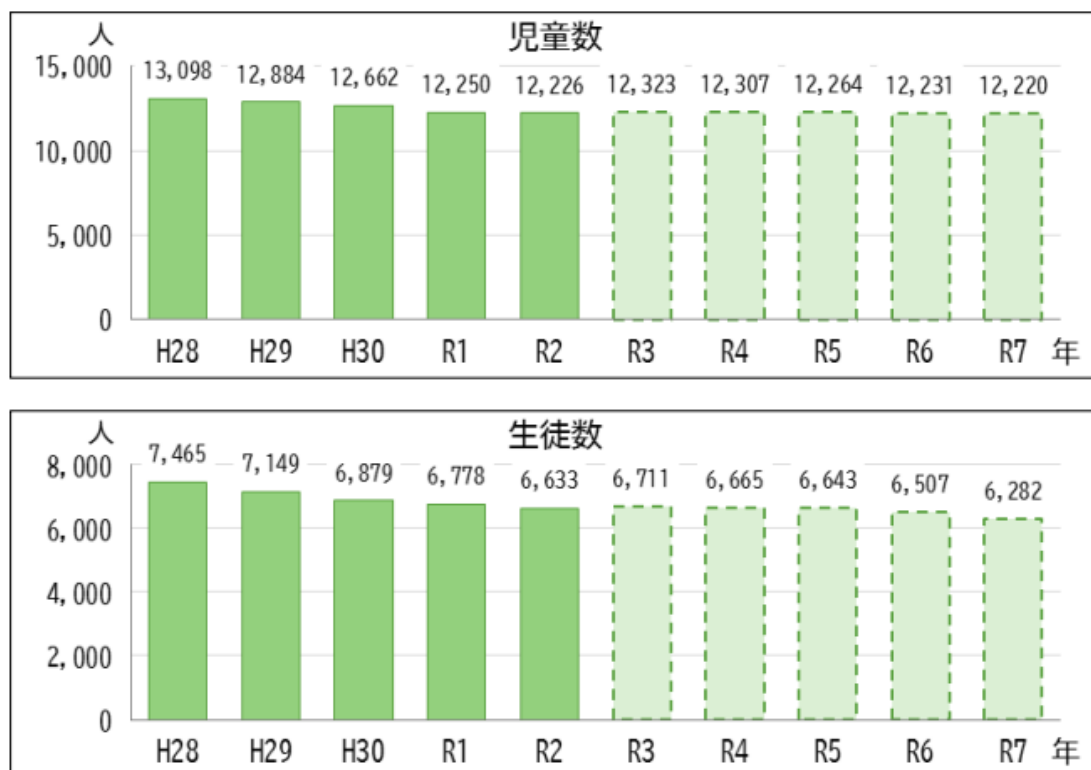
区分	氏名	任期
教育長	佐藤 秀美	令和 4 年 10 月 1 日～令和 7 年 9 月 30 日
委員（教育長職務代理者）	渡邊 慎太郎	令和元年 12 月 23 日～令和 5 年 12 月 22 日
委員	篠木 雄司	令和 2 年 10 月 1 日～令和 6 年 9 月 30 日
委員	高谷 理恵子	令和 4 年 1 月 4 日～令和 8 年 1 月 3 日
委員	立花 由里子	令和 4 年 10 月 3 日～令和 8 年 10 月 2 日

（出典：福島市の教育 令和 5 年 5 月 1 日現在）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 5 項の規定により、委員の任命にあたっては、委員のうち保護者である者（親権を行う者及び未成年後見人）が含まれるようにしなければならないこととされており、福島市の委員のうち保護者である者は 2 人任命されている。

5 市立学校

(1) 児童生徒数



(出典：福島市教育振興基本計画)

児童生徒数は年々減少し、令和3年度以降は学区内の住民登録者数を基に児童生徒数の推計も今後緩やかな減少が継続する見通しとなっている。(令和元年度の生徒数は、平成31年4月5日時点の人数であり、福島市学校施設等個別計画、福島県学校基本調査の基準日(令和元年5月1日)と異なっている。)

(2) 市立学校の設置状況は以下の通りである。

小学校

(令和4年5月1日)

校名	所在地	児童数	学級数	校名	所在地	児童数	学級数
福島一小	杉妻町1-24	89	8	吉井田小	吉倉字桜内48	510	21
福島二小	浜田町2-1	202	12	荒井小	荒井北三丁目7-4	156	8
福島三小	松浪町3-46	328	17	立子山小	立子山字仲森38-1	13	3
福島四小	天神町11-31	75	7	佐倉小	上名倉字大光内1	105	6
清明小	清明町9-31	158	8	佐原小	佐原字田中前24	25	3
三河台小	三河南町17-7	402	16	飯坂小	飯坂町字桜下1	202	10
森合小	森合字中谷地2-3	640	27	中野小	飯坂町中野字東森23	13	2
渡利小	渡利字八幡町120	395	17	平野小	飯坂町平野字石堂10	498	20
南向台小	南向台二丁目36-1	104	6	湯野小	飯坂町湯野字台7	143	8
杉妻小	伏拝字沢口18	624	26	松川小	松川町字南諏訪原31-1	396	18
蓬萊小	蓬萊町四丁目2-1	205	12	水原小	松川町水原字戸ノ内31	12	3
蓬萊東小	蓬萊町七丁目1-1	178	9	金谷川小	松川町浅川字陣場21	69	6
清水小	南沢又字柳清水20	508	21	下川崎小	松川町沼袋字戸ノ内832-3	67	6
北沢又小	北沢又字愛宕1	419	19	鳥川小	上鳥渡字茶中40	353	16
御山小	御山字長滝1-1	395	17	大森小	大森字南中道4	654	26
岡山小	山口字上中田43	423	19	平田小	小田字本内26	47	4
鎌田小	丸子字石名田6	554	23	平石小	平石字長屋敷1-1	27	3
月輪小	鎌田字早津小屋12	118	6	野田小	笹木野字町尻2	692	28
瀬上小	瀬上町字一ノ坪28	540	22	庭坂小	町庭坂字愛宕堂1-1	288	14
余目小	官代字瘤石45	148	7	庭塚小	在庭坂字薬師田19	82	8
矢野目小	南矢野目字関端2-1	367	15	水保小	土船字原野町19-1	69	7
大笹生小	大笹生字緑田1	67	6	飯野小	飯野町明治字遠久内2	183	10
笹谷小	笹谷字上町18	552	22	計45校		12,095	572

(出典：福島市の教育 令和4年度を基に監査人が加工)

中学校

校名	所在地	生徒数	学級数
福島一中	南町 480	550	21
福島二中	桜木町 5-20	217	10
福島三中	古川 44-2	429	18
福島四中	南平 5-8	454	18
岳陽中	須川町 1-33	382	14
渡利中	渡利字平内町 106	268	9
蓬萊中	蓬萊町五丁目 14-2	240	10
清水中	南沢又字清水端 23	388	16
信陵中	笹谷字島原 2	504	18
北信中	鎌田字御仮家 20	735	28
西信中	上名倉字道上 6	154	6
大鳥中	飯坂町字館 11	125	6
平野中	飯坂町平野字館ノ前 3-3	218	10
西根中	飯坂町湯野字大平 2	94	6
松陵中	松川町字上桜内 3-4	296	12
信夫中	大森字南内町 31-1	562	21
野田中	笹木野字市街道 28-1	364	14
吾妻中	町庭坂字原田 8	227	11
飯野中	飯野町字西志保井 1-1	108	6
計 19 校		6,315	254

特別支援学校

校名	所在地	生徒数	学級数
ふくしま支援	山居 146-1	126	28

(出典：福島市の教育 令和4年度を基に監査人が加工)

(3) 小中学校の沿革

明治	6 . 2	福島学校創設
//	6 . 12	福島学校支校を渡利、岡山等に設ける。
//	7 . 9	小学校に変則中学校、教員講習所併置
//	7 . 9	渡利、岡山等の支校廃止
//	18 . 11	幼稚園創設
//	21 . 4	福島高等尋常簡易小学校と改称
//	23 . 1	簡易科を廃止し、福島高等尋常小学校と改称
//	25 . 1	福島町立福島尋常高等小学校と改称
//	30 . 4	男女を分離し、福島第一尋常高等小学校(男児)、福島第二尋常高等小学校(女児)となる。
//	30 . 5	町立福島保育学校、福島幼稚園を福島第二尋常高等小学校に付設
//	37 . 7	浜辺村合併により浜辺小学校を福島第三尋常小学校と改称
//	38 . 4	福島第三尋常小学校に実業補習学校併設
//	40 . 3	福島第一尋常高等小学校に市立商業学校併設
//	40 . 4	福島第一高等小学校新設し、福島第一、福島第二両校の高等科を編入
//	40 . 4	市制施行、各校名に「福島市立」を冠す。
//	43 . 4	福島第四尋常小学校開校
//	44 . 3	福島第一高等小学校廃止
大正	5 . 4	福島高等小学校新設
//	7 . 3	福島高等小学校を廃止
//	7 . 4	福島第一、福島第二、福島第四各校を尋常高等小学校とする。
//	8 . 11	福島第四尋常高等小学校に実業補習学校併設
//	9 . 2	福島第五、福島第六尋常小学校開校
//	11 . 2	福島第一尋常高等小学校に商工実務学校を付設
//	12 . 3	福島第六尋常小学校廃止
//	14 . 4	福島第二尋常高等小学校付設の保育学校及び幼稚園を福島第一尋常高等小学校付設とする。
昭和	6 . 4	家政女学校を福島第一尋常高等小学校に、工手学校を福島第四尋常高等小学校に併設
//	7 . 4	福島第六尋常小学校開校
//	10 . 7	商工実務学校を商業実務青年学校、工手学校を工手青年学校、実業補習学校を農芸青年学校、家政女学校を家政女学校(青年学校別)と改称
//	15 . 4	家政女学校を廃止、福島高等家政女学校(実業学校令)と改称
//	16 . 4	国民学校令施行、各小学校を国民学校と改称
//	19 . 4	工手青年学校を廃止
//	21 . 4	福島第二、福島第四、福島第五幼稚園を各国民学校に付設
//	22 . 2	渡利村、杉妻村合併により渡利第一、渡利第二、杉妻の三国民学校編入
//	22 . 3	清水村、岡山村、鎌田村、瀬上町合併により、清水、岡山、鎌田第一、鎌田第二、瀬上の五国民学校編入
//	22 . 4	学校教育法施行、国民学校令廃止により、各国民学校は小学校となり中学校を創設する
		杉妻小学校田沢分校を廃止し清沢小学校設置
		渡利第二小学校を山之内小学校、鎌田第二小学校を月輪小学校に校名変更
		福島第一小学校に福島第一中学校併設
		福島第二小学校に福島第二中学校併設
		県立福島中学校に森合中学校付設
		渡利小学校に渡利中学校併設
		杉妻小学校に杉妻中学校併設
		清水小学校に清水中学校併設
		岡山小学校に岡山中学校併設
		瀬上小学校に北信中学校併設
//	22 . 7	福島第六小学校に福島第六幼稚園付設
//	23 . 4	福島第五小学校に併設の福島第一中学校分校廃止
//	23 . 9	岡山中学校を福島第三中学校、福島第三中学校を福島第四中学校と校名変更
//	25 . 9	森合中学校を福島第六中学校と校名変更
//	27 . 4	杉妻中学校を福島第一中学校に統合、福島第三小学校に福島第三幼稚園付設
//	27 . 11	福島市教育委員会成立
//	28 . 4	渡利小学校に渡利幼稚園、杉妻小学校に杉妻幼稚園付設
//	29 . 3	余目村合併により余目小学校、矢野目小学校、余目中学校を編入
//	29 . 4	清水小学校に清水幼稚園付設
//	30 . 3	町村合併により、大笹生小学校、同中学校、笹谷小学校、同中学校、吉井田小学校、同中学校、土湯小学校、同中学校、荒井小学校、同中学校、大波小学校、同中学校を編入
//	30 . 7	立子山村合併により立子山小学校、同中学校を編入
//	31 . 9	佐倉村合併により佐倉小学校、同中学校を編入
//	32 . 4	佐倉小学校佐原分校を廃止し、佐原小学校設置
//	33 . 4	余目中学校を北信中学校に統合
//	34 . 4	清水中学校、笹谷中学校を統合、信陵中学校設置
//	35 . 4	大笹生中学校を信陵中学校に統合
//	36 . 4	福島第五小学校を清明小学校に、福島第六小学校を三河台小学校に校名変更
		吉井田中学校を福島第一中学校及び福島第六中学校に統合
		福島第六中学校を岳陽中学校に校名変更
		福島第五幼稚園を清明幼稚園に福島第六幼稚園を三河台幼稚園と園名変更

- 昭和 37 . 4 佐倉中学校、荒井中学校、土湯中学校を統合、西信中学校設置
- // 39 . 1 飯坂町合併により飯坂小学校、中野小学校、平野小学校、湯野小学校、東湯野小学校、茂庭小学校、大島中学校、平野中学校、西根中学校、茂庭中学校、飯坂幼稚園、平野幼稚園、湯野幼稚園を編入
- // 39 . 4 茂庭小学校梨平分校を廃止し、梨平小学校設置
- // 40 . 3 中野小学校杉ノ平分校廃止
- // 40 . 4 福島養護学校設置
- // 41 . 4 大波中学校を福島第三中学校に統合
笹谷小学校に笹谷幼稚園付設
- // 41 . 6 松川町、信夫村合併により松川小学校、水原小学校、金谷川小学校、烏川小学校、大森小学校、平田小学校、平石小学校、松陵中学校、信夫中学校、松川産業高等学校、水原幼稚園、金谷川幼稚園を編入
- // 42 . 3 中野小学校大滝分校を廃止
- // 42 . 4 森合小学校設置、下川崎小学校設置、佐倉小学校に佐倉幼稚園付設
- // 43 . 4 大笹生幼稚園設置、福島第四小学校に言語障害特殊学級開設
- // 43 .10 吾妻町合併により野田小学校、庭塚小学校、庭塚小学校、水保小学校、野田中学校、大庭中学校、水保中学校を編入
- // 44 . 3 山之内小学校を渡利小学校に統合、松川産業高等学校、金谷川小学校金沢分校廃止
- // 44 . 4 中野幼稚園、庭塚幼稚園設置
- // 45 . 3 大笹生小学校大平分校廃止
- // 45 . 4 福島第一小学校に難聴特殊学級開設
- // 46 . 3 水原小学校狼ヶ森分校廃止
- // 46 . 4 大庭中学校、水保中学校を廃止し、吾妻中学校設置
- // 46 . 9 福島第四中学校火災
- // 47 . 4 大波小学校上染屋分校3、4学年を本校に統合 福島養護学校に高等部開設 森合幼稚園設置
福島第一小学校、清明小学校に身体虚弱特殊学級開設
- // 47 .12 渡利中学校火災
- // 48 . 3 清沢小学校廃止
- // 48 . 4 蓬萊小学校設置、蓬萊幼稚園付設
- // 48 . 4 福島第二小学校、福島第三小学校に身体虚弱特殊学級開設
- // 48 . 4 庭塚小学校、信夫中学校に精神薄弱特殊学級開設
- // 48 . 4 福島第二中学校に難聴特殊学級開設
- // 49 . 4 福島第一小学校に弱視特殊学級開設
- // 49 . 4 飯坂小学校に難聴学級開設
- // 49 . 4 平野中学校に精神薄弱特殊学級開設
- // 50 . 4 清明小学校に難聴特殊学級開設、三河台小学校に身体虚弱特殊学級開設、蓬萊小学校に精神薄弱特殊学級開設
- // 51 . 4 松川幼稚園開設
- // 52 . 4 岡山幼稚園、東湯野幼稚園開設、蓬萊小学校に身体虚弱特殊学級開設、大島中に身体虚弱特殊学級開設
- // 53 . 4 福島第一小学校に情緒障害特殊学級開設、大森小学校に身体虚弱特殊学級開設
- // 54 . 4 北沢又小学校、蓬萊中学校設置
- // 54 . 4 蓬萊中学校に精神薄弱特殊学級開設
- // 55 . 4 北沢又小学校に身体虚弱特殊学級開設
- // 56 . 4 平田幼稚園開設
- // 57 . 4 蓬萊東小学校設置、蓬萊東幼稚園、北沢又幼稚園、下川崎幼稚園開設
- // 58 . 4 福島第四小学校に情緒障害特殊学級開設
- // 59 . 4 清水中学校設置
- // 59 . 4 清水中学校に精神薄弱特殊学級開設
- 平成 4 . 3 梨平小学校廃止
- // 5 . 4 福島第二小学校、福島第一中学校に情緒障害特殊学級開設
- // 7 . 4 御山小学校設置
- // 8 . 3 茂庭小学校滝野分校廃止
- // 8 . 4 野田小学校に情緒障害特殊学級開設
- // 9 . 4 南向台小学校設置
- // 10 . 4 杉妻小学校に精神薄弱特殊学級開設
- // 10 . 4 福島第二中学校に情緒障害特殊学級開設
- // 11 . 4 福島第二小学校に肢体不自由特殊学級開設
- // 12 . 4 野田中学校に情緒障害特殊学級開設

平成	13	.	4	吉井田小学校に情緒障害特殊学級開設
"	14	.	4	蓬萊東小学校、福島第四中学校に情緒障害特殊学級開設
"	14	.	4	鎌田小学校、吾妻中学校に知的障害特殊学級開設
"	14	.	4	福島第二中学校に肢体不自由特殊学級開設
"	15	.	4	蓬萊東小学校、水保小学校、西根中学校に知的障害学級開設
"	15	.	4	余目小学校に情緒障害特殊学級開設
"	16	.	3	福島市立幼稚園再編成計画により福島第二幼稚園、清明幼稚園、三河台幼稚園、蓬萊幼稚園、中野幼稚園、東湯野幼稚園、水原幼稚園廃止
"	16	.	4	再編成により福島第一幼稚園をふくしま南幼稚園、福島第三幼稚園をふくしま東幼稚園、福島第四幼稚園をふくしま西幼稚園、蓬萊東幼稚園をほうらい幼稚園、飯坂幼稚園をおおとり幼稚園、平野幼稚園をひらの幼稚園、湯野幼稚園をにしね幼稚園、松川幼稚園をまつかわ西幼稚園、下川崎幼稚園をまつかわ東幼稚園に改名
"	16	.	4	笹谷小学校に情緒障害特殊学級開設
"	16	.	4	大鳥中学校に知的障害特殊学級開設
"	17	.	4	福島第一小学校、清水小学校、笹谷小学校、飯坂小学校に知的障害特殊学級開設
"	17	.	4	清水小学校、信陵中学校に情緒障害特殊学級開設
"	18	.	4	福島第一小学校に情緒障がい通級指導教室開設
"	18	.	4	蓬萊小学校、岡山小学校、蓬萊中学校に情緒障がい特殊学級開設
"	18	.	4	荒井小学校、庭塚小学校に知的障がい特殊学級開設
"	18	.	4	福島第一中学校に難聴特殊学級開設
"	19	.	4	福島第一小学校に自閉症通級指導教室・注意欠陥多動性障がい通級指導教室開設
"	19	.	4	福島第四小学校に学習障がい通級指導教室開設
"	19	.	4	平野小学校、下川崎小学校、鳥川小学校に情緒障がい特別支援学級開設
"	20	.	4	西信中学校に知的障がい特別支援学級開設
"	20	.	4	平野中学校に情緒障がい特別支援学級開設
"	20	.	7	飯野町合併により飯野幼稚園、飯野小学校、大久保小学校、青木小学校、飯野中学校を編入
"	21	.	3	大波小学校上染屋分校廃止
"	21	.	4	岳陽中学校に注意欠陥多動性障がい通級指導教室開設
"	21	.	4	福島第四小学校に注意欠陥多動性障がい通級指導教室開設
"	21	.	4	渡利中学校、信陵中学校、西根中学校、松陵中学校に知的障がい特別支援学級開設
"	21	.	4	平野中学校に身体虚弱特別支援学級開設
"	22	.	4	御山小学校に情緒障がい特別支援学級開設
"	22	.	4	平野中学校に知的障がい特別支援学級、難聴特別支援学級開設
"	22	.	4	飯野中学校に知的障がい特別支援学級開設
"	22	.	4	信陵中学校に自閉症通級指導教室開設
"	23	.	4	蓬萊小学校、北信中学校に自閉症・情緒障がい特別支援学級開設
"	24	.	4	清水中学校、信夫中学校、福島第四中学校に自閉症・情緒障がい特別支援学級開設
"	24	.	4	野田中学校に知的障がい特別支援学級開設 大久保小学校に知的障がい特別支援学級開設
"	25	.	4	杉妻小学校、湯野小学校、福島第三中学校に自閉症・情緒障がい特別支援学級開設
"	26	.	4	大波小学校、茂庭中学校休校
"	26	.	4	鎌田小学校、吾妻中学校に自閉症・情緒障がい特別支援学級開設
"	26	.	4	庭坂小学校、平野中学校に知的障がい特別支援学級開設
"	27	.	3	茂庭中学校廃止
"	27	.	4	福島第三小学校、北沢又小学校、庭坂小学校、大久保小学校、渡利中学校、飯野中学校に自閉症・情緒障がい特別支援学級開設 岡山小学校に難聴特別支援学級開設
"	27	.	4	福島第三小学校、松川小学校、鳥川小学校、大鳥中学校に知的障がい特別支援学級開設
"	28	.	4	福島第三小学校に病弱特別支援学級開設 松川小学校、大森小学校、庭塚小学校、大鳥中学校に自閉症・情緒障がい特別支援学級開設 吉井田小学校に知的障がい特別支援学級開設
"	28	.	4	蓬萊小学校、蓬萊中学校に学習障がい通級指導教室開設 平野小学校に自閉症通級指導教室開設
"	29	.	3	大波小学校廃止
"	29	.	3	茂庭小学校休校
"	29	.	4	森合小学校、信夫中学校に知的障がい特別支援学級開設 福島第二中学校に病弱特別支援学級開設
"	29	.	4	鳥川小学校に自閉症通級指導教室開設
"	30	.	3	茂庭小学校廃止
"	30	.	4	渡利小学校、北沢又小学校、福島第二中学校、岳陽中学校に知的障がい特別支援学級開設
"	30	.	4	森合小学校、吉井田小学校に自閉症・情緒障がい特別支援学級開設
"	30	.	4	福島第三中学校に難聴特別支援学級開設

平成	30	4	森合小学校、吉井田小学校に自閉症・情緒障がい特別支援学級開設
"	30	4	福島第三中学校に難聴特別支援学級開設
"	31	3	土湯小学校休校
"	31	3	福島市立幼稚園再編成計画により、ほうらい幼稚園を杉妻幼稚園、大笹生幼稚園を笹谷幼稚園、にしね幼稚園をいいざか幼稚園、北沢又幼稚園を清水幼稚園、平田幼稚園を佐倉幼稚園、まつかわ西幼稚園、まつかわ東幼稚園を金谷川幼稚園、ふくしま南幼稚園、ふくしま東幼稚園、ふくしま西幼稚園をふくしま中央認定こども園、飯野幼稚園をいいの認定こども園に統合
"	31	3	ひらの幼稚園廃止、ひらの認定こども園開設 金谷川幼稚園が「まつかわ幼稚園」に名称変更
"	31	4	渡利小学校、蓬萊東小学校、飯野小学校、西根中学校に自閉症・情緒障がい特別支援学級開設
"	31	4	福島第二中学校に肢体不自由特別支援学級開設
令和	2	3	新型コロナウイルス感染症対策に係る臨時休業（3.4～3.23）
"	2	3	土湯小学校廃止
"	2	4	御山小学校に知的障がい特別支援学級開設
"	2	4	荒井小学校、岳陽中学校に自閉症・情緒障がい特別支援学級開設
"	2	4	新型コロナウイルス感染症対策に係る臨時休業（4.8～4.21）
"	2	5	新型コロナウイルス感染症対策に係る臨時休業（4.22～5.10）
"	2	5	新型コロナウイルス感染症対策に係る臨時休業（5.11～5.24）
"	3	3	大久保小学校、青木小学校廃止
"	3	4	立子山中学校休校
"	3	4	福島第三中学校に病弱特別支援学級開設
"	3	4	余目小学校に自閉症・情緒障がい特別支援学級開設
"	4	3	東湯野小学校、立子山中学校廃止
"	4	4	清明小学校に自閉症・情緒障がい特別支援学級開設
"	4	4	瀬上小学校に自閉症・情緒障がい特別支援学級開設
"	4	4	飯野小学校に知的障がい特別支援学級開設
"	4	4	松陵中学校に自閉症・情緒障がい特別支援学級開設
"	5	3	中野小学校、水原小学校廃止
"	5	4	飯坂小学校に知的障がい特別支援学級、自閉症・情緒障がい特別支援学級開設

(出典：福島市の教育 令和5年度)

第2節 福島市教育委員会の財務状況

1 予算決算対比（歳入）

（単位：円）

予算	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事項別	予算現額	予算現額	予算現額	予算現額	予算現額
使用料及び手数料	19,387,000	4,216,000	4,221,000	4,062,000	4,069,000
国庫支出金	817,009,000	1,626,508,000	1,559,268,000	475,706,000	879,311,000
県支出金	66,043,000	65,784,000	51,854,000	85,547,000	72,923,000
財産収入	2,000	3,000	2,000	2,000	2,000
寄附金	6,000,000	-	1,000,000	0	0
繰入金	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	4,997,000
諸収入	638,249,000	624,590,000	547,164,000	544,883,000	513,645,000
市債	2,058,300,000	4,100,000,000	5,447,900,000	3,994,100,000	2,923,800,000
計	3,606,990,000	6,423,101,000	7,613,409,000	5,106,300,000	4,398,747,000

決算	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
使用料及び手数料	13,585,213	5,432,830	3,401,730	4,048,528	3,810,137
国庫支出金	485,485,510	731,299,961	964,280,405	424,921,770	404,696,886
県支出金	30,073,945	31,281,308	31,995,663	60,689,310	47,934,362
財産収入	448	1,159	4,124	99,470	46,437
寄附金	6,000,000	-	6,000,000	1,000,000	1,000,000
繰入金	1,352,946	1,235,685	666,635	472,175	3,808,949
諸収入	635,918,851	573,895,612	496,094,861	519,917,091	499,967,687
市債	884,800,000	1,763,900,000	2,587,800,000	2,309,400,000	1,445,800,000
計	2,057,216,913	3,107,046,555	4,090,243,418	3,320,548,344	2,407,064,458

【主な増加要因】

平成31年度、令和2年度において予算、決算ともに教育振興費補助金が増額となっている。教育振興費補助金の内訳は、平成31年度が主に学校ICT環境整備事業費補助金、令和2年度が学校情報通信ネットワーク環境整備費補助金である。

予算現額－収入済額	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
使用料及び手数料	5,801,787	-1,216,830	819,270	13,472	258,863
国庫支出金	331,523,490	895,208,039	594,987,595	50,784,230	474,614,114
県支出金	35,969,055	34,502,692	19,858,337	24,857,690	24,988,638
財産収入	1,552	1,841	-2,124	-97,470	-44,437
寄附金	0	0	-5,000,000	-1,000,000	-1,000,000
繰入金	647,054	764,315	1,333,365	1,527,825	1,188,051
諸収入	2,330,149	50,694,388	51,069,139	24,965,909	13,677,313
市債	1,173,500,000	2,336,100,000	2,860,100,000	1,684,700,000	1,478,000,000
計	1,549,773,087	3,316,054,445	3,523,165,582	1,785,751,656	1,991,682,542

2 予算決算対比（歳出）

（単位：円）

予算	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
教育総務費	1,900,716,000	3,705,756,000	4,068,666,000	2,510,474,000	2,032,550,000
小学校費	3,221,510,000	3,329,573,760	2,191,237,000	2,259,324,000	2,710,457,000
中学校費	1,627,197,280	2,039,869,858	1,896,076,918	1,553,359,000	2,437,649,800
特別支援学校費	201,113,000	851,386,000	2,997,774,000	2,066,797,000	826,847,000
幼稚園費	400,683,000	414,002,000	457,350,000	277,750,000	298,133,000
社会教育費	1,721,478,732	2,008,119,520	2,322,774,600	1,975,137,000	2,219,700,000
保健体育費	1,428,015,000	1,301,718,000	1,705,547,000	2,191,440,000	1,713,277,000
教育費計	10,500,713,012	13,650,425,138	15,639,425,518	12,834,281,000	12,238,613,800
総務管理費	11,979,000	3,656,400	3,131,000	3,021,000	8,513,000
教育施設災害復旧費	—	7,000,000	52,800,000	67,901,110	90,065,600
計	10,512,692,012	13,661,081,538	15,695,356,518	12,905,203,110	12,337,192,400

決算	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
教育総務費	1,816,874,360	1,891,263,603	2,513,887,347	2,327,017,228	1,837,914,599
小学校費	2,096,295,910	2,723,088,432	1,886,359,083	2,095,332,540	2,406,059,285
中学校費	1,161,045,008	1,270,318,788	1,378,297,894	1,278,605,384	1,427,710,367
特別支援学校費	181,973,749	460,344,270	1,114,307,704	1,296,879,624	377,415,840
幼稚園費	260,243,644	356,889,987	381,525,802	268,952,236	289,127,389
社会教育費	1,637,652,811	1,703,012,819	2,149,548,625	1,764,568,910	2,081,639,123
保健体育費	1,402,707,635	1,198,124,744	1,532,396,239	2,030,721,345	1,610,494,452
教育費計	8,556,793,117	9,603,042,643	10,956,322,694	11,062,077,267	10,030,361,055
総務管理費	11,264,858	3,633,081	3,048,588	2,939,822	8,411,939
教育施設災害復旧費	—	4,317,500	783,090	55,068,310	64,259,008
計	8,568,057,975	9,610,993,224	10,960,154,372	11,120,085,399	10,103,032,002

【主な増加要因】

令和2年度の社会教育費は、渡利学習センター整備事業（建築、解体、外構工事、備品購入）、令和3年度の保健体育費は、新学校給食センター整備事業として用地取得、令和4年度の社会教育費は、三河台学習センター整備事業（建築、造成工事）、学習センター長寿命化及び施設改修工事の増加である。

予算現額－支出済額	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
教育総務費	83,841,640	1,814,492,397	1,554,778,653	183,456,772	194,635,401
小学校費	1,125,214,090	606,485,328	304,877,917	163,991,460	304,397,715
中学校費	466,152,272	769,551,070	517,779,024	274,753,616	1,009,939,433
特別支援学校費	19,139,251	391,041,730	1,883,466,296	769,917,376	449,431,160
幼稚園費	140,439,356	57,112,013	75,824,198	8,797,764	9,005,611
社会教育費	83,825,921	305,106,701	173,225,975	210,568,090	138,060,877
保健体育費	25,307,365	103,593,256	173,150,761	160,718,655	102,782,548
教育費計	1,943,919,895	4,047,382,495	4,683,102,824	1,772,203,733	2,208,252,745
総務管理費	714,142	23,319	82,412	81,178	101,061
教育施設災害復旧費	0	2,682,500	52,016,910	12,832,800	25,806,592
計	1,944,634,037	4,050,088,314	4,735,202,146	1,785,117,711	2,234,160,398

第3節 計画について

1. 第6次福島市総合計画

(1) 計画策定の趣旨

福島市は、平成22年6月に令和2年度を目標年次とする第5次福島市総合計画基本構想を策定し、基本構想を具現化するための具体的な体系を示す前期基本計画を平成23年2月に、後期基本計画を平成28年2月に策定し、まちづくりの取り組みを行ってきた。

新たなステージへの道筋を描き、その着実な実現に向け令和3年度からの福島市の新たなまちづくり全体の指針となる第6次福島市総合計画を策定した。

(2) 総合計画の構成

第6次福島市総合計画は、環境変化にスピーディかつ的確に対応できるよう、シンプルで実効性の高い、まちづくり基本ビジョン、実行プランの2つの階層で構成されている。



まちづくり基本ビジョンの将来構想は、概ね10年先を見据えながら今後5年間の目指すべき将来のまちの姿を以下のように定めている。

人・まち・自然が奏でるハーモニー 未来協奏（共創）都市 ～世界にエールを送るまち ふくしま～

目指すべき将来のまちの姿の実現に向けて取り組むまちづくり全体を網羅する重要な視点を以下の 5 項目掲げている。

1. 福島らしさを生かした新ステージの形成
2. 持続可能性の実現
3. 多様性の尊重
4. 県都としての責務
5. ポストコロナ時代を見据えた社会づくり

（3）基本方針

将来構想を実現するための政策の方向性として、計画期間のまちづくりを進めるに当たっての基本的考え方であるまちづくり基本ビジョンの基本方針は、

1. 子どもたちの未来が広がるまち
2. 暮らしを支える安心安全のまち
3. 次世代へ文化と環境をつなぐまち
4. 産業とにぎわいを生み出す活力躍動のまち
5. 新ステージに向けて共創・挑戦・発信するまち
6. 効率的で質の高い行財政経営

の 6 項目である。（学校教育に関連する項目は、1 である。）

（4）重点施策

将来構想を実現するために基本方針に沿って重点的に取り組む施策である重点施策は、12 項目掲げられているが、学校教育に関連した重点施策は、子どもたちの未来が広がる子育て・教育の新ステージの実現として以下の 2 項目を挙げている。

1. 「子育てするなら福島市」の実現
2. 学びの環境と教育の質の充実

（5）個別施策

将来構想を実現するために重点施策と連動して取り組む個別の施策は 33 項目あるが、このうち学校教育関連は、以下の 2 項目である。

1. 学校教育の充実

2. 学びの環境の充実

(6) 関連する個別計画

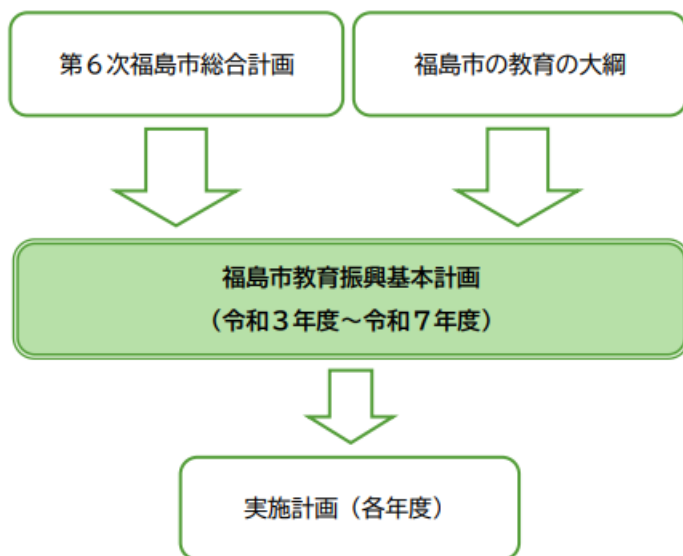
これら基本ビジョンを実現するための実行プランとして、福島市教育振興基本計画、福島市学校給食長期計画、福島市生涯学習振興計画などがある。

2. 福島市教育委員会における計画

(1) 位置付け

福島市教育委員会における最上位計画として位置付ける「福島市教育振興基本計画（令和3年度～令和7年度）」は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」であり、「第6次福島市総合計画」の教育分野の個別計画と位置付けている。

また、市長と教育委員会による総合教育会議において、策定された「福島市の教育の大綱」は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づいており、相互に整合性を図りながら策定されている。



福島市教育振興基本計画の内容

① 基本理念

「ひとがひとをつくる、ふれあいあふれる教育のまちづくり」を進め、「人間尊重の精神に基づき、広い視野を持ち、生涯を通じて自己の向上」に努めるとともに、「社会平和の進展に貢献する心身ともに健康な市民の育成」を推進することと、自分たちのまちは、自分たちで考え、自分たちで創り、守り、そして育てていくという意識を市民と行政が共に持ち、共に考え、共に行動する市民との共創のまちづくりを推進することを基本理念として掲げている。

②基本目標

ふるさとへの誇り 夢とあこがれ ^{ひとみ}心 かがやく ふくしまっ子

③施策体系（基本方針・基本施策）

基本方針 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するふくしまっ子の育成

施策 1-1 豊かな心の育成

施策 1-2 確かな学力の育成

施策 1-3 健やかな体の育成

施策 1-4 多様なニーズに応じた教育

施策 1-5 いじめ・不登校等への対応

⇒総合計画/個別施策 2. 学校教育の充実 施策の方向性に合致

基本方針 2 ふくしまっ子の健やかな成長と学びを支える環境の整備

施策 2-1 熱意と元気あふれる教職員の育成

施策 2-2 学校・家庭・地域との共創

施策 2-3 安全・安心で良好な学習環境の整備

⇒総合計画/個別施策 3. 学びの環境の充実 施策の方向性に合致

基本方針 3 人・つながり・地域を共に創る生涯学習の推進

施策 3-1 多様な学びによる人づくりの推進

施策 3-2 市民の共創による持続可能な地域づくりの推進

施策 3-3 学びを支える体制と環境の充実

⇒総合計画/個別施策 1 3. 生涯学習の振興 施策の方向性に合致

(2) 実施計画

福島市教育振興基本計画の実施計画は、年度ごとに「福島市教育委員会アクションプラン」が策定されている。

3. 福島市が定める大綱
(1) 福島市の教育の大綱

==== 教育の大綱について ====

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に規定に基づき、現下の社会情勢を十分に踏まえ、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の基本方針を定めるものです。

今回の福島市の教育の大綱は、現行の内容を引き継ぎながら、今後の社会情勢や教育を取り巻く環境を踏まえ、さらに力を入れて取り組んでいくポイントを示しました。

また、福島市の教育の大綱は、本市教育が目指す基本的な方針を示すもので、期間を定めて取り組む性格のものではないことから、具体的な対象期間は定めず、必要に応じて適宜見直しを行うものとしします。

==== 基本理念 ====

私たちのまちは、自分たちで考え、創り、守り、そして育てていくという意識を市民と行政がともに持ち、市民との共創による「ひとがひとをつくる、ふれあいあふれる教育と文化のまちづくり」を推進します。

==== 基本目標 ====

学校・家庭・地域社会の共創を深め、本市の復興と発展を担う人材として、郷土への愛着と誇り、「夢」と「志」を持ち、未来を切り拓く力を育む教育と、豊かな人生を送ることができる生涯学習、文化芸術・スポーツの振興を目指します。

(出典：福島市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（福島市の教育の大綱）令和3年4月）

第4節 監査結果及び意見

第1項 学校教育課

1 語学指導を行う外国青年招致費

(1) 概要

小中学校における英語教育の充実及び小学校の外国語理解教育の推進を図るため、語学指導を行う英語圏の外国青年を招致することを目的としている。

招致費には、会計年度任用職員の報酬及び共済費、英語指導助手住宅借上料、借上住宅に係る火災保険料、借上げ住宅の退去時清掃、負担金（任用 JET プログラム参加者に係る「人員割会費」「JET 傷害保険負担金」「渡航費用負担金」「オリエンテーション負担金」）、各種消耗備品費、帰国旅費などが含まれている。

(2) 予算実績の推移

(単位：円)

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予 算 現 額	14,858,500	17,420,000	22,306,640	24,547,960	24,497,002
決 算 額	13,259,144	13,648,681	13,124,112	19,184,193	17,213,868
予 算 残 額	1,599,356	3,771,319	9,182,528	5,363,767	7,283,134

予算額は増加傾向となっている。令和 2 年度以降の予算未消化は、主に新型コロナウイルス感染症拡大によるものが一因である。

(3) 監査要点

監査の実施に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を閲覧することにより手続を実施した。

- ・借上げ住宅について、入居時、契約更新時、契約変更時、退去時について適切に決裁されているか。
- ・借上げ住宅について、損害保険が適切に付保されているか。
- ・借上げ住宅の退去に伴って発生する清掃に関して、委託契約が適切に行われているか。
- ・負担金について、請求に基づく内容が適切に検討されているか。
- ・消耗備品について、購入が適切に行われているか。
- ・帰国旅費について、適切に決裁されているか。

(4) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
新規入居について入居予定者が特定され、入居物件の概要を確認した。契約更新について、入居物件、入居者が特定され算定された明細があること、途中退去により一部解約する際に解約届出書があることを確認	・住宅借上については、一連の書類があること、決裁されていることを確認し、検出事項なかった。

実施した手続	実施結果
した。	
個別に契約が必要な借上げ住宅の火災保険について、保険申込がされていることを確認した。	・火災保険に関連する申込状況を確認した結果、検出事項はなかった。
借上げ住宅の退去時の清掃について、施行伺、仕様書、作業プランシート（見積書）、契約書等に基づいていることを確認した。	・清掃業務については委託契約であり、契約に伴う一連の書類があること、業者からの完成届があることを確認した結果、検出事項はなかった。
負担金について、請求額内訳で来日する個人、各種イベントに参加した人数が特定されていることを確認した。	・一般財団法人自治体国際化協会から提示を受けた請求額内訳について、来日した個人が特定されていること、請求額合計が請求書の金額と一致していることを確認した結果、検出事項はなかった。
各種消耗備品について、業者からの見積書、納品書があること、決裁が適切に実施されていることを確認した。	・購入に際して、決裁文書に見積書、納品書が添付されており、決裁金額と一致していることを確認した結果、検出事項はなかった。
帰任について、JET プログラム参加者帰国予定書、旅行会社の見積書、旅費命令書・旅費請求書を確認した。	・帰国予定者が帰国予定書に署名していること、旅行会社の見積金額に基づいて旅費命令書・旅費請求書の決裁を受けていることを確認した結果、検出事項はなかった。

(5) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

2 学校教育就学援助・就学奨励費（教育施設管理課所管の学校給食関連を含む）

(1) 学校教育就学援助・就学奨励費の概要

福島市は、学校教育法第 19 条の規定に基づき、経済的な理由により児童又は生徒を学校に通わせることが困難である世帯等を対象に、学用品費や学校給食費等の費用を一部支援する制度（「就学援助制度」）を設けている。

また、ふくしま支援学校や福島市立小中学校の特別支援学級へ通学、または学校教育法施行令第 22 条の 3 の障害の程度に該当する児童又は生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学校生活において必要な経費の一部を「特別支援教育就学奨励費」として支給している。

それぞれの制度の概要は以下の通りである。

学校教育法第 19 条
 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

学校教育法施行令第22条の3

法第七十五条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達が遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

① 就学援助制度

(補助対象者と認定基準)

原則として福島市内に住所を有し、市内の国公立小学校、あるいは中学校に在籍する児童又は生徒（区域外就学者及び被災児童生徒を含む）の保護者、若しくは就学予定者の保護者で、次のいずれかに該当するもの

・要保護者

児童又は生徒の保護者が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者であり、同法第13条の教育扶助を受けているもの

・準要保護者

要保護に準ずる程度に困窮している者で、次に該当するもの

ア 児童又は生徒と生計を一つにする世帯全員の前年中の所得合計金額が、生活扶助基準額の1.3倍以下の世帯に属する者

なお、以下の④から⑦に該当するものは、申請の要件とはしていないが、勸奨の対象として差し支えない。

- ㉞ 生活保護法に基づく保護の停止または廃止
 - ㉟ 地方税法第 295 条第 1 項に基づく市町村民税の非課税
 - ㊱ 地方税法第 323 条に基づく市町村民税の減免
 - ㊲ 地方税法第 72 条の 62 に基づく個人の事業税の減免
 - ㊳ 地方税法第 367 条に基づく固定資産税の減免
 - ㊴ 国民年金法第 89 条及び 90 条に基づく国民年金掛金の減免
 - ㊵ 国民健康保険法第 77 条に基づく保険税の減免または徴収の猶予
 - ㊶ 児童扶養手当法第 4 条に基づく児童扶養手当の支給
 - ㊷ 生活福祉資金による貸付
- イ その他、教育委員会が特に補助する必要があると認められる者

(補助対象となる経費)

	費目	対象経費	認定区分	
			要保護	準要保護
①	学用品費、通学用品費、校外活動費（宿泊を伴わないもの）	別に教育長が定める定額		○
②	校外活動費（宿泊を伴うもの）	実費（限度額あり）		○
③	体育実技用具費（授業で使用するもの）	実費（限度額あり）		○
④	新入学児童生徒学用品費等	別に教育長が定める定額		○
⑤	修学旅行費	実費（参加者が均等に負担すべき額が限度額）	○	○
⑥	医療費（学校保健安全法施行令第 8 条に定める疾病の治療のための医療に要するものに限る）	実費	○	
⑦	学校給食費	実費		○

(令和4年度の年額・限度額)

対象経費	小1	小2～6	中1	中2～3
学用品費等(学用品費、通学費、校外活動費(宿泊無))(年額)	13,230円	15,500円	25,040円	27,310円
新入学児童生徒学用品費	54,060円	-	63,000円	-
学校給食費	実費額			
修学旅行費(小・中学校で各1回)	実費額(一部対象外経費あり)			
校外活動費(宿泊を伴うもの)(各学年年1回)	実費額(限度額3,690円、一部対象外経費あり)		実費額(限度額6,210円、一部対象外経費あり)	
体育実技用具費	授業に使用するもの(スキー・スケート)		授業に使用するもの(柔道・剣道・スキー・スケート)	
医療費(生活保護を受けている方のみ)	学校保健安全法に規定する疾病にかかる医療費の自己負担額 (対象疾病:トラコーマ、結膜炎、中耳炎、慢性鼻腔炎、アデノイド、う歯(むし歯)、寄生虫病(卵保有含む)、白癬、疥癬、膿痂疹(とびひ))			

(福島市ホームページより)

(申請方法)

就学援助の受給を希望する保護者が、毎年度、就学援助受給申請書に必要事項を記入・押印のうえ、申請事由に応じた書類を添付し、学校(又は教育長)に提出する。

学校(又は教育長)は申請書に記入漏れがないか、添付書類が不足していないかを確認し、書類に不備がなければ受付し、添付書類を申請書にのり付けのうえ、学校教育課に送付する。

(認定処理)

学校教育課に提出された申請書及び添付書類等により、速やかに世帯の状況や所得額等を確認し、認定審査を行う。認定日(適用開始日)は、原則、申請書受理月の初日とする。審査の認否については、学校教育課で就学援助(否)認定通知書を作成し、学校へ送付、内容確認のうえ、学校教育課から保護者へ発送する。

なお、世帯の状況や所得額等の確認については、税情報や住民基本情報の管理を行っているシステムにアクセスし実施している。当該システムにアクセス可能な端末は教育委員会に4台設置されており、ログの監視を福島市役所政策調整部デジタル改革室情報企画課が担当している。判定に必要な税情報等は当該システムから学校事務支援システムに連携され、学校事務支援システムは事前に設定された計算ロジックに基づき、認否を自動計算している。

(請求手続き)

新入学児童生徒学用品費や学用品費等は定額支給のため、請求は不要となっている。校

外活動費や修学旅行費等実費での精算となる経費については、一定期間内に必要書類を学校教育課に提出することとなっている。

(支給)

学校教育課に提出された請求書及び添付書類等により、速やかに請求内容を確認し、支給審査を行い、支給額を決定のうえ、支給決定通知書を作成し保護者に発送する。支給については、学期ごとに年3回（7月、10月、2月）保護者の指定口座に振り込まれる。また、学校給食費は、毎月小中学校の就学支援費用口座に直接支払われる。

② 特別支援教育就学奨励費

(支給対象者)

支給対象者は、特別支援学級へ就学する児童等及び学校教育法施行令第22条の3の障害の程度に該当する児童等の保護者とする。

(支弁区分)

就学奨励費は均等に支給されるのではなく、保護者の負担能力に応じてその支弁区分をⅠ段階・Ⅱ段階・Ⅲ段階の3つに区分し、支弁区分に応じた経費が支給される。

支弁区分は、保護者が提出した「特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書」等により市教育委員会が決定する。

支弁区分	保護者の属する世帯の状況
Ⅰ段階	収入額が需要額の1.5倍未満
Ⅱ段階	収入額が需要額の1.5倍以上2.5倍未満
Ⅲ段階	収入額が需要額の2.5倍以上

(支給対象となる経費)

支給対象となる経費区分は、Ⅰ・Ⅱ段階とⅢ段階で異なる。

また、支給額は「対象経費の1/2の額」又は「対象経費の全額」であり、限度額が設定されている場合は、「対象経費の1/2の額」又は「限度額」のうちいずれか少ない額を支給額とする。

福島市特別支援教育就学奨励費の支給費目及び支給額一覧

支給費目		特別支援学校			小・中学校 (特別支援学級及び22条の3該当児童生徒)		
		小学部	中学部	高等部	小学校	中学校	
1 学校給食費		実費額	実費額	実費額	対象経費の1/2の額	対象経費の1/2の額	
交通費	2 通学費	実費額	実費額	実費額	なし (福島市遠距離通学費補助金により支給)		
	3 職場実習交通費	実費額	実費額	実費額		対象経費の全額	
	4 交流及び共同学習交通費	実費額	実費額	実費額	対象経費の全額	対象経費の全額	
修学旅行費	5 修学旅行費	実費額 限度額：21,500円	実費額 限度額：57,720円	実費額 限度額：107,010円	対象経費の1/2の額 限度額：10,790円	対象経費の1/2の額 限度額：20,060円	
	6 校外活動等参加費	宿泊を伴わないもの	実費額 限度額：10,500円	実費額 限度額：24,660円	実費額 限度額：24,020円	対象経費の1/2の額 限度額：000円	対象経費の1/2の額 限度額：1,155円
宿泊を伴うもの		宿泊の有無にかかわらず	宿泊の有無にかかわらず	宿泊の有無にかかわらず	対象経費の1/2の額 限度額：1,045円	対象経費の1/2の額 限度額：3,105円	
学用品購入費	7 学用品・通学用品購入費(注2、3)	実費額 限度額：11,640円	実費額 限度額：22,740円	実費額 限度額：32,270円	対象経費の1/2の額 限度額：5,020円	対象経費の1/2の額 限度額：11,370円	
	8 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費(注2、4)	実費額 限度額：51,110円	実費額 限度額：57,900円	実費額 限度額：57,900円	対象経費の1/2の額 限度額：25,555円	対象経費の1/2の額 限度額：20,990円	
	9 体育実技用具費	柔道					対象経費の1/2の額 限度額：3,025円
		剣道					対象経費の1/2の額 限度額：26,455円
スキー等					対象経費の1/2の額 限度額：13,255円	対象経費の1/2の額 限度額：19,015円	

注1 支弁区分が第3区分の方について

①支給対象費目は、交通費の2通学費、3職場実習交通費、4交流及び共同学習交通費 となります。

②3職場実習交通費及び4交流及び共同学習交通費の「実費額×1/2」となります。

注2 7学用品・通学用品購入費および8新入学児童生徒学用品・通学用品購入費は、購入実績に応じて支給します。支弁区分決定後、学校へレシートを提出しますので、レシート等を保管願います。

注3 学用品・通学用品購入費は、令和4年4月から令和5年2月未までに購入されたものが対象となります。

注4 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費は、ランドセルや季節物の上着等を除き、令和4年1月31日から5月未までに購入されたものが対象となります。

(ふくしま支援学校高等部については、合格発表日から対象)

(福島市ホームページより)

(申請方法)

保護者は、就学奨励費の対象となる児童等を決定するために必要な保護者の属する世帯の収入額及び需要額に関する資料(「特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書」(以下、「調書」という。))及び収入に関する市町村の証明書(以下、「所得・課税証明書」という。))を、学校長を通して教育委員会に提出する。

(支弁区分決定)

教育委員会は提出された調書の記載内容、所得・課税証明書の添付等を確認するとともに、収入額等の算定及び需要額の測定を行い、支弁区分を決定した後、速やかに「特別支援教育就学奨励費 支弁区分決定一覧表」及び「特別支援教育就学奨励費 支弁区分決定通知書」により学校長あてに通知し、学校長は速やかに保護者あてに通知する。

(請求手続き)

学校長は、就学奨励費を受領するために必要な諸手続及び補助金の受領について、保護者から書面により委任を受ける。学校長は、教育委員会に対し、「特別支援教育就学奨励費 個人別内訳書(請求用)」に必要書類を添付して、1・2学期分は実費、3学期分は概算で請求する。

(支給)

教育委員会は、就学奨励費を当該児童等の就学する学校長に対して学校長口座への口座振込により交付し、交付を受けた学校長は速やかにこれを保護者に支給する。

(2) 予算・決算額の推移

小学校教育振興費 学校教育就学援助・就学奨励費 (単位：千円)

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予 算 現 額	44,907	44,594	49,906	50,430	47,766
決 算 額	40,210	43,275	39,272	40,058	40,277

小学校教育振興費 学校給食就学援助・就学奨励費 (単位：千円)

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予 算 現 額	70,514	70,600	68,472	46,668	48,908
決 算 額	63,658	58,489	45,214	46,668	42,863

コロナ禍に伴う学級閉鎖等の影響で、平成 31 年度以降決算額が減少している。

中学校教育振興費 学校教育就学援助・就学奨励費 (単位：千円)

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予 算 現 額	69,140	69,115	69,930	69,230	65,849
決 算 額	61,734	64,328	49,206	56,228	59,935

中学校教育振興費 学校給食就学援助・就学奨励費 (単位：千円)

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予 算 現 額	50,774	49,331	49,885	34,428	37,658
決 算 額	44,063	39,640	34,127	34,428	34,600

コロナ禍に伴う学級閉鎖等の影響で、平成 31 年度以降決算額が減少している。

特別支援学校教育振興費 学校教育就学援助・就学奨励費 (単位：千円)

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予 算 現 額	24,588	23,009	21,055	20,814	19,429
決 算 額	18,387	17,583	13,734	15,556	16,353

(3) 援助者数の推移

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
要保護児童生徒数 (A)	98 人	85 人	83 人
準要保護児童生徒数 (B)	2,037 人	1,926 人	1,872 人
(C) = (A) + (B)	2,135 人	2,011 人	1,955 人
公立小中学校児童生徒総数 (D)	18,873 人	18,569 人	18,259 人
就学援助率 (C) ÷ (D)	11.3%	10.8%	10.7%

(4) 監査要点

監査の実施に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を閲覧することにより手続を実施した。

- ・ 就学援助制度における支給額や準要保護世帯の認定基準額は適切な水準であるか。
- ・ 就学援助・就学奨励費の認定や支出は、規則等に基づき適切に処理されているか。

(5) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
<p>福島市の就学援助制度に関する周知徹底方法や認定基準、援助単価等について他の自治体と比較した。</p>	<p>・ 地域や人口の類似性を勘案し、比較対象は福島県内の 3 市（郡山市、いわき市、会津若松市）と東北地方の青森市、秋田市、盛岡市、山形市とした。該当自治体との比較を行った結果、周知方法や申請方法、認定基準、援助単価等で他の自治体に比べ著しく不足している等の問題点は検出されなかった。</p>
<p>令和 4 年度の就学援助に関する申請一覧から、直近の世帯全体の所得金額が生活保護基準額の 1.3 倍超 1.35 倍以下で否認定となった申請 16 世帯分並びに、直近の世帯全体の所得金額が生活保護基準額の 1.25 倍超 1.3 倍以下で認定となった申請 30 世帯分、合計 46 世帯分について、規則等に基づき適切に判定されているか確認した（対象世帯は以下の通り。）。</p>	<p>・ 学校事務支援システム（就学援助システム）に入力されている各所得額が、COKAS-X（税情報等確認システム）の情報と一致することを確認した。</p> <p>・ 学校事務支援システムにおける生活扶助基準額の算定方法を確認した結果、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ システム内の認定基準と実施要綱の認定基準の不一致（監査の結果①指摘） ➤ 実施要綱の更新漏れ（監査の結果②指摘） ➤ 生活扶助基準額の算定方法について（監査の結果③指摘） ➤ 令和 5 年度の就学援助制度の見直しについて（監査の結果④指摘） ➤ 所得金額の定義について（監査の結果⑤意見）
<p>令和 4 年度の就学奨励費に関する申請一覧から、収入額/需要額で算定される倍率が 1.45 倍超 1.50 倍未満で支弁区分Ⅰとなった申請 11 世帯分、1.50 倍以上 1.55 倍以下で支弁区分Ⅱとなった申請 15 世帯分、2.45 倍以上 2.50 倍未満で支弁区分Ⅱとなった申請 1 世帯分、2.50 倍以上 2.55 倍未満で支弁区分Ⅲとなった申請 2 世帯分について、規則等に基づき適切に判定されているか確認した。</p>	<p>・ 学校事務支援システムに入力されている各所得額が、COKAS-X（税情報等確認システム）の情報と一致することを確認した。</p> <p>・ 学校事務支援システムにおける支弁区分の算定方法を確認した結果、問題点は検出されなかった。</p>

実施した手続	実施結果
令和4年度の就学援助及び就学奨励費に関する書類を閲覧し、請求や支給の手続が適切に実施されているか確認した。	問題点は識別されなかった。

【就学援助に関する検証対象】

【所得金額が生活保護基準額の1.3倍超1.35倍以下の否認定世帯】

(単位：千円)

No	借家	世帯人数	年齢								A	B	C=A-B	D=C/12	E	D/E
			1人目	2人目	3人目	4人目	5人目	6人目	7人目	8人目	合計所得金額	基礎控除調整額	差引	1ヵ月当たり所得額	生活扶助基準額	倍率
1	○	4	45	44	17	11					3,464	100	3,364	280	212	1.322
2		4	80	50	77	7					3,185	200	2,985	248	185	1.343
3		5	43	41	17	15	8				3,659	100	3,559	296	227	1.301
4		3	36	69	10						2,793	200	2,593	216	164	1.312
5	○	5	47	45	23	18	11				4,046	200	3,846	320	239	1.338
6	○	4	47	20	16	10					3,639	200	3,439	286	213	1.339
7		4	65	33	69	6					3,400	300	3,100	258	193	1.333
8		5	36	35	7	5	0				3,288	100	3,188	265	200	1.325
9	○	3	46	19	10						2,961	100	2,861	238	181	1.315
10		5	66	36	45	8	6				3,876	300	3,576	298	224	1.328
11		6	32	34	15	14	9	6			4,668	200	4,468	372	276	1.348
12		4	34	33	10	8					3,364	100	3,264	272	202	1.346
13		5	83	44	46	15	13				3,906	200	3,706	308	228	1.349
14	○	3	43	21	14						3,179	200	2,979	248	189	1.310
15		6	45	45	16	14	12	5			4,335	100	4,235	352	268	1.312
16		5	74	40	68	21	12				3,924	300	3,624	302	227	1.328

【所得金額が生活保護基準額の1.25倍超1.3倍以下の認定世帯】

(単位：千円)

No	借家	世帯人数	年齢								A	B	C=A-B	D=C/12	E	D/E
			1人目	2人目	3人目	4人目	5人目	6人目	7人目	8人目	合計所得金額	基礎控除調整額	差引	1ヵ月当たり所得額	生活扶助基準額	倍率
17	○	8	88	60	33	60	37	23	10	5	5,258	430	4,827	402	319	1.258
18		6	69	45	38	17	13	10			4,354	200	4,154	346	269	1.283
19	○	3	39	20	10						2,992	200	2,792	232	181	1.281
20		7	41	41	17	14	12	10	6		5,128	200	4,928	410	317	1.293
21		5	43	30	9	7	4				3,538	200	3,338	278	216	1.287
22		5	62	63	32	11	8				3,540	200	3,340	278	222	1.250
23	○	5	37	37	15	13	10				4,118	187	3,931	327	253	1.293

No	借家	世帯人数	年齢								A	B	C=A-B	D=C/12	E	D/E
			1人目	2人目	3人目	4人目	5人目	6人目	7人目	8人目	合計所得金額	基礎控除調整額	差引	1ヵ月当たり所得額	生活扶助基準額	倍率
24	○	2	28	7						2,227	100	2,127	177	138	1.281	
25	○	3	44	44	6					2,955	200	2,755	229	177	1.292	
26		3	60	30	7					2,752	200	2,552	212	164	1.291	
27		4	40	36	11	9				3,133	100	3,033	252	202	1.251	
28	○	6	54	54	32	32	11	6		4,480	300	4,180	348	273	1.272	
29	○	5	39	39	10	7	5			3,720	200	3,520	293	230	1.270	
30		5	53	53	16	15	11			3,627	100	3,527	293	227	1.289	
31		3	63	34	10					2,662	100	2,562	213	164	1.297	
32		4	73	71	40	7				3,112	200	2,912	242	187	1.297	
33		3	61	37	9					2,698	200	2,498	208	164	1.264	
34	○	3	60	32	10					2,973	200	2,773	231	177	1.300	
35		2	39	13						2,132	100	2,032	169	135	1.252	
36	○	2	49	14						2,308	100	2,208	184	146	1.258	
37	○	5	41	43	18	13	12			4,227	200	4,027	335	258	1.296	
38	○	4	61	35	26	14				3,675	300	3,375	281	219	1.278	
39		3	78	50	12					2,771	200	2,571	214	169	1.267	
40		5	38	43	16	15	13			3,828	200	3,628	302	238	1.266	
41	○	2	50	13						2,370	100	2,270	189	146	1.293	
42	○	2	48	12						2,351	100	2,251	187	146	1.282	
43		2	48	14						2,151	100	2,051	170	133	1.282	
44		5	66	66	37	15	14			3,852	233	3,618	301	232	1.299	
45	○	4	42	42	17	14				3,527	179	3,348	279	221	1.259	
46		3	52	15	13					2,865	100	2,765	230	178	1.293	

※倍率は円単位により算出している。

(6) 監査の結果

①システム内の認定基準と実施要綱の認定基準の不一致【指摘】

福島市はホームページにおいて、「直近の世帯全体（生計同一世帯）の所得額が生活保護基準額の1.3倍以下の世帯」を就学援助の対象者の認定基準としており、「福島市就学援助実施要綱（以下、「要綱」という。）」第3条においても同様に、「生活保護制度における生活扶助基準額表の1.3倍以下である者」を支給対象者としている。

しかしながら、判定を行う際に利用している「学校事務支援システム」について、システムベンダーから提供された計算式概要によると、1.3倍より小さい場合は認定され、1.3倍の場合には認定されない設定となっている。令和4年度においては、1.3倍で否認認定となった申請世帯は見られなかったが、要綱に合わせてシステム内の判定規則を変

更する必要がある。ただし、前掲した【就学援助に関する検証対象】の No34 については、倍率が 1.3 倍にも関わらず認定されていることから、システム内での判定規則は適切に設定されており、ベンダーから提供された計算式概要の記載が誤っている可能性も考えられることから、システム内の判定規則や計算式概要を再度確認することが望まれる。

【福島市ホームページ】

(認定基準)

直近の世帯全体（生計同一世帯）の所得額が生活保護基準額の 1.3 倍以下の世帯
下線は、監査人により付したものである。

【福島市就学援助実施要綱】

(支給対象者)

第 3 条 就学援助の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、市内に住所を有し、前条第 1 項第 1 号に定める小中学校等に在学する児童生徒、区域外就学者、被災児童生徒又は準要保護新入学予定者の保護者で、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 要保護者

(2) 要保護者に準ずる者（以下「準要保護者」という。）として、次のいずれかに該当する者。

ア その者の属する世帯の前年所得額の合計が生活保護制度における生活扶助基準額表の 1.3 倍以下である者。

イ その他特別な理由により教育長が必要と認める者。

【システムの概要についてベンダーから提供された資料】

福島市 就学援助 認定計算式概要

1. 認定の仕組みについて

就学援助における認定の仕組みは、下記の計算を行い倍率を計算する。

$$\text{倍率} = \text{収入額} \div \text{需要額(月額)}$$

認定倍率範囲		認定結果
00 以上	1.3 より小さい	認定
1.3 以上	-	否認定

※ 1.3 は否認定となる。

②実施要綱の更新漏れ【指摘】

福島市は支給対象者か否かを判定する際に利用する生活扶助基準額について、要綱第 4 条において、以下の通り記載しているが、実際は平成 30 年 4 月 1 日現在のものを用

いているため、要綱を更新する必要がある。

【福島市就学援助実施要綱】

(生活扶助基準額)

第4条 前条第1項第2号のアに規定する生活扶助基準額とは、生活保護法第8条の規定による生活扶助基準額表で平成25年4月1日現在のものの2級地-1を用い、次の各号により算定した年額とする。

- (1) 第1類
- (2) 第2類
- (3) 教育扶助
- (4) 住宅扶助
- (5) 学校給食費

③生活扶助基準額の算定方法について【指摘】

福島市は要綱第3条及び第4条(いずれも前掲)において支給条件について定義しており、世帯所得額が生活扶助基準額×1.3倍以下の世帯を就学援助の支給対象としている。

そこで「学校事務支援システム」における生活扶助基準額の算定方法を確認した結果、以下の通りであった。

【システムにおける生活扶助基準額の算定方法】

$$\text{年間生活扶助基準額} = (\text{基準生活費}(\text{※}) + \text{教育扶助} + \text{住宅扶助} + \text{学校給食費}) \times 12$$

$$(\text{※}) \text{ 基準生活費} = A + C \times 5/12$$

A : 第1類の表に定める個人別の基準額①を合算した額に逓減率の表に定める世帯構成員の数に応じた率①を乗じた額と第2類の表に定める基準額①の合計額

C : 第2類の表に定める地区別冬季加算額(11月~3月)

【第1類】 (円)		【第2類】 (円)			【逓減率】	
年齢区分	基準額①	世帯人数	基準額①	冬季加算 (Ⅲ区) ※	世帯人数	率①
0歳~2歳	19,570	1人	40,670	7,320	1人	1.0000
3歳~5歳	24,680	2人	45,010	10,390	2人	1.0000
6歳~11歳	31,900	3人	49,900	11,800	3人	1.0000
12歳~19歳	39,400	4人	51,660	12,750	4人	0.9500
20歳~40歳	37,710	5人	52,070	13,100	5人	0.9000
41歳~59歳	35,750	6人	52,480	13,930	6人	0.9000

【第1類】 (円)		【第2類】 (円)			【逓減率】	
年齢区分	基準額①	世帯人数	基準額①	冬季加算 (Ⅲ区) ※	世帯 人数	率①
60歳～69歳	33,800	7人	52,890	14,520	7人	0.9000
70歳～	30,280	8人	53,300	14,990	8人	0.9000
		9人	53,710	15,460	9人	0.9000
		10人以上 加算	410	470	10人 以上	0.9000

※11月～3月

【教育扶助】 (円)		【住宅扶助】 (円)		【学校給食費】 (円)	
	金額	世帯人数	金額		金額
小学校等	2,210	人数問わず	13,000	小学校	4,200
中学校等	4,290			中学校	4,500

この点、生活福祉課から入手した「生活保護基準（2級地-1）（平成30年4月～）」では基準生活費の算定方法が以下の通り記載されている。

【生活保護基準における基準生活費の算定方法】

【基準生活費の算定】

基準生活費の算定は世帯を単位として算定する。その額は次の算式により算定した額とし、その額に10円未満の端数が生じたときは、当該端数を10円に切り上げるものとする。また、12月の基準生活費の額は次の算式により算定した額に期末一時扶助費の表に定める額を加えた額とする。

$$\text{基準生活費} = A \times 0/3 + B \times 3/3 + C$$

A： 第1類の表に定める個人別の基準額①を合算した額に逓減率の表に定める世帯構成員の数に応じた率①を乗じた額と第2類の表に定める基準額①の合計額

B： 第1類の表に定める個人別の基準額②を合算した額に逓減率の表に定める世帯構成員の数に応じた率②を乗じた額と第2類の表に定める基準額②の合計額
(ただし、当該合計金額がAで算定した額に0.9を乗じて得た額より少ない場合は、Aで算定した額に0.9を乗じて得た額とする)

C： 第2類の表に定める地区別冬季加算額（11月～4月）

【第1類】 (円)		
年齢区分	基準額①	基準額②
0歳～2歳	19,570	24,100
3歳～5歳	24,680	27,090
6歳～11歳	31,900	31,090
12歳～19歳	39,400	35,410

【第1類】 (円)

年齢区分	基準額①	基準額②
20歳～40歳	37,710	34,740
41歳～59歳	35,750	35,570
60歳～69歳	33,800	35,230
70歳～	30,280	30,580

【第2類】 (円)

世帯人数	基準額①	基準額②	冬季加算 (Ⅲ区) ※	期末一時 扶助
1人	40,670	36,880	7,320	12,640
2人	45,010	45,360	10,390	20,600
3人	49,900	53,480	11,800	21,230
4人	51,660	55,690	12,750	23,880
5人	52,070	59,370	13,100	24,890
6人	52,480	62,700	13,930	28,310
7人	52,890	65,280	14,520	30,080
8人	53,300	67,850	14,990	31,850
9人	53,710	70,440	15,460	33,360
10人以上加算	410	2,580	470	1,510

※11月～4月

【逡減率】

世帯人数	率①	率②
1人	1.0000	1.0000
2人	1.0000	0.8850
3人	1.0000	0.8350
4人	0.9500	0.7675
5人	0.9000	0.7140
6人	0.9000	0.7010
7人	0.9000	0.6865
8人	0.9000	0.6745
9人	0.9000	0.6645
10人以上	0.9000	0.6645

また、「生活保護基準（2級地-1）（平成30年4月～）」では、上記基準生活費に加えて、教育扶助や住宅扶助、障害加算や母子加算、妊産婦加算等の各加算項目が記載されており、該当する加算項目を合算して基準金額を算定することになっているが、福島市は就学援助制度における生活扶助基準額の算定上、加算項目を限定しており、要綱第4条（前掲）では教育扶助、住宅扶助、学校給食費をそれぞれ加味することとしている。「生活保護基準（2級地-1）（平成30年4月～）」における各基準額は以下の通りである。

なお、学校給食費については、「生活保護基準（２級地-１）（平成 30 年 4 月～）」に記載されていないが、生活保護法上は教育扶助に含まれており、保護者が負担すべき給食費の額を扶助することとされている。福島市では就学援助の判定を行う際、前述の通り小学生 4,200 円/月、中学生 4,500 円/月を学校給食費として扶助基準額に加算しているが、学校給食センター受配校の場合の保護者負担額が一食当たり小学生 200 円、中学生 250 円であり、1 ヶ月の登校日数が 20 日程度であることに鑑みれば、扶助基準額の算定上採用している基準額には一定の合理性が認められる。

【 教育 扶 助 】		【 住 宅 扶 助 】	
(円)		(円)	
	金額	世帯人数	金額
小学校等	2,210	1 人	36,000
中学校等	4,290	2 人	43,000
		3 人～5 人	47,000
		6 人	50,000
		7 人以上	56,000

以上から、要綱第 4 条に基づき、「生活保護基準（２級地-１）（平成 30 年 4 月～）」に従い年間での生活扶助基準額を算定する場合、算式は以下の通りになる。

【生活保護基準における生活扶助基準額の算定方法】

年間生活扶助基準額＝（基準生活費（※）＋教育扶助＋住宅扶助＋学校給食費）×12

（※）基準生活費 ＝ B＋C×6/12＋期末一時扶助×1/12

A： 第 1 類の表に定める個人別の基準額①を合算した額に逓減率の表に定める世帯構成員の数に応じた率①を乗じた額と第 2 類の表に定める基準額①の合計額

B： 第 1 類の表に定める個人別の基準額②を合算した額に逓減率の表に定める世帯構成員の数に応じた率②を乗じた額と第 2 類の表に定める基準額②の合計額
（ただし、当該合計金額が A で算定した額に 0.9 を乗じて得た額より少ない場合は、A で算定した額に 0.9 を乗じて得た額とする）

C： 第 2 類の表に定める地区別冬季加算額

【各算定方法を比較した場合の相違点】

システム上の算定方法と生活保護基準の算定方法を比較した場合の相違点は以下のとおりである。

1. 基準生活費の算定において基準額②の取扱いが生活保護基準と相違している。
2. 基準生活費の算定において冬季加算の月数が生活保護基準と相違している。

3. 基準生活費の算定において期末一時扶助の取扱いが生活保護基準と相違している。
4. 住宅扶助が生活保護基準と相違している。

各算定方法の下線部分が相違点

【システムにおける生活扶助基準額の算定方法】（再掲）

<p>年間生活扶助基準額 = (基準生活費 (※) + 教育扶助 + <u>住宅扶助</u> + 学校給食費) × 12</p> <p>(※) 基準生活費 = <u>A + C × 5/12</u></p> <p>A : 第1類の表に定める個人別の基準額①を合算した額に逓減率の表に定める世帯構成員の数に応じた率①を乗じた額と第2類の表に定める基準額①の合計額</p> <p>C : 第2類の表に定める地区別冬季加算額 (11月～3月)</p>
--

【生活保護基準における生活扶助基準額の算定方法】（再掲）

<p>年間生活扶助基準額 = (基準生活費 (※) + 教育扶助 + <u>住宅扶助</u> + 学校給食費) × 12</p> <p>(※) 基準生活費 = <u>B + C × 6/12 + 期末一時扶助 × 1/12</u></p> <p>A : 第1類の表に定める個人別の基準額①を合算した額に逓減率の表に定める世帯構成員の数に応じた率①を乗じた額と第2類の表に定める基準額①の合計額</p> <p>B : <u>第1類の表に定める個人別の基準額②を合算した額に逓減率の表に定める世帯構成員の数に応じた率②を乗じた額と第2類の表に定める基準額②の合計額 (ただし、当該合計金額がAで算定した額に0.9を乗じて得た額より少ない場合は、Aで算定した額に0.9を乗じて得た額とする)</u></p> <p>C : 第2類の表に定める地区別冬季加算額 (11月～4月)</p>
--

相違内容

	該当箇所	システム上の算定方法	生活保護基準の算定方法
1	基準生活費	Aで算定 →基準額①×1.0	Bで算定 →基準額①×0.9 と基準額②の いずれか高い方
2	基準生活費	冬季加算を5ヵ月として算定	冬季加算を6ヵ月として算定
3	基準生活費	期末一時扶助を加算しない	期末一時扶助を加算する
4	住宅扶助	一律 13,000 円	世帯人数に応じて 36,000 円～56,000 円

【相違内容1について】

生活保護基準では、基準生活費の算定上、基準額②を算定したうえで、基準額①に0.9を乗じた額と比較し、「基準額② < 基準額① × 0.9」となる場合は基準額① × 0.9を、

「基準額② \geq 基準額① \times 0.9」となる場合は基準額②を使用することになっているが、システム上は基準額①のみを使用しており、基準額②は使用していない。要綱第4条において第1類及び第2類の金額を使用すると定義している以上、基準額②を使用していない現状の算定方法は要綱に従ったものとは言えない。

この点、生活福祉課から入手した「平成24年度生活保護基準（2級地-1）」では、基準生活費の算定基礎となる第1類及び第2類の表は以下の通りとなっており、福島市が採用している平成30年4月1日現在の生活保護基準でいう基準額①のみが記載されており、基準額②に該当するものは記載されていない。

【第1類】 (円)		【第2類】 (円)			
年齢区分	基準額	世帯人数	基準額	冬季加算 (Ⅲ区) ※	期末一時扶助
0歳～2歳	19,020	1人	39,520	10,520	12,900
3歳～5歳	23,980	2人	43,740	13,620	25,800
6歳～11歳	31,000	3人	48,490	16,250	38,700
12歳～19歳	38,290	4人	50,200	18,430	51,600
20歳～40歳	36,650	5人	50,600	19,140	64,500
41歳～59歳	34,740	6人	51,000	19,850	77,400
60歳～69歳	32,850	7人	51,400	20,560	90,300
70歳～	29,430	8人	51,800	21,270	103,200

※4人世帯は第1類合算額 \times 0.95

※11月～3月

※5人以上の世帯は第1類合算額 \times 0.9

したがって、要綱第4条及び「平成24年度生活保護基準（2級地-1）」に従い年間での生活扶助基準額を算定する場合、算式は以下の通りになる。

【平成24年度の生活保護基準における生活扶助基準額の算定方法】

年間生活扶助基準額 = (基準生活費 (※) + 教育扶助 + 住宅扶助 + 学校給食費) \times 12

(※) 基準生活費 = A + C \times 5/12

A : 第1類の表に定める個人別の基準額を合算した額に、第1類の表下記載の世帯構成員の数に応じた率を乗じた額と第2類の表に定める基準額の合計額

C : 第2類の表に定める地区別冬季加算額

システム上の基準生活費の算定方法は、この平成24年度の生活保護基準に基づく算定方法に最も近く、第1類及び第2類の基準額を平成30年4月～の額に置き換えた場合、システム内の基準生活費と完全に一致することになる。

市担当者へのヒアリングによると、5年毎に算定方法を含めた見直しは行われており、

見直しを行った結果として現在のシステム内での計算方法になっているとのことであるが、当時見直しを検討した際の公式な文書は監査の過程で確認できておらず、上記の状況も勘案すると、見直し時に基準額のみ更新を行い、計算式を含めた算定方法の見直しまでは行われていなかったと捉えられかねない状況にある。

以下は、抽出した検証対象 46 件について、基準額②の取扱いを生活保護基準に則り計算した結果である。否認定世帯で認定結果が逆転することはなかったが、認定世帯では認定結果が全件逆転する結果となった。

※変更前：システム上での生活扶助基準額と倍率

変更後：相違内容を反映した生活扶助基準額と倍率

【所得金額が生活保護基準額の 1.3 倍超 1.35 倍以下の否認定世帯】 (単位：円)

No	借家	人数	1ヵ月当たり所得額	変更前 (※)		変更後 (※)		認定結果への影響
				基準額	倍率	基準額	倍率	
1	○	4	280,333	212,043	1.322	193,311	1.450	なし
2		4	248,827	185,183	1.343	167,837	1.482	なし
3		5	296,600	227,918	1.301	206,313	1.437	なし
4		3	216,118	164,637	1.312	149,306	1.447	なし
5	○	5	320,533	239,398	1.338	217,944	1.470	なし
6	○	4	286,633	213,913	1.339	194,987	1.470	なし
7		4	258,379	193,733	1.333	175,532	1.471	なし
8		5	265,666	200,358	1.325	181,503	1.463	なし
9	○	3	238,466	181,277	1.315	165,582	1.440	なし
10		5	298,036	224,308	1.328	203,700	1.463	なし
11		6	372,400	276,114	1.348	251,242	1.482	なし
12		4	272,066	202,053	1.346	183,660	1.481	なし
13		5	308,833	228,848	1.349	207,381	1.489	なし
14	○	3	248,316	189,467	1.310	173,191	1.433	なし
15		6	352,948	268,814	1.312	244,264	1.444	なし
16		5	302,062	227,328	1.328	206,020	1.466	なし

【所得金額が生活保護基準額の 1.25 倍超 1.3 倍以下の認定世帯】 (単位：円)

No	借家	人数	1ヵ月当たり所得額	変更前		変更後		認定結果への影響
				基準額	倍率	基準額	倍率	
17	○	8	402,314	319,786	1.258	290,373	1.385	認否逆転
18		6	346,188	269,654	1.283	244,784	1.414	認否逆転
19	○	3	232,733	181,547	1.281	165,825	1.403	認否逆転

【所得金額が生活保護基準額の 1.25 倍超 1.3 倍以下の認定世帯】 (単位：円)

No	借家	人数	1ヵ月当たり所得額	変更前		変更後		認定結果への影響
				基準額	倍率	基準額	倍率	
20		7	410,700	317,490	1.293	289,386	1.419	認否逆転
21		5	278,209	216,098	1.287	196,312	1.417	認否逆転
22		5	278,355	222,548	1.250	202,120	1.377	認否逆転
23	○	5	327,603	253,238	1.293	231,278	1.416	認否逆転
24	○	2	177,266	138,359	1.281	127,359	1.391	認否逆転
25	○	3	229,633	177,627	1.292	163,169	1.407	認否逆転
26		3	212,705	164,637	1.291	149,306	1.424	認否逆転
27		4	252,819	202,053	1.251	183,660	1.376	認否逆転
28	○	6	348,400	273,754	1.272	249,539	1.396	認否逆転
29	○	5	293,400	230,858	1.270	210,900	1.391	認否逆転
30		5	293,933	227,918	1.289	206,313	1.424	認否逆転
31		3	213,572	164,637	1.297	149,306	1.430	認否逆転
32		4	242,732	187,053	1.297	169,512	1.431	認否逆転
33		3	208,233	164,637	1.264	149,306	1.394	認否逆転
34	○	3	231,100	177,637	1.300	162,306	1.423	認否逆転
35		2	169,333	135,239	1.252	123,027	1.376	認否逆転
36	○	2	184,033	146,279	1.258	134,296	1.370	認否逆転
37	○	5	335,633	258,838	1.296	236,558	1.418	認否逆転
38	○	4	281,316	219,953	1.278	200,667	1.401	認否逆転
39		3	214,328	169,037	1.267	153,504	1.396	認否逆転
40		5	302,383	238,818	1.266	216,356	1.397	認否逆転
41	○	2	189,166	146,279	1.293	134,296	1.408	認否逆転
42	○	2	187,658	146,279	1.282	134,296	1.397	認否逆転
43		2	170,966	133,279	1.282	121,296	1.409	認否逆転
44		5	301,566	232,018	1.299	210,240	1.434	認否逆転
45	○	4	279,000	221,553	1.259	202,104	1.380	認否逆転
46		3	230,466	178,157	1.293	161,712	1.425	認否逆転

(参考) No1 の算定過程

借家/持家	借家
世帯人数	4名
合計所得金額	3,464,000
基礎控除調整額	100,000
差引	3,364,000
1ヶ月当たり所得額	280,333

a
b = a ÷ 12

変更前		
	年齢	基準額①
第1類	45	35,750
	44	35,750
	17	39,400
	11	31,900
小計		142,800
逡減率		0.9500
小計×逡減率		135,660
第2類		51,660
基準額合計		187,320
基準額①合計×0.9		
いずれか大きい方		
冬季加算		5,313
住宅扶助		13,000
給食費		4,200
教育扶助		2,210
基準額（上記計）		212,043 c
倍率		1.322 b/c

変更後			
	年齢	基準額①	基準額②
第1類	45	35,750	35,570
	44	35,750	35,570
	17	39,400	35,410
	11	31,900	31,090
小計		142,800	137,640
逡減率		0.9500	0.7675
小計×逡減率		135,660	105,639
第2類		51,660	55,690
基準額合計		187,320	161,329
基準額①合計×0.9		168,588	
いずれか大きい方		168,588	
冬季加算		5,313	
住宅扶助		13,000	
給食費		4,200	
教育扶助		2,210	
基準額（上記計）		193,311 c	
倍率		1.450 b/c	

上記認否逆転の要因は、生活保護基準では「基準額② \geq 基準額① \times 0.9」となる場合、基準額②を使用して基準生活費を算定するのに対し、システム上は基準額②を使用していないうえ、以下の通り「基準額① $>$ 基準額① \times 0.9 $>$ 基準額②」となる傾向にあり、生活保護基準に則った場合に比べシステム上の生活扶助基準額が高めに算定されることにある。

(単位：円)

No	基準額①	基準額① \times 0.9	基準額②
1	187,320	168,588	161,329
2	173,460	156,114	153,792
3	216,050	194,445	182,928
4	153,310	137,979	137,865
5	214,529	193,076	182,449
6	189,182	170,264	160,692
7	182,010	163,809	160,293
8	188,483	169,635	167,727
9	156,950	141,255	138,708
10	206,024	185,422	179,122
11	248,698	223,828	204,638

(単位：円)

No	基準額①	基準額① \times 0.9	基準額②
24	114,620	103,158	103,620
25	153,300	137,970	138,842
26	153,310	137,979	137,865
27	183,919	165,527	156,739
28	242,128	217,915	204,863
29	199,580	179,622	172,718
30	216,050	194,445	182,928
31	153,310	137,979	137,865
32	175,322	157,789	153,155
33	153,310	137,979	137,865
34	153,310	137,979	137,865

(単位：円)

No	基準額 ①	基準額 ①×0.9	基準額 ②
12	183,919	165,527	156,739
13	214,592	193,133	182,564
14	162,760	146,484	141,756
15	245,422	220,880	206,026
16	213,080	191,772	181,250
17	294,131	264,718	245,540
18	248,644	223,780	208,122
19	157,220	141,498	137,456
20	281,040	252,936	229,731
21	197,816	178,034	173,310
22	204,269	183,842	178,879
23	219,578	197,620	181,742

(単位：円)

No	基準額 ①	基準額 ①×0.9	基準額 ②
35	122,120	109,908	107,443
36	120,160	108,144	108,177
37	222,800	200,520	186,012
38	192,849	173,564	163,232
39	155,330	139,797	138,283
40	224,564	202,108	185,420
41	120,160	108,144	108,177
42	120,160	108,144	108,177
43	120,160	108,144	108,177
44	217,769	195,992	185,048
45	194,445	175,001	164,644
46	164,450	148,005	142,316

この点、厚生労働省が平成 25 年と平成 30 年に其々公表した「生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」では、就学援助について以下の通り記載されている。

【生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について（平成 25 年 2 月 19 日）】

生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、25 年度当初に要保護者として就学支援を受けていた者で、引き続き、特に困窮していると市町村が認めた世帯については、要保護者としての国庫補助申請を認める取扱いとする。

準要保護者については、国の取組を説明の上、その趣旨を理解した上で各自治体において判断して頂くよう依頼。

厚生労働省ホームページ掲載の同資料より抜粋

【生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について（平成 30 年 1 月 19 日）】

生活保護基準額が減額となる場合には、できる限りその影響が及ばないように対応する。

地方単独事業として行っている準要保護者に対する就学援助については、各市町村等に対し、こうした国の取組を説明するとともに、その取組を理解した上で適切に判断するよう周知等を行う。

厚生労働省ホームページ掲載の同資料より抜粋

上記は生活保護基準額が減少局面にある場合、当該影響で従前の基準では就学援助を受けられなかったはずの世帯が援助を受けられなくなる事態を避けるためのものである。検証対象の 46 件に対する計算結果は、前述の通りいずれも「基準額①>基準額①×0.9>基

準額②」となっており、No17～46 は従前の基準であれば就学援助を受けられるが、計算方法を変更することで当該援助を受けられなくなることを意味している。福島市は当該状況も踏まえ、厚生労働省が公表した上記の趣旨を勘案し、従前の計算方法を継続しているものと考えられるが、要綱第4条（前掲）の条文には当該趣旨が反映されておらず、運用と規則にズレが生じている。

就学援助制度は福島市単独の財源によって賄われており、支給対象者の認定基準は市が独自で設定するものではあるが、要綱等で定めた規則には従う必要があり、また、制度の見直しを行った場合には、その判断過程や根拠を次回の見直し時まで保存しておくことが望ましく、特に、生活保護基準と相違する取扱いとなる場合には、当該相違部分について十分に説明可能な資料を整備しておくことが必要である。

本件の場合、上記厚生労働省公表の趣旨も踏まえると、実際の運用状況に合致するよう要綱を加筆修正することが望ましい。

【相違内容2について】

生活保護基準では、冬季加算の月数を11月～4月の6ヵ月としているが、システム上は11月～3月の5ヵ月となっている。前述の通り、平成24年度の生活保護基準では冬季加算が11月～3月の5ヵ月であったことを勘案すると、【相違内容1について】同様に、計算式含めた算定方法の見直しまでは行われていなかったと捉えられかねない状況にある。

【相違内容1について】同様に、生活保護基準と相違する取扱いとなる場合には、当該相違部分について十分に説明可能な資料を整備しておくことが必要である。

なお、抽出した検証対象46件について、冬季加算の月数を6ヵ月とした場合の計算結果は以下の通りであり、冬季加算1ヶ月分が加算されることで、否認定世帯のうち1件について認定結果に逆転が生じることになる。

【所得金額が生活保護基準額の1.3倍超1.35倍以下の否認定世帯】（単位：円）

No	借家	人数	1ヵ月当たり所得額	変更前		変更後		認定結果への影響
				基準額	倍率	基準額	倍率	
1	○	4	280,333	212,043	1.322	213,105	1.315	なし
2		4	248,827	185,183	1.343	186,245	1.336	なし
3		5	296,600	227,918	1.301	229,010	1.295	認否逆転
4		3	216,118	164,637	1.312	165,620	1.304	なし
5	○	5	320,533	239,398	1.338	240,490	1.332	なし
6	○	4	286,633	213,913	1.339	214,975	1.333	なし
7		4	258,379	193,733	1.333	194,795	1.326	なし
8		5	265,666	200,358	1.325	201,450	1.318	なし

【所得金額が生活保護基準額の 1.3 倍超 1.35 倍以下の否認定世帯】 (単位：円)

No	借家	人数	1ヵ月当たり所得額	変更前		変更後		認定結果への影響
				基準額	倍率	基準額	倍率	
9	○	3	238,466	181,277	1.315	182,260	1.308	なし
10		5	298,036	224,308	1.328	225,400	1.322	なし
11		6	372,400	276,114	1.348	277,275	1.343	なし
12		4	272,066	202,053	1.346	203,115	1.339	なし
13		5	308,833	228,848	1.349	229,940	1.343	なし
14	○	3	248,316	189,467	1.310	190,450	1.303	なし
15		6	352,948	268,814	1.312	269,975	1.307	なし
16		5	302,062	227,328	1.328	228,420	1.322	なし

【所得金額が生活保護基準額の 1.25 倍超 1.3 倍以下の認定世帯】 (単位：円)

No	借家	人数	1ヵ月当たり所得額	変更前		変更後		認定結果への影響
				基準額	倍率	基準額	倍率	
17	○	8	402,314	319,786	1.258	321,036	1.253	なし
18		6	346,188	269,654	1.283	270,815	1.278	なし
19	○	3	232,733	181,547	1.281	182,530	1.275	なし
20		7	410,700	317,490	1.293	318,700	1.288	なし
21		5	278,209	216,098	1.287	217,190	1.280	なし
22		5	278,355	222,548	1.250	223,640	1.244	なし
23	○	5	327,603	253,238	1.293	254,330	1.288	なし
24	○	2	177,266	138,359	1.281	139,225	1.273	なし
25	○	3	229,633	177,627	1.292	178,610	1.285	なし
26		3	212,705	164,637	1.291	165,620	1.284	なし
27		4	252,819	202,053	1.251	203,115	1.244	なし
28	○	6	348,400	273,754	1.272	274,915	1.267	なし
29	○	5	293,400	230,858	1.270	231,950	1.264	なし
30		5	293,933	227,918	1.289	229,010	1.283	なし
31		3	213,572	164,637	1.297	165,620	1.289	なし
32		4	242,732	187,053	1.297	188,115	1.290	なし
33		3	208,233	164,637	1.264	165,620	1.257	なし
34	○	3	231,100	177,637	1.300	178,620	1.293	なし
35		2	169,333	135,239	1.252	136,105	1.244	なし
36	○	2	184,033	146,279	1.258	147,145	1.250	なし
37	○	5	335,633	258,838	1.296	259,930	1.291	なし
38	○	4	281,316	219,953	1.278	221,015	1.272	なし
39		3	214,328	169,037	1.267	170,020	1.260	なし
40		5	302,383	238,818	1.266	239,910	1.260	なし
41	○	2	189,166	146,279	1.293	147,145	1.285	なし

【所得金額が生活保護基準額の 1.25 倍超 1.3 倍以下の認定世帯】 (単位：円)

No	借家	人数	1 ヶ月当 たり所 得額	変更前		変更後		認定結果への 影響
				基準額	倍率	基準額	倍率	
42	○	2	187,658	146,279	1.282	147,145	1.275	なし
43		2	170,966	133,279	1.282	134,145	1.274	なし
44		5	301,566	232,018	1.299	233,110	1.293	なし
45	○	4	279,000	221,553	1.259	222,615	1.253	なし
46		3	230,466	178,157	1.293	179,140	1.286	なし

(参考) No1 の算定過程

借家/持家	借家
世帯人数	4名
合計所得金額	3,464,000
基礎控除調整額	100,000
差引	3,364,000 a
1 ヶ月当たり所得額	280,333 b=a/12

変更前		
	年齢	基準額①
第1類	45	35,750
	44	35,750
	17	39,400
	11	31,900
小計		142,800
逓減率		0.9500
小計×逓減率		135,660
第2類		51,660
基準額合計		187,320
冬季加算		5,313
住宅扶助		13,000
給食費		4,200
教育扶助		2,210
基準額(上記計)		212,043 c
倍率		1.322 b/c

変更後		
	年齢	基準額①
第1類	45	35,750
	44	35,750
	17	39,400
	11	31,900
小計		142,800
逓減率		0.9500
小計×逓減率		135,660
第2類		51,660
基準額合計		187,320
冬季加算		6,375
住宅扶助		13,000
給食費		4,200
教育扶助		2,210
基準額(上記計)		213,105 c
倍率		1.315 b/c

【相違内容3について】

生活保護基準では、期末一時扶助を12月分に加算しているが、システム上は期末一時扶助については加算していない。期末一時扶助は所謂「餅代」であり、現在の生活様式や環境といったことを勘案すると、必ずしも必要とされるかどうかについて議論の余地があるものの、期末一時扶助を加算しない場合、生活保護基準における取扱いと相違する以上、期末一時扶助を加算しない根拠を明確にしたうえで、要綱にも明記すること

が必要であり、判断根拠についても次回の見直しまで保管しておくことが望ましい。

なお、抽出した検証対象 46 件について、期末一時扶助を加算とした場合の計算結果は以下の通りであり、当該扶助が加算されることで、否認認定世帯のうち 3 件について認定結果に逆転が生じることになる。

【所得金額が生活保護基準額の 1.3 倍超 1.35 倍以下の否認認定世帯】 (単位：円)

No	借家	人数	1 ヶ月当たり所得額	変更前		変更後		認定結果への影響
				基準額	倍率	基準額	倍率	
1	○	4	280,333	212,043	1.322	214,033	1.309	なし
2		4	248,827	185,183	1.343	187,173	1.329	なし
3		5	296,600	227,918	1.301	229,992	1.289	認否逆転
4		3	216,118	164,637	1.312	166,406	1.298	認否逆転
5	○	5	320,533	239,398	1.338	241,472	1.327	なし
6	○	4	286,633	213,913	1.339	215,903	1.327	なし
7		4	258,379	193,733	1.333	195,723	1.320	なし
8		5	265,666	200,358	1.325	202,432	1.312	なし
9	○	3	238,466	181,277	1.315	183,046	1.302	なし
10		5	298,036	224,308	1.328	226,382	1.316	なし
11		6	372,400	276,114	1.348	278,473	1.337	なし
12		4	272,066	202,053	1.346	204,043	1.333	なし
13		5	308,833	228,848	1.349	230,922	1.337	なし
14	○	3	248,316	189,467	1.310	191,236	1.298	認否逆転
15		6	352,948	268,814	1.312	271,173	1.301	なし
16		5	302,062	227,328	1.328	229,402	1.316	なし

【所得金額が生活保護基準額の 1.25 倍超 1.3 倍以下の認定世帯】 (単位：円)

No	借家	人数	1 ヶ月当たり所得額	変更前		変更後		認定結果への影響
				基準額	倍率	基準額	倍率	
17	○	8	402,314	319,786	1.258	322,440	1.247	なし
18		6	346,188	269,654	1.283	272,013	1.272	なし
19	○	3	232,733	181,547	1.281	183,316	1.269	なし
20		7	410,700	317,490	1.293	319,997	1.283	なし
21		5	278,209	216,098	1.287	218,172	1.275	なし
22		5	278,355	222,548	1.250	224,622	1.239	なし
23	○	5	327,603	253,238	1.293	255,312	1.283	なし
24	○	2	177,266	138,359	1.281	140,076	1.265	なし
25	○	3	229,633	177,627	1.292	179,396	1.280	なし
26		3	212,705	164,637	1.291	166,406	1.278	なし
27		4	252,819	202,053	1.251	204,043	1.239	なし
28	○	6	348,400	273,754	1.272	276,113	1.261	なし

【所得金額が生活保護基準額の 1.25 倍超 1.3 倍以下の認定世帯】 (単位：円)

No	借家	人数	1ヵ月当たり所得額	変更前		変更後		認定結果への影響
				基準額	倍率	基準額	倍率	
29	○	5	293,400	230,858	1.270	232,932	1.259	なし
30		5	293,933	227,918	1.289	229,992	1.278	なし
31		3	213,572	164,637	1.297	166,406	1.283	なし
32		4	242,732	187,053	1.297	189,043	1.284	なし
33		3	208,233	164,637	1.264	166,406	1.251	なし
34	○	3	231,100	177,637	1.300	179,406	1.288	なし
35		2	169,333	135,239	1.252	136,956	1.236	なし
36	○	2	184,033	146,279	1.258	147,996	1.243	なし
37	○	5	335,633	258,838	1.296	260,912	1.286	なし
38	○	4	281,316	219,953	1.278	221,943	1.267	なし
39		3	214,328	169,037	1.267	170,806	1.254	なし
40		5	302,383	238,818	1.266	240,892	1.255	なし
41	○	2	189,166	146,279	1.293	147,996	1.278	なし
42	○	2	187,658	146,279	1.282	147,996	1.267	なし
43		2	170,966	133,279	1.282	134,996	1.266	なし
44		5	301,566	232,018	1.299	234,092	1.288	なし
45	○	4	279,000	221,553	1.259	223,543	1.248	なし
46		3	230,466	178,157	1.293	179,926	1.280	なし

(参考) No1 の算定過程

借家/持家	借家
世帯人数	4名
合計所得金額	3,464,000
基礎控除調整額	100,000
差引	3,364,000
1ヵ月当たり所得額	280,333

a
b=a/12

変更前		
	年齢	基準額①
第1類	45	35,750
	44	35,750
	17	39,400
	11	31,900
小計		142,800
逓減率		0.9500
小計×逓減率		135,660
第2類		51,660
基準額合計		187,320
冬季加算		5,313

変更後		
	年齢	基準額①
第1類	45	35,750
	44	35,750
	17	39,400
	11	31,900
小計		142,800
逓減率		0.9500
小計×逓減率		135,660
第2類		51,660
基準額合計		187,320
冬季加算		5,313

変更前			変更後				
	年齢	基準額①		年齢	基準額①		
期末一時扶助		0	期末一時扶助		1,990		
住宅扶助		13,000	住宅扶助		13,000		
給食費		4,200	給食費		4,200		
教育扶助		2,210	教育扶助		2,210		
基準額（上記計）		212,043	c	基準額（上記計）		214,033	c
倍率		1.322	b/c	倍率		1.309	b/c

【相違内容4について】

生活保護基準では住宅扶助について、世帯人数に応じて36,000円～56,000円を限度額として加算することとしているが、システム上は世帯人数に関係なく一律13,000円の加算としている。これは、生活保護制度における2級地の基準額13,000円を根拠とした額と考えられるが、当該金額は実際の家賃水準と大きく乖離していることから、生活保護制度においても、当該費用が上記基準額を超えるときは、自治体ごとに厚生労働大臣が別に定める額（限度額）の範囲内の額とするよう定められており、福島市の場合、前掲の通り世帯人数に応じて36,000円～56,000円が住宅扶助の限度額となっている。

この点、不動産情報サイト各社が公表している福島市内の直近の家賃相場は以下の表の通りであり、システム上採用している住宅扶助基準額13,000円を大きく上回る状況にある。当該状況下において、住宅扶助を13,000円として生活扶助基準額を算定することは適切とは言い難く、特に借家に居住している世帯について、当該基準額が過少に算定され、就学援助費の有効な支出がなされない可能性がある。借家に居住する全ての申請世帯の家賃を調査したうえで判定を行うことは実務上過大な負担が生じることから現実的ではないものの、例えば、住宅扶助加算対象世帯については住宅扶助を13,000円として判定を行ったうえで、否認定となった案件についてのみ実際の家賃を追加調査し、限度額の範囲内で再判定を行う等の対応を検討することが必要と考えられる。

【不動産情報サイト各社の福島市内の家賃相場】

(単位：円)

タイプ	A社	B社	C社	D社	平均
ワンルーム	54,200	43,000	41,000	47,200	46,350
1K	49,700	35,000	42,000	38,000	41,175
1DK	50,600	41,000	42,000		44,533
1LDK	60,900	58,000	56,000	63,600	59,625
2K	44,100	45,000	56,000	48,100	48,300
2DK	52,900	48,000	56,000	52,000	52,225
2LDK	64,900	62,000	62,000	67,700	64,150
3K	50,400	45,000	62,000		52,467
3DK	52,300	50,000	62,000		54,767
3LDK	90,600	80,000	79,000	109,800	89,850

(令和6年1月17日時点)

なお、抽出した検証対象 46 件について、生活保護基準の当該限度額を住宅扶助額として計算した結果は以下の通りであり、否認定世帯のうち、借家の世帯（住宅扶助加算対象世帯）については全件認定結果が逆転する結果となった。

【所得金額が生活保護基準額の 1.3 倍超 1.35 倍以下の否認定世帯】 (単位：円)

No	借家	人数	1 ヶ月当たり所得額	変更前		変更後		認定結果への影響
				基準額	倍率	基準額	倍率	
1	○	4	280,333	212,043	1.322	246,043	1.139	認否逆転
2		4	248,827	185,183	1.343	185,183	1.343	なし
3		5	296,600	227,918	1.301	227,918	1.301	なし
4		3	216,118	164,637	1.312	164,637	1.312	なし
5	○	5	320,533	239,398	1.338	273,398	1.172	認否逆転
6	○	4	286,633	213,913	1.339	247,913	1.156	認否逆転
7		4	258,379	193,733	1.333	193,733	1.333	なし
8		5	265,666	200,358	1.325	200,358	1.325	なし
9	○	3	238,466	181,277	1.315	215,277	1.107	認否逆転
10		5	298,036	224,308	1.328	224,308	1.328	なし
11		6	372,400	276,114	1.348	276,114	1.348	なし
12		4	272,066	202,053	1.346	202,053	1.346	なし
13		5	308,833	228,848	1.349	228,848	1.349	なし
14	○	3	248,316	189,467	1.310	223,467	1.111	認否逆転
15		6	352,948	268,814	1.312	268,814	1.312	なし
16		5	302,062	227,328	1.328	227,328	1.328	なし

【所得金額が生活保護基準額の 1.25 倍超 1.3 倍以下の認定世帯】 (単位：円)

No	借家	人数	1 ヶ月当たり所得額	変更前		変更後		認定結果への影響
				基準額	倍率	基準額	倍率	
17	○	8	402,314	319,786	1.258	362,786	1.108	なし
18		6	346,188	269,654	1.283	269,654	1.283	なし
19	○	3	232,733	181,547	1.281	215,547	1.079	なし
20		7	410,700	317,490	1.293	317,490	1.293	なし
21		5	278,209	216,098	1.287	216,098	1.287	なし
22		5	278,355	222,548	1.250	222,548	1.250	なし
23	○	5	327,603	253,238	1.293	287,238	1.140	なし
24	○	2	177,266	138,359	1.281	168,359	1.052	なし
25	○	3	229,633	177,627	1.292	211,627	1.085	なし
26		3	212,705	164,637	1.291	164,637	1.291	なし
27		4	252,819	202,053	1.251	202,053	1.251	なし
28	○	6	348,400	273,754	1.272	310,754	1.121	なし

【所得金額が生活保護基準額の 1.25 倍超 1.3 倍以下の認定世帯】

(単位：円)

No	借家	人数	1ヵ月当たり所得額	変更前		変更後		認定結果への影響
				基準額	倍率	基準額	倍率	
29	○	5	293,400	230,858	1.270	264,858	1.107	なし
30		5	293,933	227,918	1.289	227,918	1.289	なし
31		3	213,572	164,637	1.297	164,637	1.297	なし
32		4	242,732	187,053	1.297	187,053	1.297	なし
33		3	208,233	164,637	1.264	164,637	1.264	なし
34	○	3	231,100	177,637	1.300	211,637	1.091	なし
35		2	169,333	135,239	1.252	135,239	1.252	なし
36	○	2	184,033	146,279	1.258	176,279	1.043	なし
37	○	5	335,633	258,838	1.296	292,838	1.146	なし
38	○	4	281,316	219,953	1.278	253,953	1.107	なし
39		3	214,328	169,037	1.267	169,037	1.267	なし
40		5	302,383	238,818	1.266	238,818	1.266	なし
41	○	2	189,166	146,279	1.293	176,279	1.073	なし
42	○	2	187,658	146,279	1.282	176,279	1.064	なし
43		2	170,966	133,279	1.282	133,279	1.282	なし
44		5	301,566	232,018	1.299	232,018	1.299	なし
45	○	4	279,000	221,553	1.259	255,553	1.091	なし
46		3	230,466	178,157	1.293	178,157	1.293	なし

(参考) No1 の算定過程

借家/持家	借家
世帯人数	4名
合計所得金額	3,464,000
基礎控除調整額	100,000
差引	3,364,000 a
1ヵ月当たり所得額	280,333 b=a/12

変更前		
	年齢	基準額①
第1類	45	35,750
	44	35,750
	17	39,400
	11	31,900
小計		142,800
逓減率		0.9500
小計×逓減率		135,660
第2類		51,660
基準額合計		187,320
冬季加算		5,313
期末一時扶助		0

変更後		
	年齢	基準額①
第1類	45	35,750
	44	35,750
	17	39,400
	11	31,900
小計		142,800
逓減率		0.9500
小計×逓減率		135,660
第2類		51,660
基準額合計		187,320
冬季加算		5,313
期末一時扶助		0

変更前			変更後		
住宅扶助	13,000		住宅扶助	47,000	
給食費	4,200		給食費	4,200	
教育扶助	2,210		教育扶助	2,210	
基準額（上記計）	212,043	c	基準額（上記計）	246,043	c
倍率	1.322	b/c	倍率	1.139	b/c

そこで、認否の逆転が生じた No 1、5、6、9、14 について実際の家賃を調査し、生活保護基準に則った住宅扶助額を適用した場合に認否の逆転が生じるか確認した結果、以下の通り、4 件で認否の逆転が生じた。

(単位：円)

No	人数	実際の家賃	住宅扶助限度額	適用する住宅扶助額	備考
1	4	56,000	47,000	47,000	
5	5	10,300	47,000	10,300	市営住宅
6	4	36,000	47,000	36,000	市営住宅
9	3	33,400	47,000	33,400	県営住宅
14	3	52,000	47,000	47,000	

(単位：円)

No	借家	人数	1ヵ月当たり所得額	変更前		変更後		認定結果への影響
				基準額	倍率	基準額	倍率	
1	○	4	280,333	212,043	1.322	246,043	1.139	認否逆転
5	○	5	320,533	239,398	1.338	236,698	1.354	なし
6	○	4	286,633	213,913	1.339	236,913	1.209	認否逆転
9	○	3	238,466	181,277	1.315	201,677	1.182	認否逆転
14	○	3	248,316	189,467	1.310	223,467	1.111	認否逆転

上記の各計算結果は、生活扶助基準額に関するシステム上の算定方法と生活保護基準の算定方法について相違点毎に試算した結果であり、全ての相違点を纏めて計算を行った場合以下の通りとなる。否認定世帯においては、借家の世帯（住宅扶助加算対象世帯）について、主に住宅扶助の加算金額の相違（【相違内容4について】参照。）から認定結果の逆転が生じており、認定世帯においては、基準額②の取扱いの相違（【相違内容1について】参照。）から、主に持家の世帯について認定結果の逆転が生じている。

今回の検証は、認定基準である 1.3 倍付近（1.25 倍～1.35 倍）の世帯を対象として抽出したため認定結果の逆転が散見される結果となったものであり、申請世帯全件を対象にした場合、逆転頻度は低くなるものと考えられる。しかしながら、福島市のホームペ

ージにおいて、「直近の世帯全体（生計同一世帯）の所得額が生活保護基準額の 1.3 倍以下の世帯」を就学援助の対象者の認定基準として掲載している以上、申請世帯の立場から見れば生活保護基準と同一の方法で判定されていると捉えるのが通常であり、要綱と運用にもズレが生じている現状には問題があると言わざるを得ない。

現在進行中の見直し案（後述）については、前述の問題点を勘案の上、認定基準を明確にする必要がある。加えて、生活保護基準と相違する取扱いとなる場合には、その旨ホームページや要綱等にも記載し、市民の誤解を招かないよう注意する必要がある。

【所得金額が生活保護基準額の 1.3 倍超 1.35 倍以下の否認認定世帯】（単位：円）

No	借家	人数	1 ヶ月当たり所得額	変更前		変更後		認定結果への影響
				基準額	倍率	基準額	倍率	
1	○	4	280,333	212,043	1.322	230,363	1.216	認否逆転
2		4	248,827	185,183	1.343	170,889	1.456	なし
3		5	296,600	227,918	1.301	209,479	1.415	なし
4		3	216,118	164,637	1.312	152,058	1.421	なし
5	○	5	320,533	239,398	1.338	255,110	1.256	認否逆転
6	○	4	286,633	213,913	1.339	232,039	1.235	認否逆転
7		4	258,379	193,733	1.333	178,584	1.446	なし
8		5	265,666	200,358	1.325	184,669	1.438	なし
9	○	3	238,466	181,277	1.315	202,334	1.178	認否逆転
10		5	298,036	224,308	1.328	206,866	1.440	なし
11		6	372,400	276,114	1.348	254,762	1.461	なし
12		4	272,066	202,053	1.346	186,712	1.457	なし
13		5	308,833	228,848	1.349	210,547	1.466	なし
14	○	3	248,316	189,467	1.310	209,943	1.182	認否逆転
15		6	352,948	268,814	1.312	247,784	1.424	なし
16		5	302,062	227,328	1.328	209,186	1.443	なし

【所得金額が生活保護基準額の 1.25 倍超 1.3 倍以下の認定世帯】（単位：円）

No	借家	人数	1 ヶ月当たり所得額	変更前		変更後		認定結果への影響
				基準額	倍率	基準額	倍率	
17	○	8	402,314	319,786	1.258	337,277	1.192	なし
18		6	346,188	269,654	1.283	248,304	1.394	認否逆転
19	○	3	232,733	181,547	1.281	202,577	1.148	なし
20		7	410,700	317,490	1.293	293,103	1.401	認否逆転
21		5	278,209	216,098	1.287	199,479	1.394	認否逆転
22		5	278,355	222,548	1.250	205,286	1.355	認否逆転
23	○	5	327,603	253,238	1.293	268,444	1.220	なし

【所得金額が生活保護基準額の 1.25 倍超 1.3 倍以下の認定世帯】 (単位：円)

No	借家	人数	1 ヶ月当 たり所 得額	変更前		変更後		認定結果への 影響
				基準額	倍率	基準額	倍率	
24	○	2	177,266	138,359	1.281	159,941	1.108	なし
25	○	3	229,633	177,627	1.292	199,921	1.148	なし
26		3	212,705	164,637	1.291	152,058	1.398	認否逆転
27		4	252,819	202,053	1.251	186,712	1.354	認否逆転
28	○	6	348,400	273,754	1.272	290,059	1.201	なし
29	○	5	293,400	230,858	1.270	248,066	1.182	なし
30		5	293,933	227,918	1.289	209,479	1.403	認否逆転
31		3	213,572	164,637	1.297	152,058	1.404	認否逆転
32		4	242,732	187,053	1.297	172,564	1.406	認否逆転
33		3	208,233	164,637	1.264	152,058	1.369	認否逆転
34	○	3	231,100	177,637	1.300	199,058	1.160	なし
35		2	169,333	135,239	1.252	125,610	1.348	認否逆転
36	○	2	184,033	146,279	1.258	166,879	1.102	なし
37	○	5	335,633	258,838	1.296	273,724	1.226	なし
38	○	4	281,316	219,953	1.278	237,719	1.183	なし
39		3	214,328	169,037	1.267	156,256	1.371	認否逆転
40		5	302,383	238,818	1.266	219,522	1.377	認否逆転
41	○	2	189,166	146,279	1.293	166,879	1.133	なし
42	○	2	187,658	146,279	1.282	166,879	1.124	なし
43		2	170,966	133,279	1.282	123,879	1.380	認否逆転
44		5	301,566	232,018	1.299	213,406	1.413	認否逆転
45	○	4	279,000	221,553	1.259	239,156	1.166	なし
46		3	230,466	178,157	1.293	164,464	1.401	認否逆転

(参考) No1 の算定過程

借家/持家	借家	
世帯人数	4名	
合計所得金額	3,464,000	
基礎控除調整額	100,000	
差引	3,364,000	A
1 ヶ月当たり所得額	280,333	b=a/12

変更前		
	年齢	基準額①
第1類	45	35,750
	44	35,750
	17	39,400
	11	31,900
小計		142,800

変更後			
	年齢	基準額①	基準額②
第1類	45	35,750	<u>35,570</u>
	44	35,750	<u>35,570</u>
	17	39,400	<u>35,410</u>
	11	31,900	<u>31,090</u>
小計		142,800	<u>137,640</u>

変更前		変更後	
逓減率	0.9500	0.9500	<u>0.7675</u>
小計×逓減率	135,660	135,660	<u>105,639</u>
第2類	51,660	51,660	<u>55,690</u>
基準額合計	187,320	187,320	<u>161,329</u>
基準額①合計×0.9		<u>168,588</u>	
いずれか大きい方		<u>168,588</u>	
冬季加算	<u>5,313</u>	<u>6,375</u>	
期末一時扶助	<u>0</u>	<u>1,990</u>	
住宅扶助	<u>13,000</u>	<u>47,000</u>	
給食費	4,200	4,200	
教育扶助	2,210	2,210	
基準額（上記計）	212,043	230,363	
倍率	1.322	1.216	

④令和5年度の就学援助制度の見直しについて【指摘】

生活扶助基準額については5年毎に見直しが行われており、令和5年度は見直しの時期となっている。この点について、「福島市就学援助事務取扱要領（以下、「要領」という。）」第3条第5項では以下の通り、生活保護基準について改正があった場合は見直しを行うこととなっており、当該要領に基づけば、令和6年度分の申請から見直し後の基準額を元に判定するのが通常と考えられるが、監査実施期間中であった令和5年12月時点では見直しが完了しておらず、令和6年度分の申請については現状の基準額に必要な修正を加えたうえで判定を行う方針ではあるものの、具体的な修正方法までは決定できておらず、前述の要領に沿った運用がなされていない。

令和7年度分の申請が開始される令和7年1月までには、基準額の見直しを完了させる必要がある。また、令和6年度の申請分について、見直し後の基準に基づけば支給対象となるはずのところ、従前の基準に修正を加えた基準で判定を行ったために否認定となるケースが発生する可能性は十分にあり、当該ケースへの対応方針についても十分に検討しておく必要がある。

【福島市就学援助事務取扱要領】

（認定基準）

第3条

（略）

5 要綱第4条に規定する生活扶助基準額とは、生活保護法第8条の規定による生活扶助保護基準額表に基づくものとし、改正があった場合は見直しを行うものとする。

⑤所得金額の定義について【意見】

前掲の通り、福島市はホームページにおいて、「直近の世帯全体（生計同一世帯）の所得額が生活保護基準額の1.3倍以下の世帯」を支給対象としており、要綱第3条（前掲）においては、「その者の属する世帯の前年所得額の合計が生活保護制度における生活扶助基準額表の1.3倍以下である者」を支給対象として定義しているが、当該所得額が所得控除前後どちらの所得額を指すのかが要綱上明確になっておらず、実務上は所得控除前の金額で判定が行われている。

この点、就学奨励費については、文部科学省より通知された「特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領について（通知）」において収入額の算定方法が以下の通り明記されており、一定の所得控除が加味されている。

【特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領について（通知）】

IV 収入額の算定及び需要額の測定

1 収入額の算定

収入額は次の(1)の額から(2)の額を控除し、その額に12分の1を乗じて得た額から(3)の額を控除した額とする。

- (1) 当該年度に納付すべき都道府県民税及び市町村民税の課税の基礎となった世帯員全員に係る所得控除を行う前の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額（なお、給与所得、公的年金等所得のいずれかがある者については、総所得金額から10万円を控除する。）
- (2) 所得控除の対象として控除された社会保険料、生命保険料、地震保険料及び保護者等に係るひとり親控除又は寡婦控除の額の合計額
- (3) 同一世帯で2人以上、特別支援学校又は特別支援学級に通学している場合、当該通学者数から1を減じた数に保護基準に示す「障害者加算」の加算額を乗じて得た額

就学援助制度における支給対象者の認定基準は、就学奨励費とは異なり市が独自で設定するものであることから、上記の算定方法と完全に一致させる必要はないが、要綱第3条における所得額がどの金額を指すのかは明確にする必要があり、上記を参考に要綱を加筆修正することが望ましいと考える。

3 働き方改革

(1) 概要

求められる教育の質の向上や児童生徒の問題の多様化等により、教職員の長時間勤務が常態化するようになって久しい。その中で心身ともに疲弊し過労死に至る深刻な事態も発生している。また、これらのことが風評となり、少子化傾向にある中、教員志望者の減少にもつながっており、団塊以降世代の一斉退職とも相まって、現況の教員やその周囲の問題にとどまらず、教員不足と言う学校運営の根幹に関わる問題にもなっている。

このような中、文部科学省は、平成 28 年の教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査以来、平成 31 年 1 月の中央教育審議会の答申等を経て、働き方改革を進めている。福島県も、平成 30 年度から「教職員多忙化解消アクションプラン」を策定し、市もそれらを受けて働き方改革に取り組んでいる。働き方改革の骨子は、長時間の時間外勤務時間の把握と分析・対応、及びその解消に向けた取組にある。

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、諸資料を閲覧し、学校往査等により関係者にヒアリングすることにより、手続を実施した。

- ・時間外勤務時間の把握とその分析・対応は適切か。
- ・長時間の時間外勤務時間の解消に向けた取組は進捗しているか。

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
勤務時間に関する資料、特に勤務時間システムの資料を閲覧し、往査した 6 学校の管理者等にヒアリングを実施し、必要に応じ監査人から質問を行った。	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外勤務時間の把握とその分析・対応が適切かどうか確認した。 ▶時間外勤務時間の把握について（監査の結果①意見） ▶時間外勤務時間の分析・対応について（監査の結果②意見）
県の「教職員多忙化解消アクションプラン」等の資料を閲覧し、往査した 6 学校の管理者等にヒアリングを実施し、必要に応じ監査人から質問を行った。	<ul style="list-style-type: none"> ・長時間の時間外勤務時間解消に向けた取組の進捗状況を確認した。 ▶長時間の時間外勤務時間の解消に向けた取組について（監査の結果③意見）

(4) 監査の結果

①時間外勤務時間の把握について【意見】

市の教員の勤務時間は 8 時 00 分（又は 8 時 5 分）から 16 時 30 分（又は 16 時 35 分）となっており、その前後が時間外勤務時間となる。時間外勤務時間の上限は、月 45 時間（週 11 時間）以内かつ年 360 時間、予見できない業務量の大幅な増加があった場合でも月 80 時間（週 20 時間）以内を目標としている。これは、文部科学省が令和 3 年 1 月に公表している「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」及び県のアクションプランに沿ったものとなっている。

時間外勤務時間の把握は、勤務時間を管理するシステムによって行われる。すなわち、令和 5 年 7 月までは PC 起動により自動的に記録されるシステムによって把握されてきたが、令和 5 年 8 月以降は統合型校務システムに切り替えられ、システム内での直接打刻により勤務時間が記録され、後日入力修正も可能なものとなっている。これにより、従来システムの弱点であった PC 起動時のみ勤務時間が記録され、その修正が難しいというシステム上の問題は改善されている。

一方、往査した1校の統合型校務システム試行時の出退勤記録を確認したところ不正確な打刻となっている教員が散見された。要因は、当日の教員の打刻漏れ及び月末での修正漏れ、また、管理職のチェック指導が十分でなかったこと等である。今回のシステムでも、出退勤の打刻を適切に行わなければ時間集計は不正確になってしまうという弱点がある。

また、持ち帰り残業に関しては、各校とも教員の自主性に任されているところがあり、時間の把握も難しいとのことであり、当然勤務時間データには反映されていない。持ち帰り残業の問題に関しては、各学校足並み揃えての対応が必要であり、今後教育委員会側での実態調査やガイドライン等の作成も必要になってくると考える。

持ち帰り残業も含め、勤務時間を正確に記録し把握するという事は、長時間の時間外勤務の解消に向けての第一歩であり、教育委員会及び学校ともにより一層の意識の醸成にご留意頂きたい。

②時間外勤務時間の分析・対応について【意見】

勤務時間を管理するシステムによって把握された時間外勤務時間の各月のデータは、教育委員会側で、原因分析された上で月80時間超過の教員については、各学校長に勤務実態を確認し、原因を調査した上で改善策を協議し、その上でメンタルヘルスケアが必要と考えられる教員にはその利用を勧めている。

しかし、令和4年度の時間外勤務時間区分ごとに集計した月別集計表によれば、夏季休暇のある8月は少なくなるとは言え、45時間以上となっている教職員が、年度平均で全体1,073人に対して330.2人と30.8%を占めている。各月の行事等の準備や児童生徒の問題対応他、臨時的な要因により一時的に多くなるのはやむを得ないが、月80時間とは、予見できない業務量の大幅な増加があった場合の目標上限であり、月45時間以上でもそれが常態化している教員が見られるならば、月80時間超過の教員と同様にメンタルヘルスの対応が必要となってくると考えられることにご留意頂きたい。

時間外勤務時間区分の月別集計表より年度平均

	時間外勤務時間区分	令和3年度平均	令和4年度平均
小学校	100時間以上	3.8人	8.7人
	80時間以上	15.0人	19.3人
	45時間以上	205.5人	192.8人
	45時間未満	636.9人	650.8人
	平均(時間:分)	33時間31分	31時間40分
中学校・特別支援学校	100時間以上	3.3人	2.3人
	80時間以上	15.4人	9.5人
	45時間以上	126.4人	137.4人
	45時間未満	427.4人	422.2人
	平均(時間:分)	33時間00分	31時間15分
全合計	100時間以上	7.1人	11.0人

	時間外勤務時間区分	令和3年度平均	令和4年度平均
	80時間以上	30.4人	28.8人
	45時間以上	331.9人	330.2人
	45時間未満	1064.3人	1073.0人
	平均(時間:分)	33時間19分	31時間30分

③長時間の時間外勤務時間の解消に向けた取組について【意見】

時間外勤務時間の中で行われることは、教材研究・授業準備、テスト等の採点業務、学校行事準備、各種会議、児童生徒の問題対応、中学校での部活動等である。教材研究・授業準備や採点業務に係る時間は、他の活動時間が長くなれば影響されることになり、その結果、時間外勤務時間の長時間化、持ち帰り残業や土日出勤にも波及することとなる。

学校側の取組として、会議の精選と短縮化、一斉下校日や土日も含めたノー部活動日の設定は往査した各校とも行われているが、教職員のノー残業デーの設定は、目安を設けている学校はあるものの、基本的には教職員の自主性に任せているとのことである。

また、教員の負担軽減策の内、小学校の教科担任制については、小学校では1人の教員が教える科目の多さや年間各教科指導時間の相違、クラス数や教室等の調整等、問題が多々あり、高学年での音楽、体育、図工、家庭科等の交換程度にとどまっている。中学校の部活動については、土日も含めたノー部活動日の設定の他、上限時間の設定、サブ顧問制、一部の部活動での外部指導員の導入や土日の学校合同練習等が行われているが、地域移行に関しては、進捗していないとのことである。

さらに、令和5年度からの取組として、往査した学校では試験的に放課後の留守番電話が1校を除いて導入されたが、現在のところ大きなクレームやトラブルの発生はないとのことである。

また、朝の児童・生徒の出欠管理に導入された健康観察アプリ「リーバー」に関しては、朝の電話対応から解放され、どの学校でも非常に好評である。

以上、ヒアリングした取組の内容であるが、さらに改善の余地があると考えられる事項として以下が挙げられる。

ア 教員以外の外部人材の拡充について

児童生徒の悩みの相談や、保護者や教員に指導・助言を行うスクールカウンセラーは、各校1名の配置であり予約待ちの状況となっている。また、知的障がい、自閉症、情緒不安定等の児童生徒をサポートする特別支援教育協力員や同支援員は、各校2～3名の配置であるが、普通クラスにもいるグレーな児童生徒の対応等のために増員できれば、教員の時間的・精神的負担は軽減し、他児童生徒への対応も充実するとのことである。さらに、教員業務の補助を行うスクールサポートスタッフは、各校1名の配置であるが、時間的制約もある中、現在の業務の大半は大量のテスト用紙等の印刷業務に費やされており、増員できれば、単純な採点業務や授業準備の補助等も可能となり、やはり教員の

時間的負担は軽減するとのことである。

外部人材の拡充については、財源や人材の確保が必要となり、一朝一夕ではできないことは理解できるが、実行できれば教員の時間的・精神的負担軽減等につながることであり、着実な実行に努めて頂きたい。

イ 電話連絡対応について

往査した学校の中の1校を除き、時間外勤務時間の削減と有効利用のため留守番電話が導入され上記のとおり試験運行中である。しかし、児童生徒の問題が発生した際等の保護者との連絡対応は、どこの時間でも行わなければならない、問題は、予期せぬタイミングで電話連絡があり、授業中での対応不可能な場合の他、各種業務の計画的実施が妨げられることである。したがって、保護者の大半が通信可能な携帯端末を持っている現状からすれば、今後、メール連絡や複雑な問題の場合には予約制によりICTを活用した双方向での対話等の活用の推進に努めて頂きたい。

第2項 教育研修課

1 特別支援教育推進事業

(1) 事業内容（趣旨）

本事業は、障がいがあると思われる児童生徒の自立や社会参加に向けて、その教育的ニーズを把握するとともに、適切な指導及び支援を行うことにより、生活上又は学習上の困難を改善・克服することを目指している。

また、本事業を通して、各小・中・特別支援学校において、教員の専門性の確保や向上を図るとともに、特別支援教育コーディネーターを核とした支援体制を確立することを目指すものである。

(2) 内容

・福島市特別支援教育推進協議会を設置する。

①福島市特別支援教育推進協議会は、福島市の特別支援教育の推進の方向性について総合的な審議をする。

②市立小・中・特別支援学校の実態を捉え、特別支援教育協力員・支援員の配置について意見を教育委員会に具申する。

専門的な識見を有する委員5名（教育支援委員会代表者1名、医師1名、心理学・障がい児教育関係学識経験者2名、教育職員1名）で福島市特別支援教育推進協議会を組織

・特別支援教育指導員を委嘱し、各小・中学校への指導・助言を行う。

①特別支援教育に係る各学校の実態把握と校内支援体制の構築に関する指導・助言

②各学校の障がい児の実態把握と指導・支援のため、福島市特別支援教育推進協議会の計画及び学校の要請等により巡回相談を行い、各校や特別支援教育協力員・支援員への指導・助言をする。

・特別支援教育協力員・支援員を必要と判断される学校に配置する。

①特別支援教育協力員・支援員は、校内委員会における「個別の指導計画」に基づき、

特別支援教育コーディネーター、学級担任等との連携を大切にしながら個別支援の協力にあたる。

- ②職務内容としては、協力員・支援員は特に個別の支援を必要とする児童生徒について、所属長の管理のもと、特別支援教育指導員の指導等も受けながら、学級担任との連携により、介助、学習支援、健康・安全の確保、対象児童生徒の生活の様子を学級担任に報告する。
- ・特別支援教育にかかわる研修を組織的に進める。
 - ①全ての教職員の特別支援教育に関する基礎的な知識・資質・能力の向上を目的とした特別支援教育コーディネーター研修、特別支援教育実践講座の研修充実
 - ②特別支援学級担任や特別支援学校教職員の特別支援教育に関する専門的指導力の一層の向上を目指した指導主事等により支援訪問、福島県特別支援教育センターとの連携

(3) 予算決算の推移

(単位：円)

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予 算 現 額	133,720,619	134,138,000	140,937,000	143,610,591	143,575,000
決 算 額	129,145,734	126,168,466	138,100,967	140,538,666	141,122,001
予 算 残 額	4,574,885	7,969,534	2,836,033	3,071,925	2,452,999

支援員の増員や令和 2 年度における会計年度任用職員への移行等により、予算、支出額ともに増加している。

(4) 監査要点

監査の実施に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を閲覧することにより手続を実施した。

- ・事業目的に合致した事業実施内容になっているか。
- ・事業実施内容の実績を把握しているか。
- ・事業に関する評価、課題認識、次年度の対応策が検討されているか。
- ・会計年度任用職員の勤務管理が行われているか

(5) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
事業内容について質問し、事業内容の目的と内容が特別支援教育推進全体計画と整合していることを確認する。	特別支援教育推進全体計画に沿った事業内容の目的、内容であることを確認した。
令和 4 年度の実施状況について質問し、実施結果等の文書を入手し、実施実態がある	特別支援教育推進事業に関する令和 4 年度の成果と課題が記載されている文書、巡回

実施した手続	実施結果
かどうかを確認する。	相談報告書を入手し、実施実態があることを確認した。
事業に関する評価、課題認識、次年度の計画等からその対応策が明確となっているかどうかを確認する。	数値目標は明示していないものの、実施結果の評価、課題認識はされており、その結果を受けて次年度の計画が策定されていることを確認した。
会計年度任用職員について、任用通知書、会計年度任用職員勤務報告書、時間外勤務命令票、年間出勤記録票などにより勤務管理が適切に行われていることを確認する。	会計年度任用職員に関する書類を確認した。

(6) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

2 スクールソーシャルワーカー派遣事業

(1) 概要

東日本大震災により多くの児童生徒が津波や家屋の倒壊で被害を受けており、中には保護者が死亡したり、行方不明になっている児童生徒も見られる。また、震災や原発事故による避難により保護者が失業する等、生活していく上で大きな困難を抱えている家庭も多く、児童生徒は大きな不安やストレスを抱えている。このため、震災における生活環境の変化等、多様な問題に直面している児童生徒に対し、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカー（SSW）を活用して、当該児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう問題の解決に向けた支援を行うため、福島県教育委員会が東日本大震災により避難した住民の県内の避難先市町村に事業を委託するものである。財源は、福島県復興事業である「スクールソーシャルワーカー緊急派遣事業委託金」及び「緊急スクールカウンセラー等活用事業委託金」である。

(2) 事業の内容

東日本大震災で被災した児童生徒の抱える多様な問題を解決するため、当該生徒のおかれた様々な環境（家庭・学校・地域等）に働き掛けるとともに、関係機関等とのネットワークを活用するためスクールソーシャルワーカーを派遣する。（この事業を効果的かつ円滑に実施するために情報交換や関係機関等との連絡調整を行う協議会等の開催も含む。）

(3) 予算決算の推移

(単位：円)

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予 算 現 額	9,193,000	9,154,000	10,815,000	10,802,000	10,530,000
決 算 額	8,580,904	8,616,165	9,164,688	9,095,908	8,675,616
予 算 残 額	612,096	537,835	1,650,312	1,706,092	1,854,384

令和 2 年度より非常勤職員から会計年度任用職員に任用形態が変更となったことにより、賃金支給が会計年度任用職員報償、通勤手当の支給が会計年度任用職員費用弁償となった。会計年度任用職員へ移行したことにより障害補償から労災保険の対象、条件によっては社会保険適用などがあり予算額も若干増額となっている。

(4) 令和 4 年度の決算内訳

節	決算額 (円)	内訳
報酬	8,232,000	SSW 報酬
共済費	16,375	概算労災保険料
旅費	265,689	通勤手当ほか
需用費	98,410	消耗品費
役務費	63,142	電話使用料
計	8,675,616	

福島県の復興事業を財源としており、県からの委託金が市の予算額を下回った場合、委託金額内で予算執行している。令和 2 年度以降令和 4 年度においても、委託金が予算を下回っているため委託金額内で雇用できるよう勤務日数を調整した結果、社会保険加入対象及び期末手当対象者がいないため、職員手当等の実績がなく、共済費は概算労働保険料のみとなっている。また、使用料及び賃借料は業務記録等を行う PC をリースで確保するため予算要求をしていたが、県からの委託金が想定よりも少なくリース料を確保できていなかった。

(5) 監査要点

監査の実施に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を閲覧することにより手続を実施した。

- ・ 事業目的に合致した事業実施内容になっているか。
- ・ 事業実施内容の実績を把握しているか。
- ・ 事業に関する評価、課題認識、次年度の対応策が検討されているか。
- ・ 会計年度任用職員の勤務管理が行われているか。
- ・ 財源である委託契約が適切に履行されているか。

(6) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
事業内容について質問し、事業の目的と内	事業の目的、内容に合致したものであり、

実施した手続	実施結果
容を確認した。	検出事項はない。
令和4年度の実施状況について質問し、実施結果等の文書（収支内訳書等）を入手し、実施実態があるかどうかを確認した。	委託契約の履行に伴って作成、提出している収支内訳書記載の金額が執行されていることを確認した。
事業に関する評価、課題認識等からその対応策が明確となっているかどうかを確認した。	数値目標は明示していないものの、実施結果の評価、課題認識はされていることを確認した。
会計年度任用職員について、任用通知書、会計年度任用職員勤務報告書、時間外勤務命令票、年間出勤記録票などにより勤務管理が適切に行われていることを確認した。	会計年度任用職員に関する一連の書類を確認した。 ➤ 予算残額について（監査の結果①意見）
財源である委託契約の内容を確認し、契約内容に問題がないことを確認した。	委託契約の内容を確認した。

(7) 監査の結果

①予算残額について【意見】

当該事業は、その目的を達成するために予算措置し執行している。しかし事業費の財源が福島県の復興事業であり、福島県からの委託金が市の予算額を下回った場合、委託金額内で予算を執行することになっている。

(単位：円)

①予算現額	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
賃金	4,410,000	4,410,000			
報酬			8,352,050	8,207,500	8,232,000
職員手当等			321,950	515,000	515,000
報償費	3,749,000	3,749,000			
共済費			1,065,000	1,025,380	730,000
旅費	397,234	445,218	556,000	514,913	533,000
需用費	314,979	231,782	408,009	467,207	230,000
役務費	103,787	105,000	81,373	72,000	72,000
使用料及び賃借料	218,000	213,000	30,618	0	218,000
計	9,193,000	9,154,000	10,815,000	10,802,000	10,530,000

(単位：円)

② 支 出 額	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
賃 金	4,410,000	4,410,000			
報 酬			8,352,050	8,207,500	8,232,000
職 員 手 当 等			0	0	0
報 償 費	3,601,500	3,601,500			
共 済 費			0	19,159	16,375
旅 費	160,321	271,617	323,256	331,028	265,689
需 用 費	307,876	231,782	408,009	467,207	98,410
役 務 費	101,207	101,266	81,373	71,014	63,142
使用料及び賃借料	0	0	0	0	0
計	8,580,904	8,616,165	9,164,688	9,095,908	8,675,616

①予算現額-②支出額	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
賃 金	0	0	0	0	0
報 酬	0	0	0	0	0
職 員 手 当 等	0	0	321,950	515,000	515,000
報 償 費	147,500	147,500	0	0	0
共 済 費	0	0	1,065,000	1,006,221	713,625
旅 費	236,913	173,601	232,744	183,885	267,311
需 用 費	7,103	0	0	0	131,590
役 務 費	2,580	3,734	0	986	8,858
使用料及び賃借料	218,000	213,000	30,618	0	218,000
計	612,096	537,835	1,650,312	1,706,092	1,854,384

予算残額（予算現額－支出額）が、令和2年度以降増加傾向になっている。これは事業費の財源である福島県の復興事業の委託金額は6月に正式決定となること、年度末にならないと使用できる金額が確定しないこと、報酬等については委託金額内で雇用できるよう勤務日数を調整した結果、社会保険加入対象及び期末手当対象者がいないこと等の要因による。

今後は、事業に必要な費用を予算措置していること、文部科学省においても同様の補助金制度があることから、事業目的の達成ができるように、福島県の復興事業のみを財源としない対応も望まれる。

3 心のケア推進事業費

(1) 概要

震災における生活環境の変化等、多様な問題に直面している児童生徒に対し、教育分野に関する知識に加え、心理臨床の専門的な知識や技術を有するスクールカウンセラー

等（SC）を活用して、当該児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう問題の解決に向けた支援を行うことを目的としている。

令和2年度緊急スクールカウンセラー等活用事業を実施した福島市に対して福島県教育委員会がスクールカウンセラー派遣事業として委託する大部分を財源としている。

（2）事業の内容

- ①スクールカウンセラー等を教育委員会又は小中学校等へ配置する事業
- ②スクールカウンセラーに準ずる者を教育委員会又は小中学校等へ配置する事業
- ③スクールソーシャルワーカーを教育委員会又は小中学校等へ配置する事業
- ④適切な指導・助言ができるスーパーバイザーを配置し、スクールカウンセラー・スクールカウンセラーに準ずる者・スクールソーシャルワーカーの専門性を向上させる事業
- ⑤被災した児童生徒の心のケアに資するための学習支援、学校運営の補助等の支援活動事業
- ⑥被災した児童生徒・保護者等がより気軽に相談できるよう電話相談員を配置するなど、電話相談体制を整備する事業

（3）予算実績の推移

（単位：円）

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額	24,814,000	24,836,000	31,563,000	26,619,000	24,731,000
決算額	13,879,996	13,576,835	13,246,312	14,167,014	17,402,296
予算残額	10,934,004	11,259,165	18,316,688	12,451,986	7,328,704

令和2年度より会計年度任用職員に移行したものの、年度予算はほぼ一貫している。

（4）令和4年度の主な決算額内訳

節	決算額（円）	内容
報酬	12,845,000	SC報酬
職員手当等	525,000	賞与
共済費	899,854	社会保険料、労災保険料
旅費	78,457	通勤手当ほか
需用費	3,053,985	検査用紙等
計	17,402,296	

（5）監査要点

監査の実施に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を閲覧することにより手続を実施した。

- ・事業目的に合致した事業実施内容になっているか。

- ・事業実施内容の実績を把握しているか。
- ・事業に関する評価、課題認識、次年度の対応策が検討されているか。
- ・会計年度任用職員の勤務管理が行われているか。
- ・財源である委託契約が適切に履行されているか。

(6) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
事業内容について質問し、事業の目的と内容を確認する。	事業の目的、内容を確認した。
令和4年度の実施状況について質問し、実施結果等の文書（収支内訳書等）を入手し、実施実態があるかどうかを確認する。	委託契約の履行に伴って作成、提出している収支内訳書記載の金額が執行されていることを確認した。
事業に関する評価、課題認識、次年度の計画等からその対応策が明確となっているかどうかを確認する。	数値目標は明示していないものの、実施結果の評価、課題認識はされていることを確認した。
会計年度任用職員について、任用通知書、会計年度任用職員勤務報告書、時間外勤務命令票、年間出勤記録票などにより勤務管理が適切に行われていることを確認する。	▶ 会計年度任用職員に関する一連の書類を確認した。
財源である委託契約の内容を確認し、契約内容に問題がないことを確認する。	委託契約の内容を確認した。 ▶ 消耗品費の支出について（監査の結果①意見） ▶ 予算残額について（監査の結果②意見）

(7) 監査の結果

①消耗品費の支出について【意見】

消耗品費として支出した検査用紙等の一部について、納品が3月になっている。これは福島県の復興事業を財源としており、委託金額内で予算を執行していることから、年度末にならないと使用できる金額が確定しないためとの説明を受けた。

品名	納入期限	見積書日付	納品書日付	支出額（税込）
WISC-IV知能検査記録用紙	R5/3/31	R5/3/3	R5/3/13	165,000円
S-M 社会生活能力検査 検査用紙	R5/3/31	R5/2/27	R5/3/13	247,500円

しかしこのような納品形態を行うことにより、当年度に使用する検査用紙等に係る予算措置を行っているにも関わらず、当年度使用分は、前年度に購入した検査用紙等を使用しており、実態として翌年度に使用する在庫を確保するために予算を確保し、支出した状況になっている。

当該年度に使用するための検査用紙等については、当該予算で支出すべきである。

②予算残額について【意見】

負担金補助及び交付金として予算・決算の推移は以下の通りである。

(単位：円)

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予 算 現 額	677,000	677,000	677,000	677,000	409,000
決 算 額	267,900	0	0	0	0
予 算 残 額	409,100	677,000	677,000	677,000	409,000

令和 4 年度の予算は若干減額となったものの、依然として執行状況がないことから予算措置の必要性が疑わしいと言わざるを得ない。全体的な予算規模からは少額であるものの、厳しい財政状況から、予算の必要性を精査する必要がある。

4 不登校児童生徒復帰支援事業費

(1) 事業目的

不登校児童生徒の集団生活への適応、基礎学力の補充等のための相談・指導の場として「適応指導教室（ふれあい教室）」を開設している。ふれあい教室の目的は以下の通りである。

- ①不登校状態にある児童生徒に対して、学校復帰や次のステージへの円滑な接続及び社会的自立を目指し、個々の状態に応じた指導援助を行う。
- ②教育相談や行事等の諸活動、学習指導、生活指導等を通して、生活のリズムを改善させるとともに、自尊感情を養い、目的をもった生活や学習に取り組む態度及び意欲を高める。
- ③自然体験や社会体験などを通して、集団生活への適応力と自己表現力を育てる。
- ④正式入級前の見学や試行通級段階の児童生徒に対し「ふれあい2組」を設け、学習や交流の場として機能させる。なお、状況に応じて正式入級者の有効活用も図る。

(2) 設置場所

総合教育センター内

(3) 対象児童生徒

- ①福島市立の小学校及び中学校に在籍しており、自主学习や集団での学習・活動に落ち着いて取り組むことのできる児童生徒であること。
- ②心的な要因などにより学校生活に不適應を起し、長期間不登校状態になっている児童生徒であること。
- ③在籍校校長が、「ふれあい教室」への通級が心身の成長のために有効・適切であると認める児童生徒であること

(4) 開設期間

①令和4年度については、4月6日から3月23日までの授業日（土曜授業日を除く）

②開設時間

ふれあい教室	ふれあい1組					ふれあい2組				
	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金
9:00~11:45	○	○	○	○	○	★	★	★	★	★
13:15~15:15	☆	☆	☆	☆	☆	★	★	★	★	★

○ 印…活動内容を計画的に編成した年間120日の活動

☆★印…示された時間内で、各自の計画で行う自主学习等（質問に指導員が応じるなど支援する。）

(5) 担当者

教育研修課/教育相談担当指導主事、指導員、スクールカウンセラー

(6) 予算決算推移

(単位：円)

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額	786,000	780,000	10,989,400	10,273,000	10,909,000
支出額	763,290	769,512	10,766,556	10,231,714	10,861,672
予算残額	22,800	10,488	222,844	41,286	47,328

平成31年度まで児童生徒学校復帰支援事業費となっている。令和2年度に嘱託職員から会計年度任用職員への移行に伴い、指導員3名の人件費を支出する細々目が嘱託職員費から不登校児童生徒学校復帰支援事業費へ変更となったため増額となっている。

(7) 監査要点

監査の実施に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を閲覧することにより手続を実施した。

- ・事業目的に合致した事業実施内容になっているか。
- ・事業実施内容の実績に基づいて支出された証憑関連書類が存在しているか。

(8) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
事業内容について質問し、事業目的が「適応指導教室（ふれあい教室）」実施要項に具体的に記載されていることを確認する。	実施要項を入手し事業目的が具体的に記載されていることを確認した。
令和4年度の実施状況について質問し、実施結果等の証憑関連書類が存在しているかを確認する。	各種イベントの開催等について、人件費関連以外に関する証憑関連書類があることを確認した。

(9) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

5 ICT 教育関係 総論

(1) 概要

文部科学省では、平成 29 年度、今後 Society5.0 という新たな社会の出現が予想される中で、変化を前向きに受け止め、自らの可能性の発揮等を通じて、よりよい社会と幸福な人生の創り手となるための力を、子どもたちに育むための学校教育の実現を目指し、学習指導要領の改訂を行っている。その中で、「情報活用能力」が「学習の基盤となる資質・能力」の 1 つとして位置づけられ、学校の ICT 環境整備と ICT を活用した学習活動の充実を明記している。また、学校における働き方改革の一環として、ICT 活用による校務等の効率化・負担軽減を図り、教員が子供たちと向き合う時間を増やすこと等を目的とした校務支援システムの導入が、中央教育審議会から答申されている。さらに、令和元年度には、GIGA スクール構想のもと、児童生徒に 1 人 1 台のパーソナルコンピュータを実現すること等を見据えた施策も展開されている。

福島県や福島市でも、このような動きを受け、福島市では、ICT 教育のための環境整備として、公衆無線 LAN 環境整備、教員に対する ICT の研修、各学校への ICT 支援員の配置、児童生徒への 1 人 1 台のパーソナルコンピュータの貸与、統合型校務情報システムの導入等を行っている。

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、諸資料を閲覧し、関係者にヒアリングすることにより、手続を実施した。

- ・ ICT 教育関係の現状把握とその分析・対応は適切か。

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
ICT 教育に関する資料を閲覧し、関係者にヒアリングを実施し、必要に応じ監査人から質問を行った。	・ ICT 教育関係の現状把握とその分析・対応の適切性を確認した ▶今後の ICT の活用について（監査の結果①意見） ▶ICT 教育における成果指標について（監査の結果②意見）

(4) 監査の結果

①今後の ICT の活用について【意見】

前述の通り、市では ICT のハード整備に関しては、一通り完了している。現状の学校での活用状況や今後の課題について担当課に確認したところ、ICT を活用したデジタル

ドリルやA I ドリルの活用等ソフト面に移行しており、今後は、各学校で取り組まれている好事例を共有する場をつくるなど必要な対策を進めていきたい、とのことである。

しかし、往査時の学校ヒアリングでは、スクールサポートスタッフが、児童生徒の学習用テストやプリント等の印刷で大半の時間を要している、また、ドリル等は紙で行った方が効率的と言う教員もいる、とのことであった。現状は過渡期であるのかもしれないが、今後、ICT 活用の実態調査を行い、どのような学習活動内容について、どの範囲までをICT 主体で行うか、というガイドライン等を作成し、教育委員会主導でモニタリングも含めてICT の活用を推進して行かなければ、中々先には進まないとも思われご検討頂きたい。なお、その他、学校教育課の「働き方改革」の「長時間の時間外勤務時間の解消に向けた取組について」の検討事項中にも、保護者との連絡対応におけるICT の活用推進、統合型校務情報システムの問題点について記載してあるので参照されたい。

②ICT 教育における成果指標について【意見】

教育委員会では、毎年「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行に係る点検評価に関する報告」を行っているが、「福島市教育振興基本計画（令和 3 年度～令和 7 年度）」において、基本施策を推進する上で基準や目標とするものを記載した 19 の成果指標を点検・評価の対象としている。この中で、ICT 教育に関するものは、以下表の通りであるが、いずれも指標は教員側の割合であり、ほぼ同様と思われる。基本方針 1 「夢と志を持ち、可能性に挑戦するふくしまっ子の育成」の基本施策 1 「豊かな心の育成」、2 「確かな学力の育成」、5 「いじめ・不登校等への対応」等では、いずれも児童生徒側が答える指標となっている。また、ICT を活用して教育を受ける児童生徒側の視点を取り込まなければ、ICT 教育の成果把握もできないと考える。したがって、今後、基本計画策定の際には、ICT 活用に関しても児童生徒側の視点の成果指標を設定することをご検討頂きたい。

基本方針	基本施策	取組方針	指標名
1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するふくしまっ子の育成	4 多様なニーズに応じた教育	ICT の活用、プログラム教育の推進	1 児童生徒の ICT 活用を指導する能力を有する教員の割合
2 ふくしまっ子の健全な成長と学びを支える環境の整備	1 熱意と元気あふれる教職員の育成	教職員の研修、指導力向上	1 授業に ICT 機器を活用して十分に指導できる教員の割合

6 ICT教育フューチャービジョン推進事業費

(1) 予算決算の推移

(単位：円)

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額	420,534,000	205,160,000	403,668,502	481,116,155
決算額	360,183,899	115,672,300	383,845,833	468,929,245

平成31年度に新設された事業である。ICT教育フューチャービジョン推進事業費の令和4年度決算額は、下記の事業費区分で構成されているが、事業費区分のうち需用費、委託料、使用料及び賃借料については、複数の契約等から構成されているため、個別契約ごとに検討することとした。各事業費の内訳における摘要欄記載の番号が、以降の個別検討番号となっている。

事業費区分	決算額	摘要
需用費他	88,557,415	下記参照
役務費	13,881,120	インターネット回線使用料
委託料	84,921,672	下記参照
使用料及び賃借料	278,750,804	下記参照
負担金補助及び交付金	2,818,234	授業目的公衆送信補償金他
計	468,929,245	

(2) 需用費他の内訳

内訳	決算額	摘要
令和4年度導入学習用端末(iPad)用Webフィルタリングソフト購入	68,160,004	6-1
指導者用デジタル教科書ライセンス購入	12,899,810	6-2
令和4年度Web会議ソフト購入	2,956,800	6-3
その他	4,540,801	
計	88,557,415	

(3) 委託料の内訳

内訳	決算額	摘要
福島市小・中・特別支援学校ICT支援業務委託	45,100,000	6-4
福島市公衆無線LAN環境運用保守業務委託	32,792,892	6-5
その他	7,028,780	
計	84,921,672	
ふくしま支援学校無線LAN環境構築業務委託(令和3年度繰越明許)	18,975,000	6-6

(4) 使用料及び賃借料の内訳

内訳	決算額	摘要
福島市立小中特別支援学校学習用端末賃貸借	51,835,080	6-7
福島市立小中特別支援学校学習用端末賃貸借追加調達分	122,060,400	6-7
令和2年度小中学校指導用PC等賃貸借	34,584,000	6-8
令和2年度小中学校指導用PC等賃貸借追加調達分	32,076,000	6-8
令和元年度小中学校パーソナルコンピュータ等賃貸借	37,185,084	6-9
令和4年度導入小学校ネットワーク対応HDドライブ賃貸借	1,010,240	
計	278,750,804	

6-1 令和4年度導入学習用端末（iPad）用 Web フィルタリングソフト購入

購入物件名	令和4年度導入学習用端末（iPad）用 Web フィルタリングソフト
購入先	株式会社中松商会
購入金額	68,160,004 円（うち消費税及び地方消費税の額 6,196,364 円）
担当部局	教育研修課
契約方法	一般競争入札
入札参加者数	2 者

（1）購入の概要

各小・中・支援学校の全児童・生徒に配置している学習用端末（iPad）における、各家庭でのネットワーク環境にも対応したセキュリティの強化を目的に購入する。

（2）監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより手続きを実施した。

- ・ 購入契約の方式及び相手方の選定は適切か
- ・ 購入理由に合理性があるか
- ・ 購入事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか
- ・ 購入料の算定方法は適切か
- ・ 購入料は業務の内容に対し適正な水準か
- ・ 購入契約は適法であり、支払いは正確か
- ・ 購入品の検査及び購入契約の履行について適時、適切に確かめられているか

（3）実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
監査対象年度（令和4年度）の令和4年度導入学習用端末（iPad）用 Web フィルタリングソフト購入契約に関する書類を閲覧し、契約及び相手方の選定が法令、条例等に従い、適切になされているかを確認した。	・ 契約及び相手方の選定は、適切に行われていることを確認した。
監査対象年度（令和4年度）の令和4年度導入学習用端末（iPad）用 Web フィルタリングソフト購入に関する書類を確認し、購入理由に合理性があるかを確認した。	・ 購入理由には合理性があることを確認した。
監査対象年度（令和4年度）の令和4年度導入学習用端末（iPad）用 Web フィルタリングソフト購入に関する書類を確認し、購入に必要な件数、金額等が予算上明確になっているかを確認した。	・ 予算上明確になっていることを確認した。
監査対象年度（令和4年度）の令和4年度導入学習用端末（iPad）用 Web フィルタリ	・ 一般競争入札が行われ、購入金額の算定方法、業務の内容に対し適正な水準になっ

実施した手続	実施結果
ングソフト購入に関する書類を確認し、購入金額の算定方法は適切か、業務の内容に対し適正な水準かを確認した。	ていることを確認した。
監査対象年度（令和 4 年度）の令和 4 年度導入学習用端末（iPad）用 Web フィルタリングソフト購入に関する書類を確認し、購入契約は適法であり、支払いは正確かを確認した。	・購入金額は契約どおりに支払われており、購入業務の履行確認の後支払いが行われていることを確認した。
監査対象年度（令和 4 年度）の令和 4 年度導入学習用端末（iPad）用 Web フィルタリングソフト購入に関する書類を確認し、購入品の検査及び購入契約の履行について適時、適切に確かめられているかについて確認した。	・業者から納品後、遅滞なく市に対して納入報告書が提出され、検査後購入金額が支払われていることを確認した。

（４）監査の結果

特に記載すべき事項はない。

6-2 指導者用デジタル教科書ライセンス購入

購入物件名	指導者用デジタル教科書ライセンス
購入先	進和ビジネス株式会社
購入金額	12,899,810 円（うち消費税及び地方消費税の額 1,172,710 円）
担当部局	教育研修課
契約方法	一般競争入札
入札参加者数	3 者

（１）購入の概要

教師用東京書籍の東書コンテンツライブラリのデジタル教科書を購入する。

（２）監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより手続きを実施した。

- ・購入契約の方式及び相手方の選定は適切か
- ・購入理由に合理性があるか
- ・購入事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか
- ・購入料の算定方法は適切か
- ・購入料は業務の内容に対し適正な水準か
- ・購入契約は適法であり、支払いは正確か
- ・購入品の検査及び購入契約の履行について適時、適切に確かめられているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
監査対象年度（令和 4 年度）の指導者用デジタル教科書ライセンス購入契約に関する書類を閲覧し、契約及び相手方の選定が法令、条例等に従い、適切になされているかを確認した。	・契約及び相手方の選定は、適切に行われていることを確認した。
監査対象年度（令和 4 年度）の指導者用デジタル教科書ライセンス購入に関する書類を確認し、購入理由に合理性があるかを確認した。	・購入理由には合理性があることを確認した。
監査対象年度（令和 4 年度）の指導者用デジタル教科書ライセンス購入に関する書類を確認し、購入に必要な件数、金額等が予算上明確になっているかを確認した。	・予算上明確になっていることを確認した。
監査対象年度（令和 4 年度）の指導者用デジタル教科書ライセンス購入に関する書類を確認し、購入金額の算定方法は適切か、業務の内容に対し適正な水準かを確認した。	・一般競争入札が行われ、購入金額の算定方法、業務の内容に対し適正な水準になっていることを確認した。
監査対象年度（令和 4 年度）の指導者用デジタル教科書ライセンス購入に関する書類を確認し、購入契約は適法であり、支払いは正確かを確認した。	・購入金額は契約どおりに支払われており、購入業務の履行確認の後支払いが行われていることを確認した。
監査対象年度（令和 4 年度）の指導者用デジタル教科書ライセンス購入に関する書類を確認し、購入品の検査及び購入契約の履行について適時、適切に確かめられているかについて確認した。	・業者から納品後、遅滞なく市に対して納入報告書が提出され、検査後購入金額が支払われていることを確認した。

(4) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

6-3 令和 4 年度 Web 会議ソフト購入

購入物件名	令和 4 年度 Web 会議ソフト
購入先	株式会社エフコム
購入金額	2,956,800 円（うち消費税及び地方消費税の額 268,800 円）
担当部局	教育研修課
契約方法（入札参加者）	指名競争入札（5 者）

(1) 購入の概要

Web 会議のためのソフトを購入する。

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより手続きを実施した。

- ・ 購入契約の方式及び相手方の選定は適切か
- ・ 購入理由に合理性があるか
- ・ 購入事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか
- ・ 購入料の算定方法は適切か
- ・ 購入料は業務の内容に対し適正な水準か
- ・ 購入契約は適法であり、支払いは正確か
- ・ 購入品の検査及び購入契約の履行について適時、適切に確かめられているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
監査対象年度（令和 4 年度）の令和 4 年度 Web 会議ソフト購入に関する書類を閲覧し、契約及び相手方の選定が法令、条例等に従い、適切になされているかを確認した。	・ 契約及び相手方の選定は、適切に行われていることを確認した。
監査対象年度（令和 4 年度）の令和 4 年度 Web 会議ソフト購入に関する書類を確認し、購入理由に合理性があるかを確認した。	・ 購入理由には合理性があることを確認した。
監査対象年度（令和 4 年度）の令和 4 年度 Web 会議ソフト購入に関する書類を確認し、購入に必要な件数、金額等が予算上明確になっているかを確認した。	・ 購入に必要な件数、金額等が予算上明確にされていることを確認した。
監査対象年度（令和 4 年度）の令和 4 年度 Web 会議ソフト購入に関する書類を確認し、購入金額の算定方法は適切か、業務の内容に対し適正な水準かを確認した。	・ 指名競争入札が行われ、購入金額の算定方法、業務の内容に対し適正な水準になっていることを確認したが、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。 ➤ 予定価格の設計について（監査の結果①意見）
監査対象年度（令和 4 年度）の令和 4 年度 Web 会議ソフト購入に関する書類を確認し、購入契約は適法であり、支払いは正確かを確認した。	・ 購入金額は契約どおりに支払われており、購入業務の履行確認の後支払いが行われていることを確認した。
監査対象年度（令和 4 年度）の令和 4 年度 Web 会議ソフト購入に関する書類を確認し、購入品の検査及び購入契約の履行について適時、適切に確かめられているかについて確認した。	・ 業者から納品後、遅滞なく市に対して納入報告書が提出され、検査後購入金額が支払われていることを確認した。

(4) 監査の結果

① 予定価格の設計について【意見】

予定価格の設計は業者からの参考見積書をもとに行われているが、以下の通り予定価格調書の予定価格（入札書比較価格）はいずれの参考見積額とも異なっていた。

予定価格（入札書比較価格）＝設計（見積）金額（税抜）	3,272,728 円
A 社（税抜）	3,840,000 円
B 社（税抜）	3,600,000 円
C 社（税抜）	3,420,000 円

担当課によれば、「参考見積の他、適正価格を考慮して設計しているので、必ずしも参考見積と予定価格が一致するとは限らない」、とのことなので、今回のケースのようになつたと考えられる。通常、参考見積の最低金額が予定価格となっているケースも多く、外部第三者から見た場合、その場合は見積金額を採用したと推定することはできる。しかし、今回のケースのような場合には、どのようにして参考見積額から予定価格に至ったのか経緯がわからない。したがって、このような場合には、予定価格に至った経緯をより具体的に文書で残しておくことが必要と考える。今後ご検討頂きたい。

6-4 福島市小・中・特別支援学校 ICT 支援業務委託

契約名	福島市小・中・特別支援学校 ICT 支援業務委託
事業目的	学校における ICT 機器を活用した授業の質向上に向け、専門的な知識を持つ ICT 支援員による、教員への支援体制を構築することを目的とする。
契約先	株式会社夢デザイン総合研究所
契約金額	45,100,000 円（うち消費税及び地方消費税の額 4,100,000 円）
担当部局	教育研修課
契約方法（入札参加者）	一般競争入札（1 者）
契約年月日	令和 4 年 2 月 25 日
委託期間	令和 4 年 2 月 25 日～令和 5 年 3 月 31 日 なお、令和 3 年度中は支援を行う人員の確保（有資格者の採用、研修の実施）と実施環境の整備期間とし、支援業務は令和 4 年 4 月 1 日から行う。

(1) 契約の概要

ICT 支援業務は、文部科学省の「ICT 支援員の育成・確保のための調査研究事業成果報告書」に記載されている ICT 支援員の業務 4 項目（授業支援、校務支援、環境整備、校内研修）において、それぞれ目指すべき「スキル標準」に準じて実施する。ICT 支援員は、学校訪問スケジュールに従い、1 年間の 47 週、1 週当たり延べ 35 回、1 校当たり月 2 回程度の支援を実施することとされ、以下の業務を実施する。

- ・授業コーディネイトの提案、提供コンテンツの紹介（有効事例、他自治体事例等）
- ・授業時の支援（動作・操作確認、補助等）
- ・オンラインによる授業支援（オンライン・リモート授業・会議等の環境・操作設定等）
- ・アカウント作成編集支援（IDの追加削除、年度更新の設定等の教員指導等）
- ・ICT環境の管理・整備支援（学習用端末の管理台帳整理・確認、手順書等作成、教員からの質問対応、学習者用・指導者用端末へのアプリケーションインストール支援、ICT機器の充電・動作確認の準備等）
- ・校内研修支援
- ・障害対応（一次切り分け）支援（切り分け支援、接続障害への一時対応、通信速度が遅い時の改善方法提案・対応、重度不具合時の関係者への連絡支援等）
 - ・ヘルプデスク設置（未配置日の対応（連絡後3時間以内に対応））

（2）監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより手続きを実施した。

- ・契約の方式及び相手方の選定は適切か
- ・委託理由に合理性があるか
- ・委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか
- ・委託料の算定方法は適切か
- ・委託料は業務の内容に対し適正な水準か
- ・委託契約は適法であり、支払いは正確か
- ・委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか

（3）実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
監査対象年度（令和4年度）の福島市小・中・特別支援学校 ICT 支援業務委託契約に関する書類を閲覧し、契約及び相手方の選定が法令、条例等に従い、適切になされているかを確認した。	<ul style="list-style-type: none"> ・業契約及び相手方の選定は、適切に行われていることを確認したが、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。 ▶契約保証金の扱いについて（監査の結果②意見）
監査対象年度（令和4年度）の福島市小・中・特別支援学校 ICT 支援業務委託契約に関する書類を確認し、委託理由に合理性があるかを確認した。	<ul style="list-style-type: none"> ・委託理由に合理性があることを確認した。
監査対象年度（令和4年度）の福島市小・中・特別支援学校 ICT 支援業務委託契約に関する書類を確認し、委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているかを確認した。	<ul style="list-style-type: none"> ・委託事務に必要な件数、金額が予算上明確にされていることを確認したが、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。 ▶予定価格の設計について（監査の結果①指摘）
監査対象年度（令和4年度）の福島市小・	<ul style="list-style-type: none"> ・入札者は1者であったが一般競争入札に

実施した手続	実施結果
中・特別支援学校 ICT 支援業務委託契約に関する書類を確認し、委託料の算定方法は適切か、業務の内容に対し適正な水準かを確認した。	より実施されているが、委託料算定方法については、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。 ▶予定価格の設計について（監査の結果①指摘）
監査対象年度（令和 4 年度）の福島市小・中・特別支援学校 ICT 支援業務委託契約に関する書類を確認し、委託契約は適法であり、支払いは正確かを確認した。	・委託料は契約どおりに支払われており、委託業務の履行確認の後支払いが行われていることを確認した。
監査対象年度（令和 4 年度）の福島市小・中・特別支援学校 ICT 支援業務委託契約に関する書類を確認し、委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているかについて確認した。	・業者から毎月月次の業務が完了したときに、遅滞なく市に対して月別業務報告が提出され、検査後委託金額が支払われていることを確認した（市は 12 回の分割払いとしている）。

（４）監査の結果

①予定価格の設計について【指摘】

予定価格調書の予定価格（入札書比較価格）及び設計（見積）金額確認のため、当該事業に係る簿冊を確認したところ、下記の紙 1 枚の積算書であった。当然、業務仕様書に合わせた支援員人数工数やその単価を掛け合わせた人件費、統括者やヘルプデスク等の人件費、事務経費等の詳細を記した内訳明細書があるものと考え、担当課に資料の提示を依頼したところ、作成はしていないとの回答であった。また、金額算定の前提となる業者からの参考見積もあるのかもしれないが、簿冊に含まれておらず確認はできていない。通常は、今回のケースのような場合、仕様書内容に沿った人件費や事務経費等記載された参考見積を入手し、それを参考に詳細な積算書を作成し、予定価格を設計するプロセスがあると考えられる。

なお、入札は競争入札で行われているが参加者は受託した 1 者であり、契約額 45,100,000 円（うち消費税及び地方消費税の額 4,100,000 円）であった。また、支援業務自体は、業務仕様書に沿って適切に行われていたと考えるが、前述の状況下で、予定価格が設計、承認されていたとすれば問題と考える。今後、適切なプロセスに沿った予定価格の設計が必要である。

積算内訳書			
令和 4 年度福島市立小・中・特別支援学校 ICT 支援業務委託			
項目	数量	単価	金額
ICT 支援業務 令和 4 年度実施	1 年	41,040,000	41,040,000
小計			41,040,000
消費税			4,104,000
合計			45,144,000

②契約保証金の扱いについて【意見】

市の入札保証金及び契約保証金に対する福島市財務規則では以下のように規定されている。今回の契約においては、入札保証金は、第 167 条第 1 項第 2 号の容認規定により免除され、契約保証金は、第 149 条第 1 項の原則通り納付（4,510,000 円、12 回分割返還）されている。

契約検査課にこの相違について確認したところ、「契約保証金の減免は「できる」規定であることから、入札の条件上納付を求めている。減免できる事業者とそうでない事業者があり、公正の観点から福島市では契約保証金の減免を行っていない。（随意契約では一部免除を行っているものもあり）」という回答を得ている。

しかし、入札保証金は、容認規定により免除され（この方も「できる」とされている）、一方、契約保証金については、同様の容認規定があり、その要件を入札時点で確認して容認規定を適用したにも関わらず、公正の観点から減免を行っていないというのは取扱いが統一されていない。事業者にとっては、事業運営上の資金繰りの問題等もあり、事業終了後返還されるからといっても、一時的にでも資金は留保しておきたいというのが心情である。契約保証金の扱いは、全庁一律とのことであるが、今後は、市として個別に要件にあてはめ、減免を実施していくことをご検討頂きたい。

入札保証金	契約保証金
<p>第 166 条第 1 項（原則） 契約権者は、一般競争入札に参加しようとする者をして、その者の見積りに係る入札金額の 100 分の 5 以上（公有財産及び物品の売払いに係る入札にあっては、予定価格の 100 分の 10 以上）の額の入札保証金を現金で納めさせなければならない。</p>	<p>第 149 条第 1 項（原則） 契約権者は、契約の相手方をして、請負代金又は契約代金の額の 100 分の 10 以上の額（公有財産及び物品の売払いに係る入札にあっては、入札保証金の額）の契約保証金を現金で納めさせなければならない。</p>
<p>第 167 条第 1 項第 2 号（容認） 前条第 1 項の規定にかかわらず、契約権者は、公有財産及び物品の売払いに係る場合を除き、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。 ・第 163 条第 1 項に規定する一般競争入札に参加する者に必要な資格を有するものが、過去 2 年間に種類及び規模をほぼ同じくする契約を市又は国（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる公庫及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と 2 回以上締結し、これら全てを誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p>	<p>第 150 条第 1 項第 4 号（容認） 契約権者は、次に掲げる場合においては、前条第 1 項の規定にかかわらず契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。 ・契約の相手方が第 163 条第 1 項及び第 4 項に規定する一般競争入札に参加する者に必要な資格を有するもの又は第 182 条第 1 項に規定する指名競争入札に参加する者に必要な資格を有するもので過去 2 年間に種類及び規模をほぼ同じくする契約を市又は国（予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 99 条第 9 号に掲げる公庫及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と 2 回以上締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p>

6-5 福島市公衆無線 LAN 環境運用保守業務委託

契約名	福島市公衆無線 LAN 環境運用保守業務委託
事業目的	福島市公衆無線 LAN 環境において、災害時には市民等が避難所で円滑に情報収集できるよう、通常時は学校の ICT を活用した授業を行う際に障害の回避や通信環境が確保できることを目的とする。
契約先	ネットワンシステムズ株式会社
契約金額	32,792,892 円（うち消費税及び地方消費税の額 2,981,172 円）
担当部局	教育研修課
契約方法	随意契約
契約年月日	令和 4 年 3 月 29 日
委託期間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

(1) 契約の概要

本事業の実施に当たって、対象となる機器設置場所は、平成 30 年度整備分（27 校及びデータセンター）、令和元年度整備分（37 校）である。対象機器は、データセンターはルーター、ファイアウォール、スイッチ、コントローラー、サーバー等、学校側はルーター、無線アクセスポイント、PoE スイッチングハブ等である。業務は、受付窓口対応、防災 Wi-Fi 開放・停止対応、運用保守等を行う。

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより手続きを実施した。

- ・ 契約の方式及び相手方の選定は適切か
- ・ 委託理由に合理性があるか
- ・ 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか
- ・ 委託料の算定方法は適切か
- ・ 委託料は業務の内容に対し適正な水準か
- ・ 委託契約は適法であり、支払いは正確か
- ・ 委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
監査対象年度（令和 4 年度）の福島市公衆無線 LAN 環境運用保守業務委託契約に関する書類を閲覧し、契約及び相手方の選定が法令、条例等に従い、適切になされているかを確認した。	・ 随意契約理由書より、「福島市公衆無線 LAN 環境整備における、管理・運用システムを開発、構築した事業者であり、他の業者では本システムを安定的に稼働させることが困難なため。」とし、契約内容の性質又は目的が競争入札に適しないものとする地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

実施した手続	実施結果
	の規定による随意契約により業者を選定していることを確認した。平成 30 年度に一般競争入札により現行の事業者によるシステム構築を行っており、前述の理由からやむを得ないものとする。その他、契約及び相手方の選定が適切になされていることを確認した。
監査対象年度（令和 4 年度）の福島市公衆無線 LAN 環境運用保守業務委託契約に関する書類を確認し、委託理由に合理性があるかを確認した。	・委託理由に合理性があることを確認した。
監査対象年度（令和 4 年度）の福島市公衆無線 LAN 環境運用保守業務委託契約に関する書類を確認し、委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているかを確認した。	・委託事務に必要な件数、金額が予算上明確にされていることを確認した。
監査対象年度（令和 4 年度）の福島市公衆無線 LAN 環境運用保守業務委託契約に関する書類を確認し、委託料の算定方法は適切か、業務の内容に対し適正な水準かを確認した。	・委託料算定方法、業務の内容に対し適正な水準であることについて確認した。
監査対象年度（令和 4 年度）の福島市公衆無線 LAN 環境運用保守業務委託契約に関する書類を確認し、委託契約は適法であり、支払いは正確かを確認した。	・委託料は契約どおりに支払われており、委託業務の履行確認の後支払いが行われていることを確認した。
監査対象年度（令和 4 年度）の福島市公衆無線 LAN 環境運用保守業務委託契約に関する書類を確認し、委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているかについて確認した。	・業者から年度末業務を完了したときに、遅滞なく市に対して完了報告書が提出され、検査後委託金額が支払われていることを確認した。

(4) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

6-6 ふくしま支援学校無線 LAN 環境構築業務委託（令和 3 年度繰越明許費）

契約名	ふくしま支援学校無線 LAN 環境構築業務委託（令和 3 年度繰越明許費）
事業目的	令和 2 年度「福島市立学校情報通信ネットワーク環境施設整備業務委託」により整備したデータセンター設備を活用し、ふくしま支援学校を接続拠点に加えることを目的とする。
契約先	ネットワンシステムズ株式会社
契約金額	18,975,000 円（うち消費税及び地方消費税の額 1,725,000 円）
担当部局	教育研修課
契約方法	随意契約

契約年月日	当初契約 令和3年7月6日 第1回変更契約 令和4年2月9日 第2回変更契約 令和4年3月29日 ※機器の一部の入荷遅延により当初の履行期限までの完了が困難となったため。
委託期間	当初契約 令和3年7月6日～令和4年2月28日 第1回変更契約 期限を令和4年3月30日とする。 第2回変更契約 期限を令和4年7月31日とする。

(1) 契約の概要

平成30年から31年の2か年にかけて市内の小・中学校に整備した、公衆無線LAN（災害発生時の避難所の開設対応）にあつては、令和2年のGIGAスクール構想を受け、これを拡張し、学校情報ネットワーク環境施設整備事業とし、児童生徒用1人1台端末を接続するインターネット回線として運用している。ふくしま支援学校にあつては、校舎の建て替え工事が行われていたため公衆無線LANの敷設対象から除外していた。令和3年6月末をもって校舎が完成することから、同建物に対し、学校情報ネットワーク環境施設整備事業として無線LAN環境の構築、並びに学校教育情報ネットワークシステムとして運用中の一部機器移設及びLAN配線敷設を行う。業務範囲は、全体のプロジェクト管理、ハードウェア設計・調達・設定、設置・調整、ソフトウェア調達・設定、成果物作成である。

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより手続きを実施した。

- ・契約の方式及び相手方の選定は適切か
- ・委託理由に合理性があるか
- ・委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか
- ・委託料の算定方法は適切か
- ・委託料は業務の内容に対し適正な水準か
- ・委託契約は適法であり、支払いは正確か
- ・委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
令和3年度のふくしま支援学校無線LAN環境構築業務委託契約に関する書類を閲覧し、契約及び相手方の選定が法令、条例等に従い、適切になされているかを確認した。	・随意契約理由書より、「本業務委託は、既存の「福島市立学校情報通信ネットワーク環境」の通信機器及びデータセンターを活用する。また、既運用中の「公衆無線LAN」の新規校舎への構築を行うが、いずれも、下記業者が構築し、運用管理業務を

実施した手続	実施結果
	<p>担っている。以上のことから、構築したものの以外に施行させた場合、通信に係る守秘すべき情報に著しい支障が生じる恐れがあり、随意契約により実施したい。」とし、契約内容の性質又は目的が競争入札に適しないものとする地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約により業者を選定していることを確認した。平成30年度に一般競争入札により現行の事業者によるシステム構築を行っており、前述の理由からやむを得ないものとする。その他、契約及び相手方の選定について確認したが「監査の結果」に記載した問題点が検出された。</p> <p>➢入札不調の回避について（監査の結果①意見）</p>
<p>監査対象年度（令和3年度）のふくしま支援学校無線LAN環境構築業務委託契約に関する書類を確認し、委託理由に合理性があるかを確認した。</p>	<p>・委託理由に合理性があることを確認した。</p>
<p>監査対象年度（令和3年度）のふくしま支援学校無線LAN環境構築業務委託契約に関する書類を確認し、委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているかを確認した。</p>	<p>・委託事務に必要な件数、金額が予算上明確にされていることを確認した。</p>
<p>監査対象年度（令和3年度）のふくしま支援学校無線LAN環境構築業務委託契約に関する書類を確認し、委託料の算定方法は適切か、業務の内容に対し適正な水準かを確認した。</p>	<p>・委託料算定方法、業務の内容に対し適正な水準であることについて確認した。</p>
<p>監査対象年度（令和4年度）のふくしま支援学校無線LAN環境構築業務委託契約に関する書類を確認し、委託契約は適法であり、支払いは正確かを確認した。</p>	<p>・委託料は契約どおりに支払われており、委託業務の履行確認の後支払いが行われていることを確認した。</p>
<p>監査対象年度（令和4年度）のふくしま支援学校無線LAN環境構築業務委託契約に関する書類を確認し、委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているかについて確認した。</p>	<p>・業者から業務を完了したときに、遅滞なく市に対して完了報告書が提出され、検査後委託金額が支払われていることを確認した。</p>

(4) 監査の結果

①入札不調の回避について【意見】

「不調となった入札依頼の経過」書によれば、先方が予定価格 19,037 千円を超過した金額で入札したことにより、令和3年6月3日の当初入札は不調となった。

当初の参考見積書は総額 19,038 千円と記され、市側ではそれを税込額と捉え、値引予想額を加味して予定価格（税抜）とした。しかし、先方の認識では、総額とは税抜額であり、総額の意味の確認に問題があったことにより食い違いが生じた。

	市側の認識	先方の認識
予定価格（税込）	19,037 千円-値引額	20,942 千円
予定価格（税抜）	17,306 千円-値引額（税抜）	19,038 千円

そもそも入札に当たって参考見積書を提示した業者が入札に参加した場合は、既に提示した参考見積書記載の金額以下とするのが一般的であることから、総額の捉え方が入札結果に大きく影響することになる。

今後は、予定価格設計において徴求する参考見積書は、消費税の扱いを明示すること、かつ相互に参考見積書に消費税が含まれているか否かの確認を徹底する必要があることにご留意頂きたい。

6-7 福島市立小中特別支援学校学習用端末賃貸借及び福島市立小中特別支援学校学習用端末賃貸借（追加調達分）

契約名	福島市立小中特別支援学校学習用端末賃貸借及び福島市立小中特別支援学校学習用端末賃貸借（追加調達分）
事業目的	市立小中特別支援学校に設置する学習用端末並びに周辺機器等のハードウェア及びソフトウェアにつき賃貸借及び保守契約を結ぶもの。
契約先	当初分、追加調達分とも株式会社中松商会
契約金額	当初分 月 4,319,590 円（うち消費税及び地方消費税の額 392,690 円）、年間 51,835,080 円（うち消費税及び地方消費税の額 4,712,280 円） 追加分 月 10,171,700（うち消費税及び地方消費税の額 924,700 円）、年間 122,060,400 円（うち消費税及び地方消費税の額 11,096,400 円）
担当部局	教育研修課
契約方法	当初分、追加調達分とも随意契約
契約年月日	当初分 令和 2 年 7 月 28 日 追加分 令和 2 年 8 月 25 日
契約期間	当初分 令和 2 年 11 月 1 日～令和 7 年 10 月 31 日 追加分 令和 3 年 3 月 1 日～令和 8 年 2 月 28 日

（1）契約の概要

「ふくしま教育 ICT フューチャービジョン」に基づき、福島市立小中特別支援学校に 1 人 1 台の学習用端末を整備するため、端末を含む周辺機器等のハードウェア及びソフトウェアにつき賃貸借を行ったものである。学習用端末には、アップル社の Apple iPad MW752J/A が選ばれ、周辺機器として、ケース付きキーボード、キャッシュサーバ等がある。なお、追加調達分の方では、端末及び機器の追加の他、学校で使用可能とするための構築業務も含まれている。事業者は、令和 2 年度にプロポーザル方式にて業者選定委員会を経て決定している。契約期間、令和 4 年度賃借料は上表の通りであり、賃借

料の支払いスケジュールは以下表の通りである。

(単位：千円)

当初分	賃借料総額	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3	R8/3
	259,175	21,598	51,835	51,835	51,835	51,835	30,237
	未経過賃借料残高	237,577	185,742	133,907	82,072	30,237	0
追加分	賃借料総額	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3	R8/3
	610,302	10,172	122,060	122,060	122,060	122,060	111,890
	未経過賃借料残高	600,130	478,070	356,010	233,950	111,890	0
合計	賃借料総額	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3	R8/3
	869,477	31,770	173,895	173,895	173,895	173,895	142,127
	未経過賃借料残高	837,707	663,812	489,917	316,022	142,127	0

(出典：賃貸借契約書より監査人が作成)

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより手続きを実施した。

- ・ 契約の方式及び相手方の選定は適切か
- ・ 賃貸借契約理由に合理性があるか
- ・ 賃貸借契約事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか
- ・ 賃借料の算定方法は適切か
- ・ 賃借料は業務の内容に対し適正な水準か
- ・ 契約の履行について適時、適切に確かめられているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
令和 2 年度の福島市立小中特別支援学校学習用端末賃貸借契約に関する書類を閲覧し、契約及び相手方の選定が法令、条例等に従い、適切になされているかを確認した。	・ 随意契約理由書より、「福島市立小中特別支援学校学習用端末賃貸者及び業務委託業者選定委員会により契約候補者として決定した、当事業者と随意契約するものである。」また、追加分は、「先に契約している学習用端末賃貸借及び学習用端末構築業務委託」に端末台数を追加し、同様の構築・保守を行う賃貸借であり、選定員会にて契約候補者として決定した、当事業者と随意契約するものである。」とされている。プロポーザル応募者は 2 者、選定委員会は、外部有識者を含む 5 名で実施され、その結果決定された業者との契約であり、特に問題ないものとする。その他、契約及び相手方の選定について確認したが「監査の結

実施した手続	実施結果
	果」に記載した問題点が検出された。 ▶随意契約理由書の根拠法令について（監査の結果①指摘）
監査対象年度（令和 2 年度）の福島市立小中特別支援学校学習用端末貸貸借契約に関する書類を確認し、貸貸借理由に合理性があるかを確認した。	・貸貸借理由に合理性があることを確認した。
監査対象年度（令和 2 年度）の福島市立小中特別支援学校学習用端末貸貸借契約に関する書類を確認し、事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているかを確認した。	・事務に必要な件数、金額が予算上明確にされていることを確認した。
監査対象年度（令和 2 年度）の福島市立小中特別支援学校学習用端末貸貸借契約に関する書類を確認し、賃借料の算定方法は適切か、業務の内容に対し適正な水準かを確認した。	・賃借料算定方法、業務の内容に対し適正な水準であることについて確認した。
監査対象年度（令和 4 年度）の福島市立小中特別支援学校学習用端末貸貸借契約に関する書類を確認し、契約の履行について適時、適切に確かめられているかについて確認した。	・貸貸借契約に基づき、年度当初にその年度分の支出金額の支出負担行為何書が適切に作成されていることを確認した。

（４）監査の結果

①随意契約理由書の根拠法令について【指摘】

当初、追加契約分とも、随意契約理由書中の根拠法令の箇所に、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号に基づく随意契約と記載されている。第 6 号は「競争入札に付することが不利と認められるとき」とされ、また、第 2 号は「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」とされている。当該契約は、プロポーザル公募、選定委員会を経た結果、決定された事業者との契約であるため、根拠は第 6 号ではなく第 2 号が適当であったと考える。今後、同様の契約形態があった場合ご留意頂きたい。

6-8 令和 2 年度小中学校指導用パーソナルコンピュータ等貸貸借及び令和 2 年度小中特別支援学校指導用パーソナルコンピュータ等貸貸借（追加調達分）

契約名	令和 2 年度小中学校指導用パーソナルコンピュータ等貸貸借及び令和 2 年度小中特別支援学校指導用パーソナルコンピュータ等貸貸借（追加調達分）
事業目的	市立小中特別支援学校に設置するパーソナルコンピュータ並びに周辺機器等のハードウェア及びソフトウェアにつき貸貸借及び保守契約を結ぶもの。
契約先	当初分、追加調達分とも進和ビジネス株式会社

契約金額	当初分 月 2,882,000 円（うち消費税及び地方消費税の額 262,000 円）、年間 34,584,000（うち消費税及び地方消費税の額 3,144,000 円） 追加分 月 2,673,000 円（うち消費税及び地方消費税の額 243,000 円）、年間 32,076,000 円（うち消費税及び地方消費税の額 2,916,000 円）
担当部局	教育研修課
契約方法 （入札参加者）	当初分 一般競争入札（2 者） 追加分 一般競争入札（3 者）
契約年月日	当初分 令和 2 年 7 月 17 日 追加分 令和 2 年 10 月 21 日
契約期間	当初分 令和 2 年 12 月 1 日～令和 7 年 11 月 30 日 追加分 令和 3 年 3 月 1 日～令和 8 年 2 月 28 日

（1）契約の概要

指導者用パーソナルコンピュータ並びに周辺機器等のハードウェア及びソフトウェアにつき賃貸借を行ったものである。コンピュータはタブレット型のものである。OS は児童生徒用のものがアップル社の iOS であるのに対し、Windows となっている。周辺機器としては、液晶プロジェクター、電子黒板等があり、使用可能とするための構築業務も含まれている。契約期間、令和 4 年度賃貸料は上表の通り、賃貸料の支払いスケジュールは以下表の通りである。

（単位：千円）

当初分	賃借料総額	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3	R8/3
	172,920	11,528	34,584	34,584	34,584	34,584	23,056
	未経過賃借料残高	161,392	126,808	92,224	57,640	23,056	0
追加分	賃借料総額	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3	R8/3
	160,380	2,673	32,076	32,076	32,076	32,076	29,403
	未経過賃借料残高	157,707	125,631	93,555	61,479	29,403	0
合計	賃借料総額	R3/3	R4/3	R5/3	R6/3	R7/3	R8/3
	333,300	14,201	66,660	66,660	66,660	66,660	52,459
	未経過賃借料残高	319,099	252,439	185,779	119,119	52,459	0

（出典：賃貸借契約書より監査人が作成）

（2）監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより手続きを実施した。

- ・契約の方式及び相手方の選定は適切か
- ・賃貸借契約理由に合理性があるか
- ・賃貸借契約事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか
- ・賃借料の算定方法は適切か
- ・賃借料は業務の内容に対し適正な水準か
- ・契約の履行について適時、適切に確かめられているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
監査対象年度（令和 2 年度）の令和 2 年度小中学特別支援学校指導用パーソナルコンピュータ等賃貸借契約に関する書類を閲覧し、契約及び相手方の選定が法令、条例等に従い、適切になされているかを確認した。	<ul style="list-style-type: none"> ・契約及び相手方の選定について確認したが「監査の結果」に記載した問題点が検出された。 ➤予定価格の設計について（監査の結果①意見）
監査対象年度（令和 2 年度）の令和 2 年度小中学特別支援学校指導用パーソナルコンピュータ等賃貸借契約に関する書類を確認し、賃貸借理由に合理性があるかを確認した。	<ul style="list-style-type: none"> ・賃貸借理由に合理性があることを確認した。
監査対象年度（令和 2 年度）の令和 2 年度小中学特別支援学校指導用パーソナルコンピュータ等賃貸借契約に関する書類を確認し、事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているかを確認した。	<ul style="list-style-type: none"> ・事務に必要な件数、金額が予算上明確にされていることを確認した。
監査対象年度（令和 2 年度）の令和 2 年度小中学特別支援学校指導用パーソナルコンピュータ等賃貸借契約に関する書類を確認し、賃借料の算定方法は適切か、業務の内容に対し適正な水準かを確認した。	<ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札で行われ、賃借料算定方法、業務の内容に対し適正な水準であることについて確認した。
監査対象年度（令和 4 年度）の令和 2 年度小中学特別支援学校指導用パーソナルコンピュータ等賃貸借契約に関する書類を確認し、契約の履行について適時、適切に確かめられているかについて確認した。	<ul style="list-style-type: none"> ・賃貸借契約に基づき、年度当初にその年度分の支出金額の支出負担行為何書が適切に作成されていることを確認した。

(4) 監査の結果

①予定価格の設計について【意見】

当初分と追加調達分において、予定価格の設計に当たって積算方法が異なっていた。すなわち、当初分にあつては想定値引きが含まれず、追加分においては想定値引きを含んで積算されていた。担当課によれば、「参考見積の他、適正価格を考慮して設計しているので、必ずしも参考見積と予定価格が一致するとは限らない」、とのことであるが、その相違に至った明瞭な記載はない。したがって、このような場合には、その相違を明瞭かつ具体的に文書で残しておくことが必要と考える。今後ご検討頂きたい。

6-9 令和元年度小中学校パーソナルコンピュータ等賃貸借

令和元年度小中学校パーソナルコンピュータ等賃貸借決算額 37,185,084 円に関しては、小学校 ICT 推進事業費 8-1 を参照のこと。

7 学校教育情報ネットワークシステム運用費

(1) 予算決算の推移

(単位：円)

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算現額	228,527,000	227,561,000	235,635,000	238,759,658	242,314,080
決算額	228,242,197	226,880,914	235,605,570	235,981,560	241,523,727

学校教育情報ネットワークシステム運用費の令和 4 年度決算額は、下記の事業費区分で構成されているが、事業費区分のうち需用費、委託料、使用料及び賃借料については、複数の契約等から構成されているため、個別契約ごとに検討することとした。各事業費の内訳における摘要欄記載の番号が、以降の個別検討番号となっている。

事業費区分	決算額	摘要
需用費他	12,231,860	下記参照
役務費	13,093,080	インターネット回線使用料他
委託料	185,165,587	下記参照
使用料及び賃借料	31,033,200	下記参照
計	241,523,727	

(2) 需用費他の内訳

内訳	決算額	摘要
校務情報システムプリンター用消耗品購入	12,034,660	7-1
その他	197,200	
計	12,231,860	

(3) 委託料の内訳

内訳	決算額	摘要
福島市校務情報システム運用業務委託	185,165,587	7-2
計	185,165,587	

(4) 使用料及び賃借料の内訳

内訳	決算額	摘要
令和 4 年度 福島市校務情報システム用機器賃貸借	19,107,000	7-3
平成 26 年度、27 年度、28 年度導入学校教育ネットワーク用機器賃貸借(再リース)	11,926,200	
計	31,033,200	

7-1 校務情報システムプリンター用消耗品購入

購入物件名	校務情報システムプリンター用消耗品購入
購入先	当初分 株式会社エフコム 更新分 株式会社エフコム
購入金額 (単価契約)	当初分 SateraLBP8710 用 18,150 円 (うち消費税及び地方消費税の額 1,650 円)、SateraLBP6230 用 5,170 円 (うち消費税及び地方消費税の額 470 円) 更新分 SateraLBP221 用 26,400 円 (うち消費税及び地方消費税の額 2,400 円)、SateraLBP441 用 18,590 円 (うち消費税及び地方消費税の額 1,690 円)
担当部局	教育研修課
契約方法 (入札参加者)	当初分 指名競争入札 (SateraLBP8710 用 3 者、SateraLBP6230 用 7 者) 更新分 指名競争入札 (SateraLBP221 用 7 者、SateraLBP441 用 7 者)

(1) 購入の概要

校務情報システム (当初は学校教育情報ネットワークシステム) プリンター用消耗品トナーの購入である。令和 4 年度福島市校務情報システム用機器更新が 10 月 1 日に実施されたことに伴い、プリンター型番も変更され、トナーの種類も変更となっている。以下は、毎月の納品個数と金額の推移であるが、変更後、月個数、金額とも増加している。また、担当課に確認したところ、単価は上昇したが、トナー1 個当たりの印刷可能枚数もアップしている、とのことであり、8 月までに比べ教育委員会及び学校での印刷枚数が増加していることも推察される。

月	個数		金額(円)
	SateraLBP8710用	SateraLBP6230用	
	18,150円 (税込)	5,170円 (税込)	
4月	22	40	606,100
5月	26	38	668,360
6月	19	32	510,290
7月	7	27	266,640
8月	0	0	0
小計	74	137	2,051,390
月平均	14.8	27.4	410,278
	SateraLBP221用	SateraLBP441用	
	26,400円 (税込)	18,590円 (税込)	
9月	65	68	2,980,120
10月	26	22	1,095,380
11月	20	21	918,390
12月	12	18	651,420
1月	21	20	926,200
2月	28	27	1,241,130
3月	28	77	2,170,630
小計	200	253	9,983,270
月平均	28.6	36.1	1,426,181
合計			12,034,660

(出典：毎月の納品書から監査人が作成)

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより手続きを実施した。

- ・ 購入契約の方式及び相手方の選定は適切か
- ・ 購入理由に合理性があるか
- ・ 購入事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか
- ・ 購入料の算定方法は適切か
- ・ 購入料は業務の内容に対し適正な水準か
- ・ 購入契約は適法であり、支払いは正確か
- ・ 購入品の検査及び購入契約の履行について適時、適切に確かめられているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
監査対象年度（令和4年度）の校務情報システムプリンター用消耗品購入契約に関する書類を閲覧し、契約及び相手方の選定が法令、条例等に従い、適切になされている	・ 契約及び相手方の選定は、適切に行われていることを確認した。

実施した手続	実施結果
かを確認した。	
監査対象年度（令和 4 年度）の校務情報システムプリンター用消耗品購入に関する書類を確認し、購入理由に合理性があるかを確認した。	・購入理由には合理性があることを確認した。
監査対象年度（令和 4 年度）の校務情報システムプリンター用消耗品購入に関する書類を確認し、購入に必要な件数、金額等が予算上明確になっているかを確認した。	・予算上明確になっていることを確認した。
監査対象年度（令和 4 年度）の校務情報システムプリンター用消耗品購入に関する書類を確認し、購入金額の算定方法は適切か、業務の内容に対し適正な水準かを確認した。	・指名競争入札が行われ、購入金額の算定方法、業務の内容に対し適正な水準になっていることを確認した。
監査対象年度（令和 4 年度）の校務情報システムプリンター用消耗品購入に関する書類を確認し、購入契約は適法であり、支払いは正確かを確認した。	・購入金額は契約どおりに支払われており、購入業務の履行確認の後支払いが行われていることを確認した。
監査対象年度（令和 4 年度）の校務情報システムプリンター用消耗品購入に関する書類を確認し、購入品の検査及び購入契約の履行について適時、適切に確かめられているかについて確認した。	・業者から納品後、遅滞なく市に対して納入報告書が提出され、検査後購入金額が支払われていることを確認した。

(4) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

7-2 福島市校務情報システム運用業務委託

契約名	福島市校務情報システム運用業務委託
事業目的	センター集中管理による校務用システムの運用・教職員端末の仮想化・統合型校務支援システムの運用により、セキュリティリスクの解消や教職員校務負荷を軽減し、ICT による効率的な教育現場の実現を目的とする。なお、本件は令和 3 年度契約にあつては「学校教育情報ネットワークシステム」と呼称していたシステムに係る業務委託である。
契約先	ネットワンシステムズ株式会社
契約金額	185,165,587 円（うち消費税及び地方消費税の額 16,833,235 円）
担当部局	教育研修課
契約方法	随意契約
契約年月日	令和 4 年 3 月 29 日
委託期間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

(1) 契約の概要

校務情報システムは、平成 26 年の公募型プロポーザル以降、構築・稼働している教育委員会及び学校の基幹システムであり、稼働後毎年保守運用管理を業務委託している。

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより手続きを実施した。

- ・ 契約の方式及び相手方の選定は適切か
- ・ 委託理由に合理性があるか
- ・ 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか
- ・ 委託料の算定方法は適切か
- ・ 委託料は業務の内容に対し適正な水準か
- ・ 委託契約は適法であり、支払いは正確か
- ・ 委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
監査対象年度（令和 4 年度）の福島市校務情報システム運用業務委託に関する書類を閲覧し、契約及び相手方の選定が法令、条例等に従い、適切になされているかを確認した。	随意契約理由書より、「本業務は、校務情報システムの保守運用業務を行うものである。ネットワークシステムズ（株）は、本システムの基幹システム、運用サポート体制の開発・構築業者であり、他業者では本システムを安定的に稼働させることができない。なお、平成 26 年度に実施した本システム整備・保守運用業者を決定する公募型プロポーザル方式による業者選定審査において、ネットワークシステムズ（株）を最優秀者と決定した経緯を踏まえ、本業務について同社と随意契約するものである。」とし、契約内容の性質又は目的が競争入札に適しないものとする地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による随意契約により業者を選定していることを確認した。平成 26 年度の公募型プロポーザルを経て決定した事業者によるシステム構築を行っており、前述の理由からやむを得ないものとする。その他、契約及び相手方の選定について確認したが「監査の結果」に記載した問題点が検出された。 ➤ 廃棄書類の記録について（監査の結果①意見）
監査対象年度（令和 4 年度）の福島市校務	・ 委託理由に合理性があることを確認し

実施した手続	実施結果
情報システム運用業務委託契約に関する書類を確認し、委託理由に合理性があるかを確認した。	た。
監査対象年度（令和 4 年度）の福島市校務情報システム運用業務委託契約に関する書類を確認し、委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているかを確認した。	・委託事務に必要な件数、金額が予算上明確にされていることを確認した。
監査対象年度（令和 4 年度）の福島市校務情報システム運用業務委託契約に関する書類を確認し、委託料の算定方法は適切か、業務の内容に対し適正な水準かを確認した。	・委託料算定方法、業務の内容に対し適正な水準であることについて確認した。
監査対象年度（令和 4 年度）の福島市校務情報システム運用業務委託契約に関する書類を確認し、委託契約は適法であり、支払いは正確かを確認した。	・委託料は契約どおりに支払われており、委託業務の履行確認の後支払いが行われていることを確認した。
監査対象年度（令和 4 年度）の福島市校務情報システム運用業務委託契約に関する書類を確認し、委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているかについて確認した。	・業者から業務を完了したときに、遅滞なく市に対して完了報告書が提出され、検査後委託金額が支払われていることを確認した。

(4) 監査の結果

①廃棄書類の記録について【意見】

随意契約理由書に、「公募型プロポーザル方式による業者選定審査において、ネットワンシステムズ（株）を最優秀者と決定した」とあり、選定過程の状況を確認するために、平成 26 年当時の資料を確認しようとしたところ、文書の保存期間(5 年)を終えているため廃棄済みであった。外部第三者から見れば、初見の事項は確認する必要がある、また、内部者にとっても引継ぎ上、その時の記録を残しておくことは有益と考える。さらに、当該業務委託契約は、基幹システムであり金額的にも大きい。したがって、文書の保存期間を終えている書類であっても、内容や金額が重要なものについては、本来は保存を継続すべきであるが、仮に書類を廃棄したとしても、その概要等記録を残すべきと考える。今後ご検討頂きたい。

7-3 令和 4 年度福島市校務情報システム用機器賃貸借

契約名	令和 4 年度福島市校務情報システム用機器賃貸借
事業目的	福島市校務情報システム用機器の更新が目的である。
契約先	株式会社エフコム
契約金額	月 3,184,500 円（うち消費税及び地方消費税の額 289,500 円）、年間 19,107,000 円（うち消費税及び地方消費税の額 1,737,000 円）

担当部局	教育研修課
契約方法（入札参加者）	一般競争入札（3者）
契約年月日	令和4年6月3日
契約期間	令和4年10月1日～令和9年9月30日

（1）契約の概要

福島市校務情報システム用機器の更新のための契約である。機器の内容は、シンクライアント端末、ディスプレイ、プリンタである。契約期間、令和4年度賃借料は上表の通り、賃借料の支払いスケジュールは以下表の通りである。

（単位：千円）

賃借料総額	R5/3	R6/3	R7/3	R8/3	R9/3	R10/3
191,070	19,107	38,214	38,214	38,214	38,214	19,107
未経過賃借料残高	171,963	133,749	95,535	57,321	19,107	0

（出典：賃貸借契約書より監査人が作成）

（2）監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより手続きを実施した。

- ・契約の方式及び相手方の選定は適切か
- ・賃貸借契約理由に合理性があるか
- ・賃貸借契約事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか
- ・賃借料の算定方法は適切か
- ・賃借料は業務の内容に対し適正な水準か
- ・契約の履行について適時、適切に確かめられているか

（3）実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
監査対象年度（令和4年度）の令和4年度福島市校務情報システム用機器賃貸借契約に関する書類を閲覧し、契約及び相手方の選定が法令、条例等に従い、適切になされているかを確認した。	・契約及び相手方の選定について、法令、条例等に従い、適切になされていることを確認した。
監査対象年度（令和4年度）の令和4年度福島市校務情報システム用機器賃貸借契約に関する書類を確認し、賃貸借理由に合理性があるかを確認した。	・賃貸借理由に合理性があることを確認した。
監査対象年度（令和4年度）の令和4年度福島市校務情報システム用機器賃貸借契約	・事務に必要な件数、金額が予算上明確にされていることを確認した。

実施した手続	実施結果
に関する書類を確認し、事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているかを確認した。	
監査対象年度（令和 4 年度）の令和 4 年度福島市校務情報システム用機器賃貸借契約に関する書類を確認し、賃借料の算定方法は適切か、業務の内容に対し適正な水準かを確認した。	・賃借料算定方法、業務の内容に対し適正な水準であることについて確認した。 ▶予定価格の設計について（監査の結果①意見）
監査対象年度（令和 4 年度）の令和 4 年度福島市校務情報システム用機器賃貸借契約に関する書類を確認し、契約の履行について適時、適切に確かめられているかについて確認した。	・賃貸借契約に基づき、年度当初にその年度分の支出金額の支出負担行為伺書が適切に作成されていることを確認した。

（4）監査の結果

①予定価格の設計について【意見】

予定価格の設計は業者からの参考見積書をもとに行われているが、以下の通り予定価格調書の予定価格（入札書比較価格）はいずれの参考見積額とも異なっていた。

予定価格（入札書比較価格）＝設計（見積）金額（税抜）	3,011,074 円
A 社（税抜）	3,779,800 円
B 社（税抜）	3,333,500 円
C 社（税抜）	3,049,000 円

担当課によれば、「参考見積の他、適正価格を考慮して設計しているので、必ずしも参考見積と予定価格が一致するとは限らない」、とのことなので、今回のケースのようななったと考えられる。通常、参考見積の最低金額が予定価格となっているケースも多く、外部第三者から見た場合、その場合は見積金額を採用したと推定することはできる。しかし、今回のケースのような場合には、どのようにして参考見積額から予定価格に至ったのか経緯がわからない。したがって、このような場合には、予定価格に至った経緯をより具体的に文書で残しておくことが必要と考える。今後ご検討頂きたい。

8 小学校 ICT 推進事業費

(1) 予算決算の推移

(単位：円)

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算現額	109,176,000	120,968,000	118,614,000	97,648,326	77,066,000
決算額	104,220,402	111,594,760	117,157,631	97,647,570	77,065,109

小学校 ICT 推進事業費の令和 4 年度決算額は、下記の事業費区分で構成されているが、事業費区分のうち使用料及び賃借料については、複数の契約等から構成されているため、個別契約ごとに検討することとした。各事業費の内訳における摘要欄記載の番号が、以降の個別検討番号となっている。

事業費区分	決算額	摘要
需用費	6,023,345	学校 ICT 用インクカートリッジ・トナーカートリッジ購入
使用料及び賃借料	71,041,764	下記参照
計	77,065,109	

(2) 使用料及び賃借料の内訳

内訳	決算額	摘要
平成 30 年度導入 小学校パーソナルコンピュータ等賃貸借	34,732,800	8-1
令和元年度 小中学校パーソナルコンピュータ等賃貸借	22,832,952	
令和 2 年度 小中学校コンピュータ室用パーソナルコンピュータ等賃貸借	11,809,512	
平成 28 年度導入 小学校パーソナルコンピュータ等機器賃貸借（再リース）	1,666,500	
計	71,041,764	

8-1 パーソナルコンピュータ等賃貸借

契約名	平成 30 年度	小学校パーソナルコンピュータ等賃貸借
	令和元年度	小中学校パーソナルコンピュータ等賃貸借
	令和 2 年度	小中学校コンピュータ室用パーソナルコンピュータ等賃貸借
事業目的	平成 30 年度	小学校で使用するパーソナルコンピュータ及び周辺機器等のハードウェア並びにソフトウェアにつき賃貸借及び保守契約を結ぶもの。
	令和元年度	市立立小中学校に設置するパーソナルコンピュータ並びに周辺機器等のハードウェア及びソフトウェアにつき賃貸借及び保守契約を結ぶもの。
	令和 2 年度	市立小中学校コンピュータ室に設置するパーソナルコンピュータ並びに周辺機器等のハードウェア及びソフトウェアにつき賃貸借及び保守契約を結ぶもの。
契約先	いずれも進和ビジネス株式会社	
契約金額	平成 30 年度	月 2,894,400 円（うち消費税及び地方消費税の額 214,400 円）

	年間 34,732,800 円 (うち消費税及び地方消費税の額 2,572,800 円)
令和元年度	月 5,225,000 円 (うち消費税及び地方消費税の額 475,000 円) 年間 62,700,000 円 (うち消費税及び地方消費税の額 5,700,000 円)
令和2年度	月 5,046,800 円 (うち消費税及び地方消費税の額 458,800 円) 年間 60,561,600 円 (うち消費税及び地方消費税の額 5,505,600 円)
担当部局	教育研修課
契約方法	平成30年度分 指名競争入札 (5者) 令和元年度分 一般競争入札 (5者) 令和2年度分 一般競争入札 (3者)
契約年月日	平成30年度分 平成30年7月6日 令和元年度分 令和元年6月26日 令和2年度分 令和2年2月12日
契約期間	平成30年度分 平成30年9月1日～令和5年8月31日 令和元年度分 令和元年11月1日～令和6年10月31日 令和2年度分 令和2年7月1日～令和7年8月31日

(1) 契約の概要

市立小中学校のコンピュータ室に設置するパーソナルコンピュータ並びに周辺機器等のハードウェア及びソフトウェアにつき賃貸借及び保守契約である。

※1 平成30年度分

(単位：円)

		台数	割合	月額契約額			年額		
				契約額 (税抜)	消費税	月額 (税込)	契約額 (税抜)	消費税	月額 (税込)
小学校PC室	PC156台	417	1	2,680,000	214,400	2,894,400	32,160,000	2,572,800	34,732,800
合計		417	1	2,680,000	214,400	2,894,400	32,160,000	2,572,800	34,732,800

(出典：担当課作成)

※2 令和元年度分

(単位：円)

		台数	割合	月額契約額			年額		
				契約額 (税抜)	消費税	月額 (税込)	契約額 (税抜)	消費税	月額 (税込)
フューチャービジョン (指導機・学習機)	PC313台 PC200台	513	0.593	2,817,052	281,705	3,098,757	33,804,624	3,380,460	37,185,084
小学校PC室	PC315台	315	0.364	1,729,769	172,977	1,902,746	20,757,228	2,075,724	22,832,952
中学校PC室	PC37台	37	0.043	203,179	20,318	223,497	2,438,148	243,816	2,681,964
合計		865	1	4,750,000	475,000	5,225,000	57,000,000	5,700,000	62,700,000

(出典：担当課作成)

※フューチャービジョン分は、ICT教育フューチャービジョン推進事業費6-9

中学校PC室分は、中学校ICT推進事業費9(2)※1と対応

※3 令和2年度分

(単位：円)

		台数	割合	月額契約額			年額		
				契約額 (税抜)	消費税	月額 (税込)	契約額 (税抜)	消費税	月額 (税込)
小学校PC室	PC156台	156	0.195	894,660	89,466	984,126	10,735,920	1,073,592	11,809,512
中学校PC室	PC646台	646	0.805	3,693,340	369,334	4,062,674	44,320,080	4,432,008	48,752,088
合計		802	1	4,588,000	458,800	5,046,800	55,056,000	5,505,600	60,561,600

(出典：担当課作成)

※中学校 PC 室分は、中学校 ICT 推進事業費 9 (2) ※2 と対応

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより手続きを実施した。

- ・ 契約の方式及び相手方の選定は適切か
- ・ 賃貸借契約理由に合理性があるか
- ・ 賃貸借契約事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか
- ・ 賃借料の算定方法は適切か
- ・ 賃借料は業務の内容に対し適正な水準か
- ・ 契約の履行について適時、適切に確かめられているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
平成30年度、令和元年度及び令和2年度の各年度のパーソナルコンピュータ等賃貸借契約に関する書類を閲覧し、契約及び相手方の選定が法令、条例等に従い、適切になされているかを確認した。	・ 契約及び相手方の選定について確認したが「監査の結果」に記載した問題点が検出された。 ➤ 利用状況の調査について（監査の結果①意見）
平成30年度、令和元年度及び令和2年度の各年度のパーソナルコンピュータ等賃貸借契約に関する書類を確認し、賃貸借理由に合理性があるかを確認した。	・ 賃貸借理由に合理性があることを確認した。
平成30年度、令和元年度及び令和2年度の各年度のパーソナルコンピュータ等賃貸借契約に関する書類を確認し、事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているかを確認した。	・ 事務に必要な件数、金額が予算上明確にされていることを確認した。
平成30年度、令和元年度及び令和2年度の各年度のパーソナルコンピュータ等賃貸借契約に関する書類を確認し、賃借料の算定方法は適切か、業務の内容に対し適正な水準かを確認した。	・ 賃借料算定方法、業務の内容に対し適正な水準であることについて確認した。
監査対象年度（令和4年度）の各年度のパーソナルコンピュータ等賃貸借契約に関する書類を確認し、賃借料の算定方法は適切か、業務の内容に対し適正な水準かを確認した。	・ 賃貸借契約に基づき、年度当初にその年

実施した手続	実施結果
パーソナルコンピュータ等賃貸借契約に関する書類を確認し、契約の履行について適時、適切に確かめられているかについて確認した。	度分の支出金額の支出負担行為何書が適切に作成されていることを確認した。

(4) 監査の結果

①利用状況の調査について【意見】

児童生徒用に関しては、令和2年度に「ふくしま教育 ITC フューチャービジョン」に基づき、福島市立小中特別支援学校に1人1台の学習用端末を整備等のため賃貸借契約を締結している。学習用端末は、学校のコンピュータ室に設置された Windows のパーソナルコンピュータに代わり、アップル社の Apple iPad MW752J/A が選定されている。

したがって、相対的に、コンピュータ室に設置されたパーソナルコンピュータの利用頻度は低下し、令和5年8月末において平成30年度契約の小中学校分が、リース契約終了と同時に撤去されている。現況及び今後の方針を確認したところ、契約が残っている小中学校での利用状況は、Windows 対応のプログラミング機器を活用した授業や、部活動でのマイクロソフト検定受験のための練習等、各学校の実情に合わせ活用しているものの、賃貸借期間終了時点で更新せず廃止の方針としている、とのことである。

しかし、少なくとも小中学校分に関しては、プログラミングは iPad でも可能であり、撤去した学校も出てきていること、中学校分でも iPad が主体であるので、前述の活動のため保有されている全ての台数が必要なのか、さらに、フューチャービジョン事業で計上されている指導機・学習用に関しても、令和2年度に新たに契約された指導者用パーソナルコンピュータとの関係でどこまで利用されているかは不明であることから、まずは Windows のパーソナルコンピュータについて利用状況調査を行い、利用実態を把握する必要がある。

9 中学校 ICT 推進事業費

(1) 予算決算の推移

(単位：円)

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額	53,246,110	53,499,000	62,369,000	55,495,906	54,507,000
決算額	53,100,926	52,853,442	54,962,386	55,494,278	54,505,502

中学校 ICT 推進事業費の令和4年度決算額は、下記の事業費区分で構成されているが、事業費区分のうち使用料及び賃借料については、複数の契約等から構成されているため、個別契約ごとに検討することとした。各事業費の内訳における摘要欄記載の番号が、以降の個別検討番号となっている。

事業費区分	決算額	摘要
需用費	3,071,450	学校 ICT 用インクカートリッジ・トナーカートリッジ購入
使用料及び賃借料	51,434,052	下記参照
計	54,505,502	

(2) 使用料及び賃借料

内訳	決算額	摘要
令和元年度小中学校パーソナルコンピュータ等賃貸借	2,681,964	※1
令和2年度小中学校コンピュータ室用パーソナルコンピュータ等賃貸借	48,752,088	※2
計	51,434,052	

※1 令和元年度小中学校パーソナルコンピュータ等賃貸借

令和元年度小中学校パーソナルコンピュータ等賃貸借決算額 2,681,964 円に関しては、小中学校 ICT 推進事業費 8-1 ※2 令和元年度分を参照

※2 令和2年度小中学校コンピュータ室用パーソナルコンピュータ等賃貸借

令和元年度小中学校パーソナルコンピュータ等賃貸借決算額 48,752,088 円に関しては、小中学校 ICT 推進事業費 8-1 ※3 令和2年度分を参照

第3項 教育施設管理課

1 福島型給食推進事業費

(1) 事業の概要

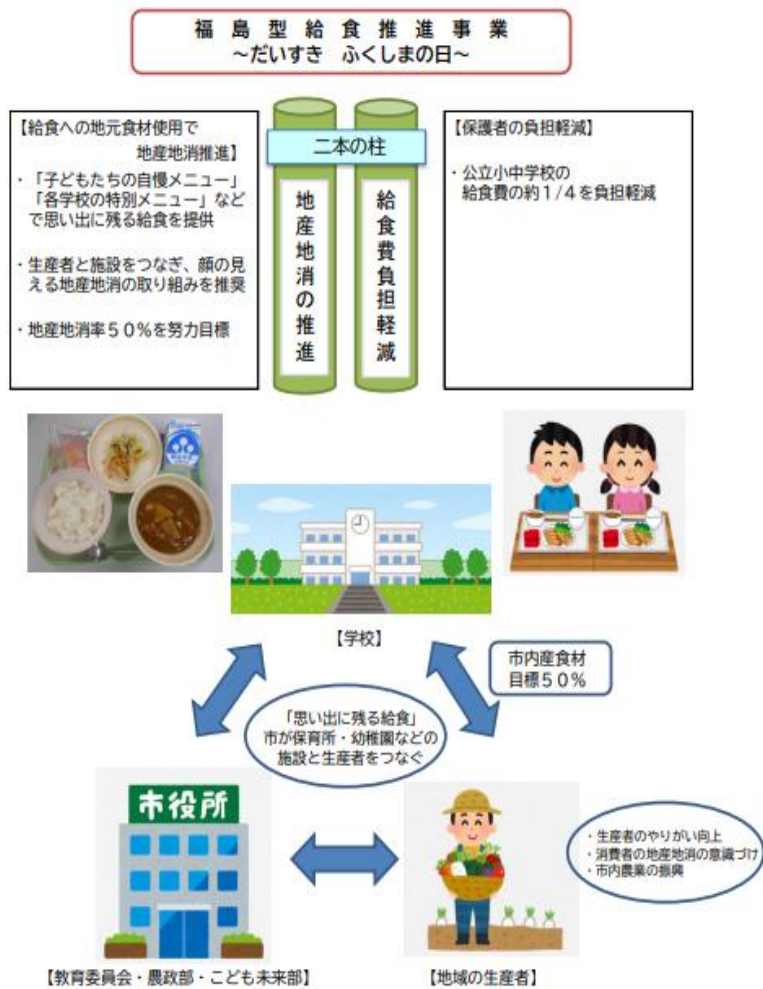
所轄部門	教育施設管理課
事業開始年度	令和2年4月より事業開始
事業の財源	福島型給食推進事業補助金
事業の内容	<p>令和2年4月より、学校給食における本市産米、果物、野菜、特産品等の使用拡大を図り地産地消(※1)を進めること、また給食費の保護者負担を軽減(※2)すること(給食費負担軽減)を目的として福島型給食推進事業を実施している。</p> <p>(※1) 地産地消 各学校において「だいすきふくしまの日」を設定し、毎日の給食献立に今まで以上に地産地消を意識した市内産食材を用いたメニューの提供や、それぞれの学校において特別メニューを提供することで「子どもたちの思い出に残る給食」を実施する。 例：福島市の伝統や文化について市内産食材を使用した献立…いかにんじん、引き菜炒り、凍み大根などの郷土食のほか、信夫三山眺まいり、古関裕而氏などにちなんだ献立を提供。</p> <p>(※2) 保護者負担を軽減</p>

子育て支援施策の一環として、保護者給食費負担軽減を実施する。保護者負担となる給食費の約 4 分の 1 に相当する補助を実施。令和 4 年 7 月以降は物価高騰の影響を受け補助を拡充し、保護者負担給食費の約 3 分の 1 相当する補助を実施。

給食費における保護者負担額については、学校給食法第 11 条により、学校給食の運営に係る施設・設備の整備費、修繕費、人件費、光熱水費、食材費などのうち、食材費の部分を保護者が給食費として負担し、食材費以外のコストは全て学校設置者である市が負担することが規定されている。

【福島型推進事業】

「福島市学校給食長期計画 2021（令和 3 年 3 月 福島市教育委員会）」より抜粋



(2) 福島型給食推進事業補助金の概要

所轄部門	教育施設管理課
事業開始年度	令和2年度
補助金の目的	福島型給食推進事業の推進を図るため
補助金の分類	事業費補助金
根拠法令	福島市補助金等の交付等に関する規則 福島型給食推進事業補助金交付要綱
補助対象者	単独給食実施校(※1)・・・自校において学校給食を提供する 福島市立小・中・特別支援学校(小・中学部) ※給食センター受配校(※2)における保護者負担軽減については、市の予算で管理(給食センターの材料費予算で対応) ※1:25校、下記図参照 ※2:44校、下記図参照
補助金の効果	食材費の保護者負担軽減に寄与 保護者負担となる1食当たり食材費から以下の額を差し引いた額を保護者より徴収 【令和4年度保護者負担軽減額】 令和4年度4月～6月・・・70円 (保護者負担となる給食費の約4分の1に相当) 令和4年7月以降・・・100円 (保護者負担となる給食費の約3分の1に相当)
補助金の算定方法	「福島型給食推進事業補助金交付要綱」に定める以下の事業区分ごとに個別に補助額を定め補助金を算定 保護者負担となる給食費の約4分の1に相当する補助を実施している。令和4年7月以降は物価高騰の影響を受け補助を拡充し、保護者負担給食費の約3分の1相当する補助を実施 ①地産地消の推進と保護者負担の軽減(令和2年4月より) ・・・補助金額70円(児童生徒1人1食あたり) ②給食の質と量の確保(令和4年7月より) ・・・補助金額20円(児童生徒1人1食あたり) ③保護者の負担軽減(令和4年7月より) ・・・補助金額10円(児童生徒1人1食あたり)

(3) 福島型給食推進事業補助金額推移

(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
			(当初)	(拡充後)
			4月～6月	7月～3月
予 算 現 額	102,335,866	114,011,838	112,479,974	36,384,000
決 算 額	101,454,080	111,765,850	110,177,340	33,950,190
予 算 残 額	881,786	2,245,988	2,302,634	2,433,810

令和2年度より開始した事業補助金である。

(4) 単独給食実施校一覧

「福島市学校給食長期計画 2021（令和3年3月 福島市教育委員会）」より抜粋

◆単独給食実施校一覧（R2.5.1現在）

区分	No.	学校名	建築年	床面積 ㎡	調理食数		
					児童生徒数	教職員数	計
学校栄養職員 配置校	1	福島三小	昭和47年（1972年）	129	322	32	354
	2	森合小	昭和42年（1967年）	178	662	49	711
	3	渡利小	昭和54年（1979年）	181	376	30	406
	4	杉妻小	昭和54年（1979年）	185	645	47	692
	5	北沢又小	昭和54年（1979年）	185	416	35	451
	6	鎌田小	昭和54年（1979年）	128	548	41	589
	7	瀬上小	昭和48年（1973年）	124	518	37	555
	8	吉井田小	昭和48年（1973年）	129	457	37	494
	9	北信中	昭和55年（1980年）	152	747	57	804
	10	野田中	昭和57年（1982年）	135	375	36	411
	11	福島養護	昭和42年（1967年）	96	117	75	192
計(11)					5,183	476	5,659
学校栄養職員 未配置校	1	福島一小	昭和40年（1965年）	169	92	25	117
	2	福島二小	昭和46年（1971年）	133	199	25	224
	3	福島四小	昭和41年（1966年）	150	102	26	128
	4	清明小	昭和36年（1961年）	107	185	21	206
	5	三河台小	昭和48年（1973年）	128	417	29	446
	6	清水小	昭和56年（1981年）	175	491	39	530
	7	御山小	平成6年（1994年）	210	402	34	436
	8	岡山小	昭和56年（1981年）	160	413	36	449
	9	月輪小	昭和54年（1979年）	120	120	16	136
	10	飯坂小	昭和54年（1979年）	169	225	24	249
	11	庭坂小	昭和58年（1983年）	132	297	28	325
	12	庭塚小	昭和60年（1985年）	120	86	23	109
	13	水保小	平成元年（1989年）	99	76	17	93
	14	吾妻中	昭和49年（1974年）	110	219	27	246
計(14)					3,324	370	3,694
合計(25)					8,507	846	9,353

(5) 給食センター別受配校一覧

「福島市学校給食長期計画 2021 (令和3年3月 福島市教育委員会)」より抜粋

◆給食センター別受配校一覧 (R2.5.1 現在)

No.	センター名	開設年月日 建築面積	No.	学 校 名	調理食数		
					児 徒 数	教職員数	計
1	西部学校 給食センター 上名倉字下田24	昭和45年(1970年) 4月1日 781㎡	1	荒井小	167	17	184
			2	佐倉小	116	13	129
			3	佐原小	26	7	33
			4	大森小	662	45	707
			5	野田小	719	47	766
			6	清水中	407	32	439
			7	西信中	165	19	184
			8	信夫中	635	45	680
				計(8)	2,897	225	3,122
2	北部学校 給食センター 飯坂町平野字丸山12-5	昭和47年(1972年) 4月1日 856㎡	1	余目小	143	15	158
			2	矢野目小	393	25	418
			3	大笹生小	70	11	81
			4	笹谷小	526	34	560
			5	中野小	21	7	28
			6	平野小	455	36	491
			7	湯野小	135	17	152
			8	東湯野小	16	9	25
			9	信陵中	506	42	548
			10	大鳥中	140	18	158
			11	平野中	232	24	256
			12	西根中	107	19	126
	計(12)	2,744	257	3,001			
3	南部学校 給食センター 松川町字土腐16-1	昭和53年(1978年) 4月1日 829㎡	1	蓬萊小	244	26	270
			2	蓬萊東小	194	19	213
			3	立子山小	12	7	19
			4	松川小	399	35	434
			5	水原小	13	7	20
			6	金谷川小	81	12	93
			7	下川崎小	75	12	87
			8	鳥川小	336	29	365
			9	平田小	46	10	56
			10	平石小	26	9	35
			11	蓬萊中	273	28	301
			12	立子山中	4	9	13
			13	松陵中	312	25	337
	計(13)	2,015	228	2,243			
4	東部学校 給食センター 岡部字根深5-1	平成7年(1995年) 4月1日 1,668㎡	1	南向台小	107	13	120
			2	福島一中	593	43	636
			3	福島二中	221	30	251
			4	福島三中	436	34	470
			5	福島四中	457	35	492
			6	岳陽中	377	32	409
			7	渡利中	315	25	340
	計(7)	2,506	212	2,718			
5	福島市・川俣町学校 給食センター 伊達郡川俣町大字 鶴沢字中山1-20	平成19年(2007年) 4月27日 774㎡	1	飯野小	134	15	149
			2	大久保小	35	9	44
			3	青木小	26	7	33
			4	飯野中	112	18	130
	計(4)	307	49	356			
合計			44		10,469	971	11,440

(6) 学校給食センター

「福島市学校給食長期計画 2021（令和3年3月 福島市教育委員会）」より抜粋

	施設名	開設年月日	提供給食数 (1日あたり)	学校数(校)
1	西部学校給食センター	昭和45年(1970) 4月1日	3,122	8
2	北部学校給食センター	昭和47年(1972) 4月1日	3,001	12
3	南部学校給食センター	昭和53年(1978) 4月1日	2,243	13
4	東部学校給食センター	平成7年(1995) 4月1日	2,718	7
5	福島市・川俣町学校給食センター	平成19年(2007) 4月27日	356	4
合 計			11,440	44

(7) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより手続きを実施した。

- ・補助対象は適切か、公益上の必要性はあるか
- ・補助金の申請、決定、交付等の手続は定められた手順によっているか
- ・補助金額の算定及び交付時期は適切か
- ・補助事業の実績報告は適切か
- ・補助交付団体への指導・監督は適切か
- ・補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か

(8) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
監査対象年度（令和4年度）の福島型給食推進事業補助金に関する書類を閲覧し、交付要綱で定める事業及び交付先が補助対象になっていること、及び補助の公益的必要性を確認した。	<ul style="list-style-type: none"> ・福島型給食推進事業は「福島市学校給食長期計画2021」（令和3年3月公表）に基づく市の行政目的であり、学校給食費に対する保護者負担軽減を目的とした子育て支援の一環として公益上の必要性があるものと判断した。 ・「福島型給食推進事業補助金交付要綱」（以下、交付要綱）で定める補助対象事業は「福島型給食推進事業」、交付対象は自校において学校給食を提供する福島市立小・中・特別支援学校（小・中学部）（以下、単独給食実施校）25校であり、交付要綱で定める事業及び交付先が補助対象になっていたが、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。 ▶補助対象事業区分と交付対象について（監査の結果①指摘） ▶学校給食費会計の公会計化（監査の結果②意見）
監査対象年度（令和4年度）の福島型給食	・福島型給食推進事業補助金に関する一連

実施した手続	実施結果
<p>推進事業補助金に関する書類を閲覧し、補助金の申請、決定、交付等の手続が交付要綱に従い適切に行われているかを確認した。</p>	<p>の資料を閲覧した結果、交付要綱において必要とされる書類は徴求されており、手続は交付要綱に従い行われていたが、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。</p> <p>▶補助対象事業区分と交付対象について（監査の結果①指摘）</p> <p>▶学校給食費会計の公会計化（監査の結果②意見）</p>
<p>監査対象年度（令和4年度）の福島型給食推進事業補助金に関する書類を閲覧し、補助金額の算定及び交付時期は適切かを確認した。</p>	<p>・補助金額は交付要綱通りに算定されており、算定された金額が決定・交付されていた。交付時期は、補助事業の実施時期に対応した交付時期となっていた。</p>
<p>監査対象年度（令和4年度）の福島型給食推進事業補助金に関する書類を閲覧し、補助事業の実績報告は適切かを確認した。</p>	<p>・交付要綱において、当該年度の学校給食が完了した時点で、指定された期日までに実績報告をしなければならないとされており、実績報告書を閲覧した結果、適切に徴求・保管され、過不足が生じた場合は適切に追加交付・返納手続が行われていた。</p>
<p>監査対象年度（令和4年度）の福島型給食推進事業補助金に関する書類を閲覧し、補助交付先への指導・監督は適切かを確認した。</p>	<p>・実績報告は学年・補助実施額ごとに記載されており、実績報告を確認し過不足が生じた場合は適切に追加交付・返納手続が行われていた。</p> <p>・毎年度終了後、学校から教育委員会へ給食会計報告書が提出され、教育委員会は提出された給食会計報告書により各学校の給食会計の妥当性、滞納額等の確認をし、不備等があれば適切に指導を行っていることを確認した。</p>
<p>監査対象年度（令和4年度）の福島型給食推進事業補助金に関する書類を閲覧し、補助事業の効果測定及びそのフィードバックが適切かを確認した。</p>	<p>・令和4年度は単独給食実施校 25 校について、保護者負担となる給食費の約4分の1に相当する金額が各校に補助することとされた（児童1人1食あたり70円補助）。</p> <p>▶補助額の算出について（監査の結果③指摘）</p> <p>令和4年7月以降は物価高騰の影響を受け補助を拡充し、保護者負担給食費の約3分の1相当額（児童1人1食あたり30円補助拡充（※））につき、保護者負担の軽減に寄与していた（7月以降は児童1人1食あたり100円補助となっている）。</p> <p>（※）物価高騰に対する補助20円、保護者の負担軽減に対する補助10円</p> <p>・各学校は、上記児童1人1食あたり補助額を引いた金額を保護者から徴収していたが、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。</p> <p>▶学校給食費会計の公会計化（監査の結果②</p>

実施した手続	実施結果
	意見) ・「福島型給食推進事業」の一つの目的である地産地消の推進に関して、市の作成している「令和4年度地元農産物の活用日数集計」を閲覧したところ、令和4年度における学校給食における地元産農産物の活用日数は平均 85.3%であったが、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。 ▶補助対象事業区分と交付対象について（監査の結果①指摘）

(9) 監査の結果

①補助対象事業区分と交付対象について【指摘】

「福島型給食推進事業補助金交付要綱」第3条では、「交付対象は単独給食実施校とする。」とされており、単独給食実施校である福島市立小・中・特別支援学校（小・中学部）25校（以下、「単独給食実施校」という。）を交付対象とし、各学校が申請等手続を行っているが、福島市立小・中・特別支援学校（小・中学部）の学校設置者は福島市である。そのため、福島市が実施する事業に対して、設置者である福島市が学校に対して補助金を交付している状況に違和感が生じる。

この補助金は、事業費補助金として地産地消を進めるとともに、子育て支援策の一環として保護者負担の軽減を図ることを目的とする福島型給食推進事業の事業費補助金となっている。事業目的の一つである地産地消の推進について、福島型給食推進事業の補助金として交付された側が意識的に地産地消を推進したということはあるが、この補助金の活用によりどの程度推進されたのか、その活用成果の把握は不透明であり、かつ福島市のホームページ上においても、この補助額全額が保護者負担軽減額として公開され、地産地消を目的に包含する当該事業に対する補助金であったとは言い難く、市が別途地産地消の推進について事業目的としての調査はしているが、補助金の実績報告においても地産地消に関する報告はない。したがってこの補助金の目的としては、保護者負担の軽減に対する補助金であると考える。給食費における保護者負担額は学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条により、学校給食の運営に係る施設・設備の整備費、修繕費、人件費、光熱水費、食材費などのうち、食材費の部分を保護者が給食費として負担し、食材費以外のコストは全て学校設置者である市が負担することが規定されている。補助金の実態として、上述の通り、その全額が保護者の給食費負担の軽減に充てられており、この補助金の助成対象は児童・生徒（その保護者）である。

補助金の交付要綱では交付対象は単独給食実施校とされているが、この補助金の実態から交付対象は単独給食実施校ではない。関連する保護者への説明資料においても、「給食費の4分の1相当額の保護者負担の軽減を図る」旨、及び「助成対象となるのは、児童・生徒」との記載があり、福島市のホームページ上でも、「児童生徒1人1食あた

り 100 円の助成を実施」(令和 4 年度時点)と公開されており、市から提供される情報においても、交付される対象は学校ではなく児童・生徒(その保護者)である。

福島市としては、申請等の事務手続を保護者が行うことがないよう保護者の作業負担の軽減を配慮し、子育て支援策として保護者負担軽減を事業目的に含む福島型給食推進事業と絡めた対応により、事業費補助金かつ交付対象を単独給食実施校とする交付要綱となったものと考えられるが、福島市が行う事業に対して、福島市が設置した学校に補助金を交付して事業を実施させることは、本来あり得ない。このような対応になった一番の要因として、単独給食実施校については、各学校内で学校給食費の収支が管理される「私会計」が採用されているため、市の予算では対応できず、補助金交付の形式で学校給食費の保護者負担が軽減されたことが挙げられる(私会計については下記②参照)。

以上より、福島型給食推進事業補助金は学校ではなく、児童・生徒(その保護者)に対する補助であり、補助金を申請すべきは児童・生徒(その保護者)であったと考える。

この福島型給食推進事業補助金は令和 5 年度においても継続されており、物価高騰等の影響が続く中、子育て支援の一環として今後も継続されることが想定される。助成される対象を再確認し、保護者の事務的な負担軽減については事務手続を代理委任状等で対応する等、支給実体及び実務上対応を踏まえた交付要綱の整備が必要である。

【学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)】

(経費の負担)

第十一条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費(以下「学校給食費」という。)は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者の負担とする。

【学校給食法施行令(昭和二十九年政令第二百十二号)】

(設置者の負担すべき学校給食の運営に要する経費)

第二条 学校給食の運営に要する経費のうち、法第十一条第一項の規定に基づき義務教育諸学校の設置者が負担する経費は、次に掲げる経費とする。

一 義務教育諸学校において学校給食に従事する職員(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第三十七条(同法第四十九条、第四十九条の八及び第八十二条において準用する場合を含む。)又は第六十九条の規定により義務教育諸学校に置かれる職員をいう。)に要する給与その他の人件費。ただし、市町村立の学校にあつては、市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条の規定により都道府県の負担とされる経費を除く。

二 学校給食の実施に必要な施設及び設備の修繕費

②学校給食費会計の公会計化【意見】

福島型給食推進事業補助金の交付対象は単独給食実施校とされており、その他の福島市立小・中学校は含まれていない。その他の福島市立小・中学校は5ヵ所の学校給食センターにより受配している44校（以下、学校給食センター受配校）である。

学校給食センター受配校の学校給食費は、公費として議会承認（市の予算・決算）などを通して収支が管理される「公会計」が採用されていることから、保護者負担額の軽減は市の給食費予算内で対応することで軽減されている。一方、単独給食実施校における学校給食費の保護者負担の軽減は、福島型給食推進事業補助金を交付することにより軽減されている。単独給食実施校は、各学校で学校給食費の収支が管理される「私会計」が採用されており、市の会計内では対応できないためである。

「福島市学校給食長期計画 2021（令和3年3月 福島市教育委員会）」より抜粋

1.1 給食会計の整理（公会計・私会計）

福島市の学校給食会計は、給食センター44校が「公会計」、単独給食実施校25校が「私会計」となっており、2つの方式により運用されています。

「公会計」は、市の予算・決算を通して収支が管理される会計方式、これに対し「私会計」は学校でのみ収支が管理される会計方式です。

この2つの方式を、会計の透明性と負担の公平性の観点から「公会計」へ整理・移行する必要があります。

福島型給食推進事業では、その事業目的の1つである子育て支援施策の一環として、学校給食費の保護者負担軽減を図るべく、「福島市学校給食長期計画 2021（令和3年3月 福島市教育委員会）」において「公立小中学校の給食費の約1/4を負担軽減」する旨記載されており、令和2年4月より保護者負担となる給食費の約4分の1に相当する補助を実施、令和4年7月以降は物価高騰の影響を受け補助を拡充し、保護者負担給食費の約3分の1に相当する補助を実施した。保護者負担軽減額（市補助額）は、単独給食実施校の小中学校も学校給食センター受配校小中学校も同額としているが、この軽減額は学校給食センター受配校の小中学校における1食あたりの食材費を基準に算出されている。しかし、単独給食実施校では1食あたり食材費の単価について、各学校内で学校給食費の収支が管理される「私会計」が採用されていることから各学校が独自に算定しており、保護者負担軽減額が同額であったとしても単独給食実施校内で保護者負担額、補助割合は学校ごとに相違しており、学校給食センター受配校とも相違している。

教育委員会作成資料及び福島市ホームページにより、各学校の保護者負担額を確認したところ、単独給食各校内における格差及び単独給食実施校と学校給食センター受配校の格差が生じていた。1食あたり数十円の格差とはいえ、年間であればそれ相応の格差となり、同自治体内での保護者負担の格差は公平性の観点から問題がある。

(なお、補助割合については、下記③各学校の補助割合について【意見】参照)

【単独給食実施校】

「単独給食実施校における福島型給食推進事業補助金の推移」より作成

単独給食実施校【小学校】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1食あたりの食材費 (平均額)	298円	298円	319円
保護者負担軽減額 (市助成額)	70円	70円	100円
保護者負担額 (平均額)	228円	228円	219円

※令和4年度における各校の金額について、1食あたりの食材費は310円～330円、保護者負担額は210円～220円の範囲内にあった。

単独給食実施校【中学校】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1食あたりの食材費 (平均額)	335円	355円	355円
保護者負担軽減額 (市助成額)	70円	70円	100円
保護者負担額 (平均額)	265円	265円	255円

※令和4年度における各校の金額について、1食あたりの食材費は340円～360円、保護者負担額は240円～260円の範囲内にあった。

【学校給食センター受配校】

●学校給食センター受配校【小学校】の場合…“給食費の約4割”を市が助成

	～令和2年3月	令和2年4月～ 令和4年6月	令和4年7月～ 令和5年4月	令和5年5月～ 令和6年3月
1食あたりの食材費	260円	280円	300円	330円
保護者負担軽減額 (市助成額)	-	70円	100円	130円 約4割に相当
保護者負担額	260円	210円	200円	200円

●学校給食センター受配校【中学校】の場合…“給食費の約3割”を市が助成

	～令和2年3月	令和2年4月～ 令和4年6月	令和4年7月～ 令和5年4月	令和5年5月～ 令和6年3月
1食あたりの食材費	310円	330円	350円	380円
保護者負担軽減額 (市助成額)	-	70円	100円	130円 約3割に相当
保護者負担額	310円	260円	250円	250円

●単独給食実施校 (学校単位で給食を提供している学校) の場合…学校単位で給食費は異なりますが、保護者負担軽減額 (市助成額) は一律130円です。(小学校: 給食費の約4割、

福島市では公会計化について、令和3年3月に公表された「福島市学校給食長期計画2021」において、以下の記載がある。

(2) 給食会計の整理

文部科学省では、地方公共団体における学校給食費の公会計化を促進するとともに、保護者からの学校給食費の徴収・管理業務を地方公共団体が自らの業務として行うことを促進するため、令和元年7月に「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」を作成しました。

現在、福島市では、単独給食実施校25校において、給食会計を「私会計」で行っていますが、給食会計の透明性、公平性を確保する観点から、今後、公会計化を進めます。

現状、長期計画の目標は進展していない。この点について担当者に確認したところ、当初は公会計システム構築を令和4年度に予算化し、令和5年度から公会計化を進める予定であったが、西部学校給食センターと北部学校給食センターを統合して「新学校給食センター」が令和8年度から運営開始予定となったことから、新学校給食センター運営開始に伴い、単独給食実施校の内、学校栄養職員未配置校である12校を新たに学校給食センター受配校とするよう進めているとの回答があった。なお、単独給食実施校は現在25校あるが、残りの13校については、市の予算等の兼ね合いもあり現時点において公会計化の予定は現時点においては未定とのことであった。

③補助額の算出について【指摘】

「福島市学校給食長期計画2021（令和3年3月福島市教育委員会）」においては、福島型給食推進事業（令和2年度より実施）における給食費の保護者負担軽減として、「公立小中学校の給食費の約1/4を負担軽減」とされている。

保護者負担軽減額（補助額）について、算出方法を確認したところ、算出当時の小中単独給食実施校と小中学校給食センター受配校の各校における1食あたりの平均単価295円の約 $1/4 = 70$ 円を保護者負担軽減額としたとの回答を得た。単独給食実施校では「私会計」が採用されており、1食あたり食材費の単価は各学校が独自に算定していることから学校ごとに単価が相違しており、学校給食センター受配校とも単価が相違する。そのため、平均単価を算出するにあたっては、各校の単価を確認、集計して算出しているはずであろうが、算出した資料を監査において依頼したものの、確認することができなかった。

保護者負担軽減額について、生徒・児童(保護者)には、福島市のホームページにおいても公表しているが、算出方法の記載はなく軽減額の報告となっており、単独給食実施校については「1食あたりの食材費と保護者負担額は学校ごとに異なります」の記載のみである。また保護者に対しては学校から通知を配布しているが、内容は報告となっ

おり同様である。

「福島市学校給食長期計画 2021」については福島市ホームページから閲覧でき、「公立小中学校の給食費の約 1/4 を負担軽減」と計画上されていることから、1 食あたりの食材費の約 1/4 が軽減額と把握できる。この点、福島市全ての小中学校で 1 食あたりの食材費単価が同額であれば問題はないと考えるが、福島市の学校給食は、単独給食実施校は各校で単価が相違し、また小学校と中学校においても単価が相違する中で、一律に平均額を算出し、全学校で同額を軽減額とするのであれば、約 1/4 を負担軽減とはなっているとしても、補助割合は若干でも相違しており、公平性に懸念が生じることは望ましいことではなく、算出根拠について明確にし、納得が得られるような説明責任が果たされるべきである。

なお、令和 4 年 7 月以降は物価高騰の影響を受け補助を拡充し、保護者負担給食費の約 3 分の 1 相当する補助を実施、令和 5 年度からは小学校：給食費の約 4 割、中学校：給食費の約 3 割に相当の補助を実施している。